

東御市公共施設等総合管理計画[改訂版]

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

東御市

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画の位置づけ	2
1.3. 計画期間	2
1.4. 対象範囲	3
2. 公共施設等を取り巻く現状と課題	5
2.1. 人口の現状と見通し	5
(1) 総人口	5
(2) 地区別人口	6
2.2. 財政の状況と見通し	8
(1) 歳入	8
(2) 歳出	9
2.3. 公共施設等の状況と見通し	10
(1) 公共施設の状況	10
(2) インフラ資産の状況	15
(3) 公共施設等の将来更新等費用の見通し（計画策定当初の費用）	21
(4) 長寿命化の対策等を実施した場合の将来の更新等費用（対策後の費用）	24
(5) 長寿命化の対策等の効果	27
2.4. 公共施設等を取り巻く課題	28
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	29
3.1. 公共施設等マネジメントの基本目標	29
3.2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	32
(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針	32
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	33
(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針	34
(4) 統合や廃止の推進方針	34
(5) ユニバーサルデザイン化の方針	35
(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	36

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針…………… 38

- 4. 1. 公共施設…………… 38
- 4. 2. インフラ資産…………… 68

5. 推進体制…………… 70

- 5. 1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方…………… 70
 - (1) 全庁的な取組体制の構築…………… 70
 - (2) 情報の一元管理・共有化…………… 71
- 5. 2. フォローアップの実施方針…………… 72
 - (1) PDCA サイクルによる計画の推進…………… 72
 - (2) 議会・市民との情報共有…………… 72

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体では、1960年代から1970年代にかけて公共施設が集中的に整備され、その公共施設の建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。

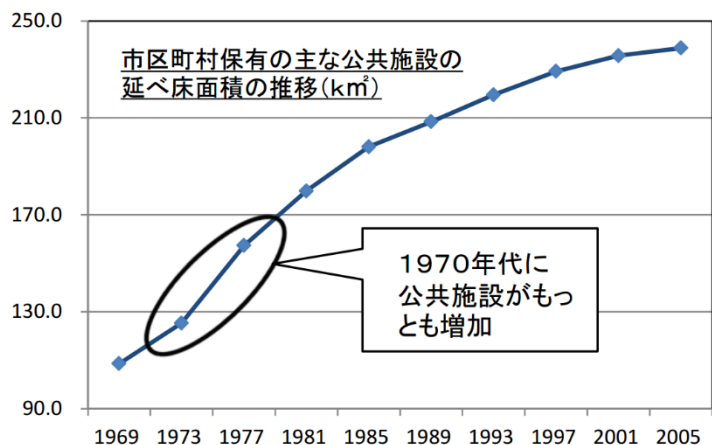
さらに、人口減少等によって既存の公共施設に対する需要の変化も想定されています。これらのことを踏まえ、公共施設等の実態を把握するとともに、将来において適正な供給量や配置を実現することが、全国共通の課題となっています。

このような公共施設等の状況及び課題を踏まえ、国では、2013年11月

「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年6月14日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、2014年4月に地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。本市においても公共施設等の老朽化が進み、改修や建替えが必要な時期を多くの公共施設等が迎えようとしています。また、財政面においては、全国的な傾向と同様に、税収の伸び悩みと歳出の増加に伴い、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難なことが想定されます。

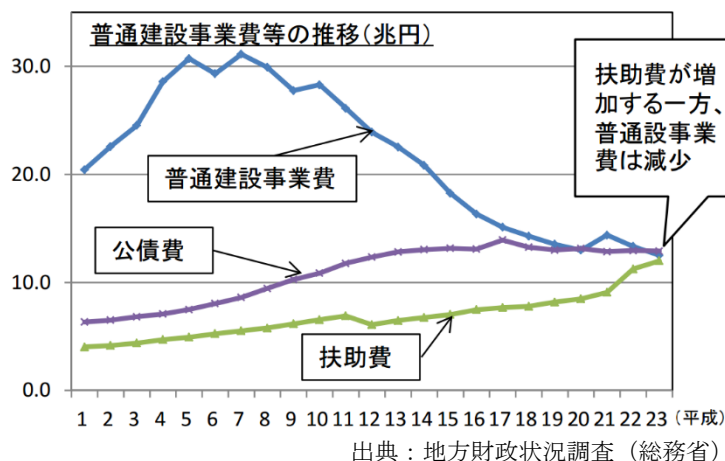
このような背景の中、2017年3月に「東御市公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、この計画を具体化するために、各施設の劣化状況を調査し、施設の計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ることを目的に公共施設、インフラ施設の個別施設計画等を策定しました。この間、国では2018年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、2021年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

このような状況を踏まえ、「東御市公共施設等総合管理計画」を改訂するものです。



出典：公共施設状況調査（総務省）

図 1-1 地方公共団体の主な公共施設の延床面積の推移



出典：地方財政状況調査（総務省）

図 1-2 普通建設事業費等の推移

1.2. 計画の位置づけ

2013 年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

東御市公共施設等総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体における「行動計画」に相当します。

本市のまちづくりの最上位計画である「東御市総合計画」や関連計画を踏まえ、策定するもので、今後の各施設の個別施設計画の指針となるものです。

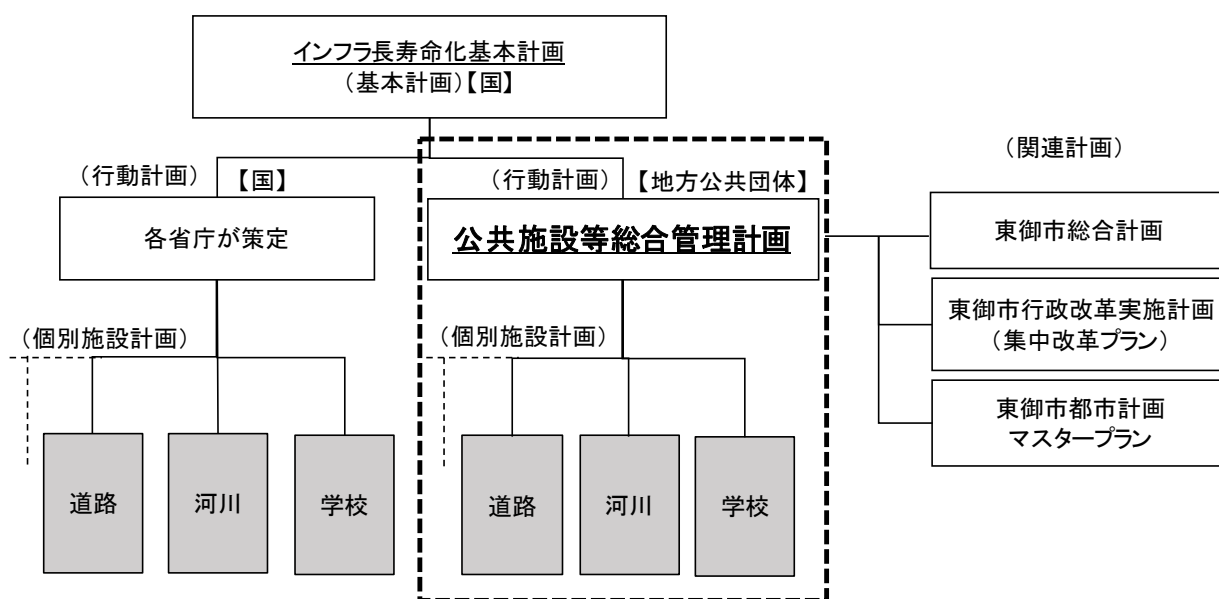


図 1-3 本計画の位置づけ

1.3. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、2017 年度から 2056 年度までの 40 年間を計画期間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの変更や社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

計画期間 40 年
(2017 年度から 2056 年度まで)

1. 4. 対象範囲

本計画の対象は市有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及びインフラ資産とします。

公共施設については、市民文化施設、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設などの13分類、インフラ資産については、道路、橋りょう、上水道、下水道、農道、林道の6分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。

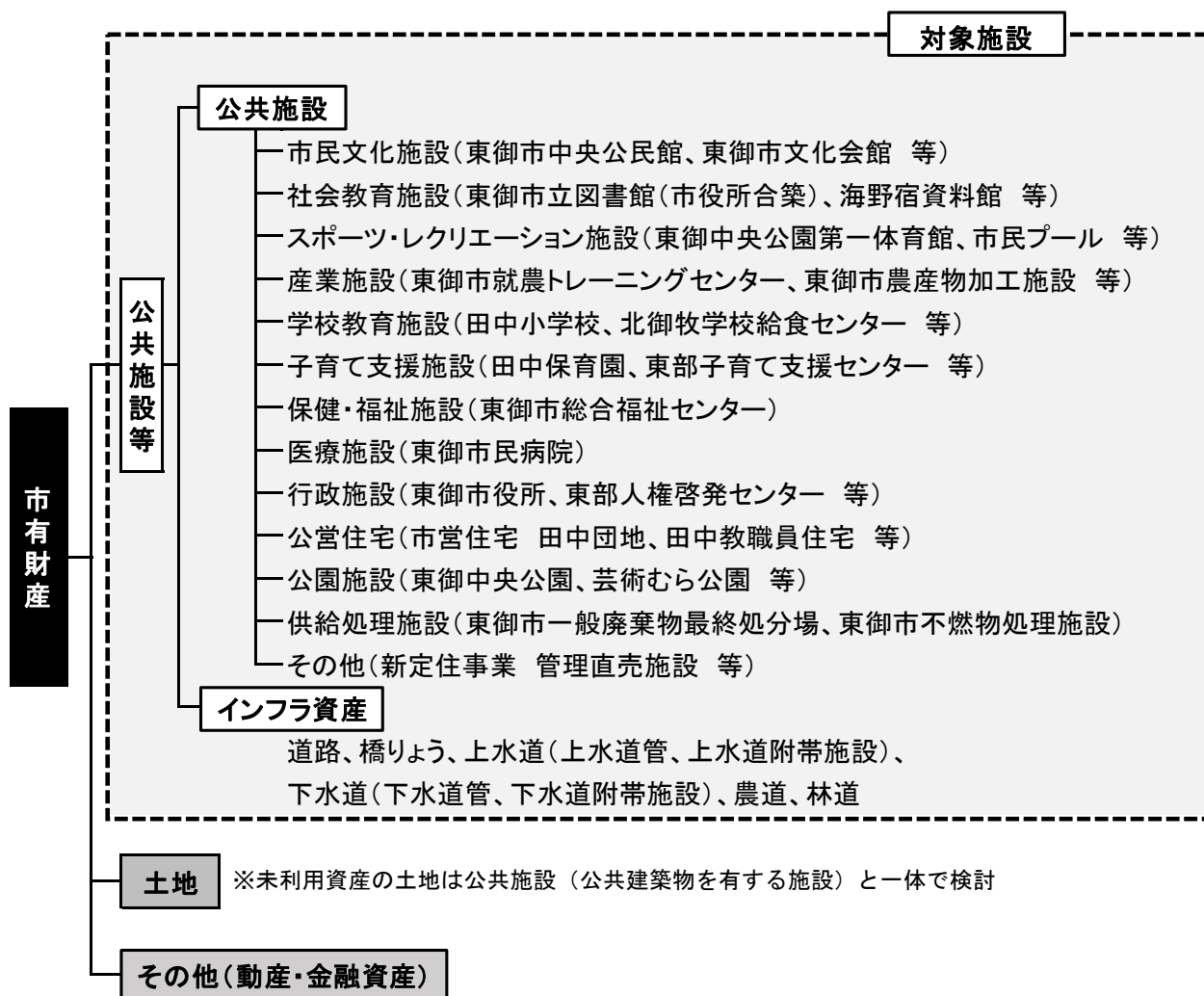


図 1-4 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
市民文化施設	集会施設	加沢集会所、西宮集会所、田中集会所、東御市滋野コミュニティセンター、東御市和コミュニティセンター、東御市中央公民館、東御市祢津公民館、東御市青年研修センター
	文化施設	東御市総合交流促進施設（梅野記念絵画館）、東御市文化会館
社会教育施設	図書館	東御市立図書館（市役所合築）
	博物館等	東御市田中資料館、東御市和記念館、海野宿資料館、海野宿玩具館、力土雷電の生家
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	ゆうゆうアリーナ（屋内ゲートボール場）、東御市ふれあい体育館、東御市海野マレットゴルフ場、北御牧体育館、東御中央公園第一体育館、第二体育館、テニスコート、屋内ゲートボール場、弓道場、武道館、市民プール湯の丸高原屋内運動施設、湯の丸高原荘、湯の丸高原荘別棟
	レクリエーション施設・観光施設	東御市集落広場施設（憩いの家）、ふれあい広場、海野宿公衆トイレ、海野宿滞在型交流施設（うんのわ）、湯の丸地藏峠公衆トイレ、湯の丸キャンプ場（炊事棟）、湯の丸高原ビジターセンター、東御市温泉コミュニティセンター（御牧苑）、池の平公衆トイレ等
	保養施設	東御市温泉健康複合施設（ゆうふるtanaka）、東御市農林漁業体験実習館（湯楽里館）、アートヴィレッジ明神館、東御市ふれあいトロンセンター、東御市温泉コミュニティセンター（御牧乃湯）
産業施設	産業施設	東御市就農トレーニングセンター、東御市農産物加工施設（信州味の里とうみ）、羽毛田勤労者会館
学校教育施設	学校	田中小学校、滋野小学校、祢津小学校、和小学校、北御牧小学校、東部中学校、北御牧中学校
	その他教育施設	北御牧学校給食センター、中間教室
子育て支援施設	保育園	田中保育園、滋野保育園、祢津保育園、和保育園、北御牧保育園
	幼児・児童施設	東部子育て支援センター、田中児童館、滋野児童館、祢津児童館、和児童館、みまき未来館（北御牧子育て支援センター）、みまき未来館（北御牧児童館）
保健・福祉施設	その他社会福祉施設	東御市総合福祉センター
医療施設	医療施設	東御市民病院
行政施設	庁舎等	東御市役所、北御牧庁舎
	その他行政施設	東部人権啓発センター、北御牧人権啓発センター、北御牧庁舎周辺施設（旧村営バス車庫、旧有線放送庁舎、市営バス停）
公営住宅	公営住宅	市営住宅 日向が丘団地、市営住宅 瓜田団地、市営住宅 田中団地、市営住宅 田中中央団地、市営住宅 常田団地、市営住宅 島川原住宅団地、市営住宅 切久保住宅、市営住宅 大日向住宅団地、市営住宅 御牧原住宅団地、市営住宅 本下之城住宅、市営住宅 羽毛山住宅団地、市営住宅 政所住宅、市営住宅 瓜田住宅、市営住宅 姫子沢住宅、市営住宅 GH島川原、市営住宅 GH布引、就農希望者等受入住宅、田中教職員住宅、滋野教職員住宅、祢津教職員住宅、和職員住宅、和教職員住宅、大川教職員住宅、北御牧教職員住宅
公園施設	公園施設	芸術むら公園、東御中央公園、あがた御膳水公園、伊豆宮公園、芸術むら公園住宅
供給処理施設	供給処理施設	東御市一般廃棄物最終処分場、東御市不燃物処理施設 生ゴミリサイクル施設（エコクリーンとうみ）
その他	その他	新定住事業 管理直売施設、サンファーム、浦久保共同作業所、加沢地区共同園芸施設、本海野共同作業所、滋野駅前公衆トイレ、田中駅前公衆トイレ、東御市産地形成促進施設、東御市農畜産物処理加工施設、東御市農畜産物販売施設、湯の丸センター、旧稚蚕飼育所、旧御牧原保育園、旧東御市高齢者センターみまき、旧東御市北御牧郷土資料館 農林水産物直売食材供給施設（道の駅「雷電くるみの里」）、旧東御市地域情報交流施設

(2021 年 10 月時点)

2. 公共施設等を取り巻く現状と課題

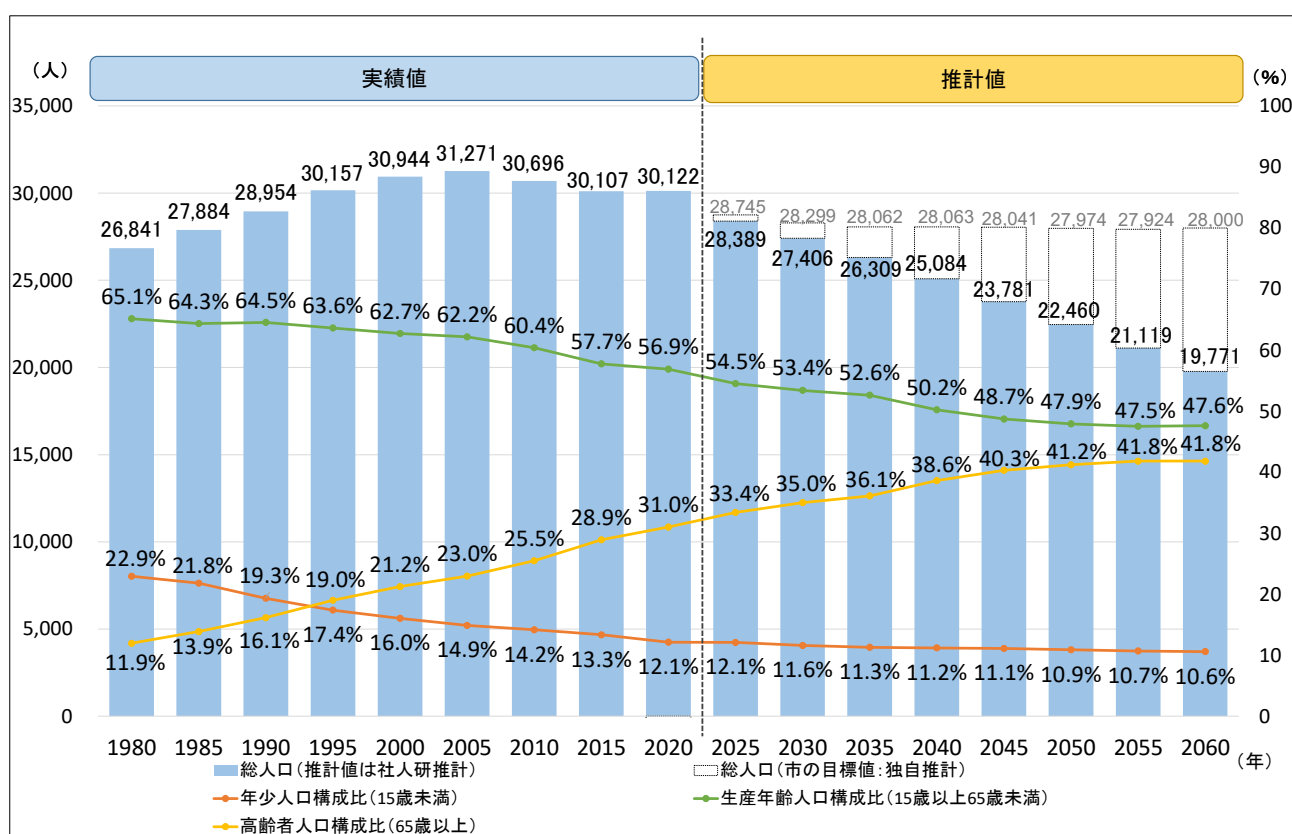
2.1. 人口の現状と見通し

(1) 総人口

本市の総人口は 2005 年の 31,271 人をピークに減少に転じ、2020 年では 30,122 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、2010 年以降は減少傾向にあり、2060 年には 20,000 人を下回ると推計されています。

年齢 3 階層別の構成比をみると、2020 年の年少人口構成比は 12.1%、高齢者人口構成比は 31.0%となっています。その後も年少人口構成比は減少、高齢者人口構成比は増加し、2060 年には年少人口構成比は 10.6%、高齢者人口構成比は 41.8%となり、将来的に少子高齢化が加速すると推計されています。

※市の独自推計による総人口の目標値は、東御市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）において、目標年次である 2060 年まで 28,000 人程度を維持することとしています。



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

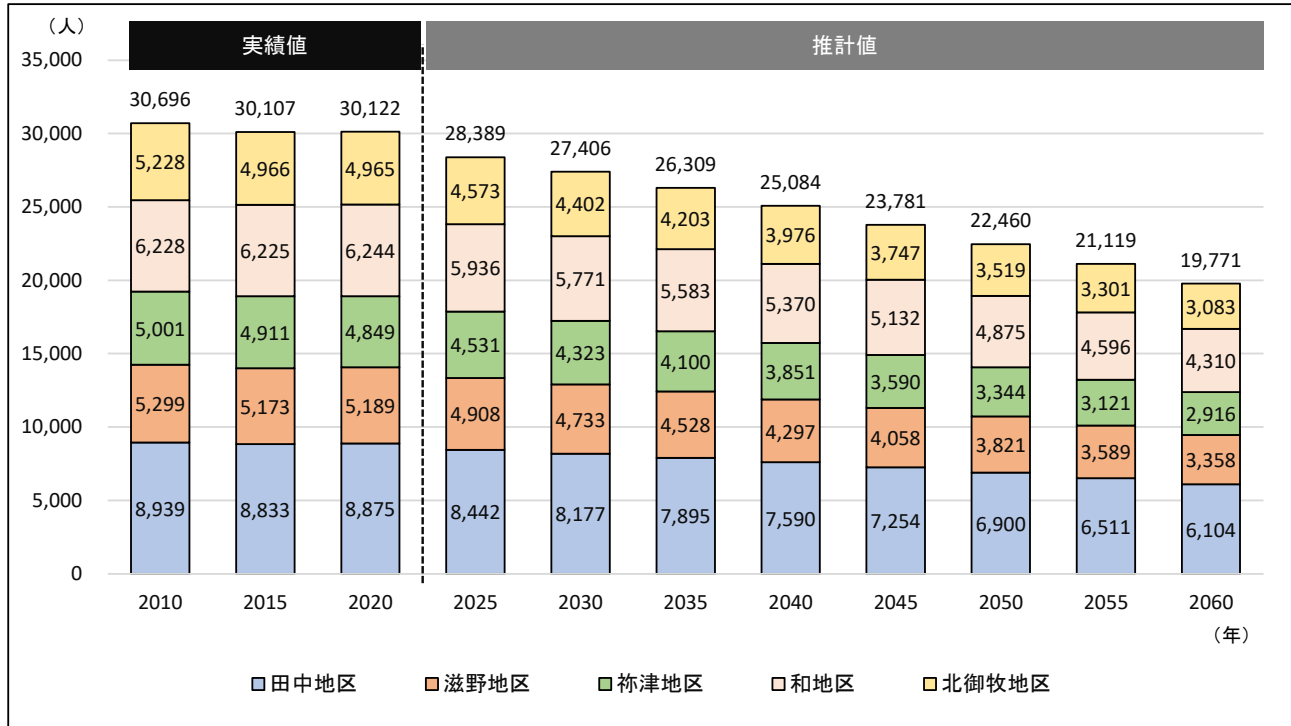
出典：実績値は国勢調査、推計値は東御市人口ビジョン改訂版

図 2-1 本市の総人口及び年齢 3 階層別人口構成比の推移と見通し

(2) 地区別人口

社人研推計による 2060 年の地区別の人口は、実績値の 2020 年と比べて、全ての地区で減少すると推計されています。特に人口減少が著しいのは柵津地区であり、2020 年から 2060 年の 40 年間で人口減少率が 40%程度になるものと推計されています。

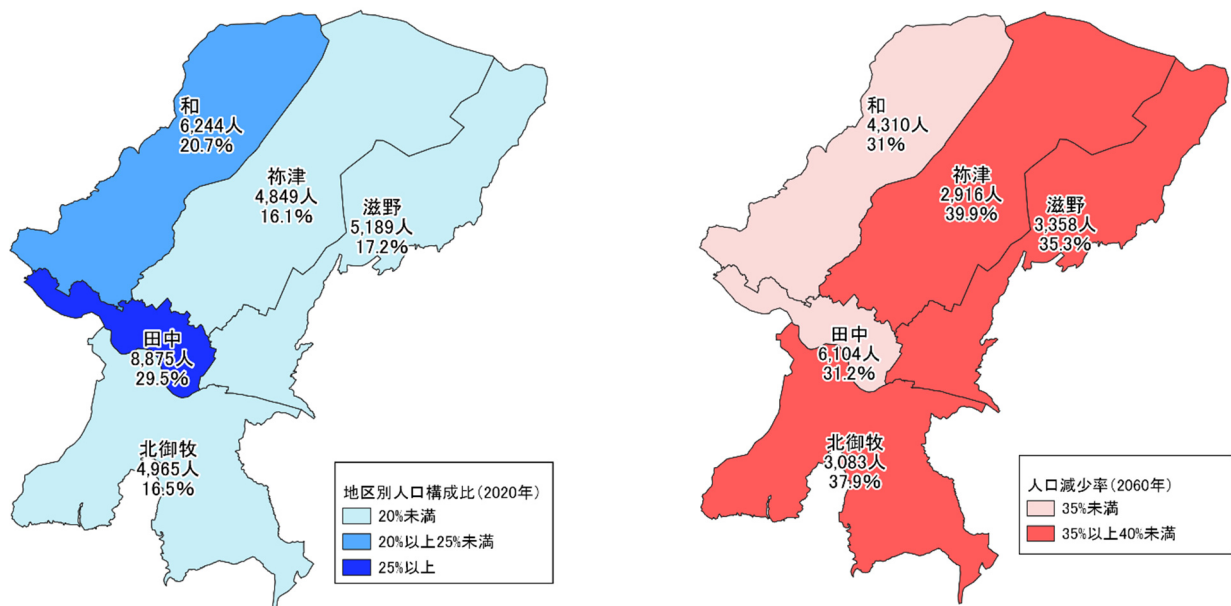
年齢 3 階層別の人口構成比の変化をみると、高齢者人口構成比は大きく増加し、年少人口構成比及び生産年齢人口構成比は減少するものと推計されています。



※推計値に関しては、人口ビジョンの推計値を基に、人口ビジョンの地区別将来推計の構成比により設定
※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

参考資料：実績値は国勢調査、推計値は東御市人口ビジョン改訂版

図 2-2 地区別将来人口の推移

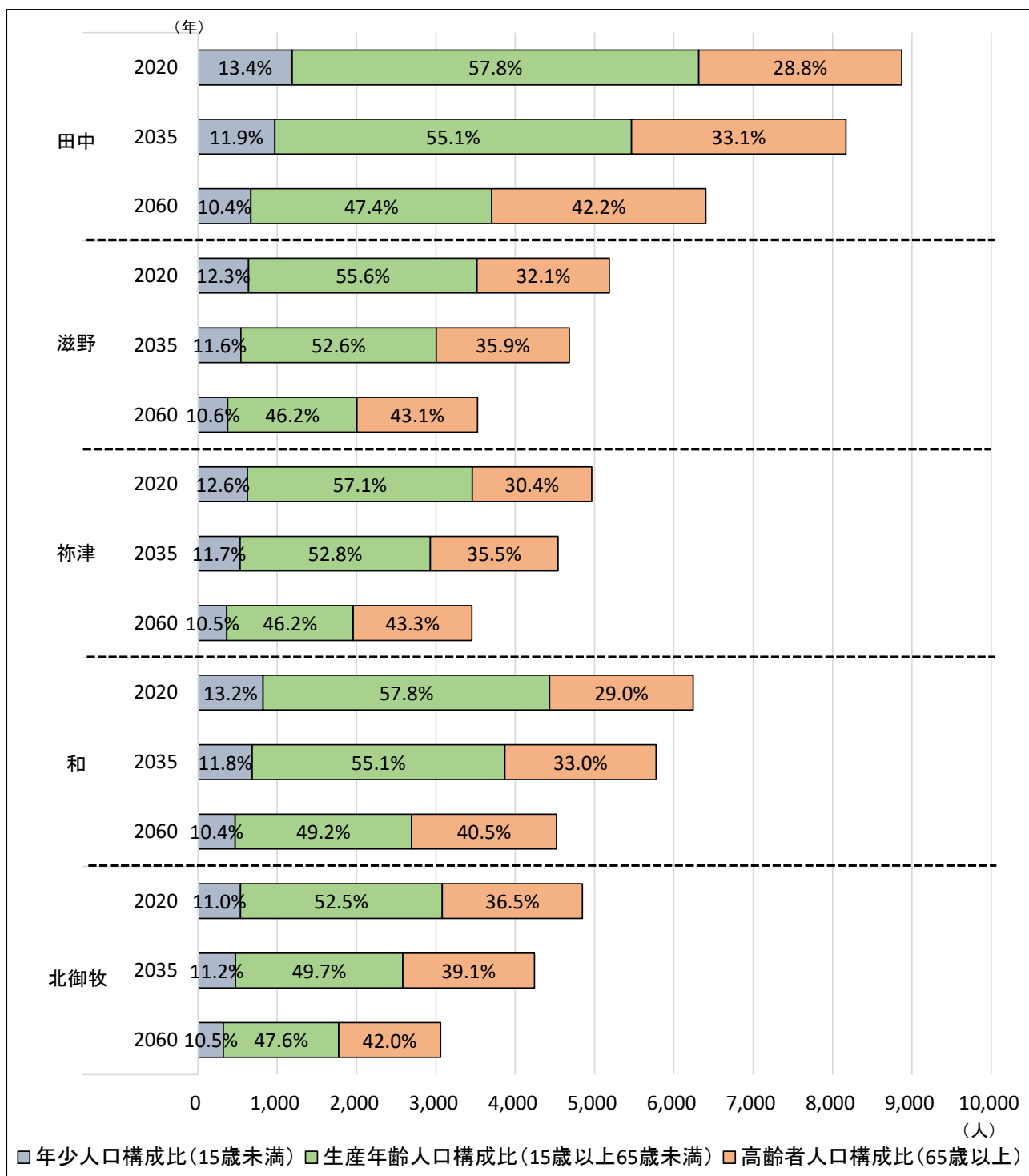


※地区別人口構成比：市全体における各地区の人口構成比

※人口減少率は、2020 年と 2060 年の 2 時点で作算

参考資料：2020 年は国勢調査、2060 年は東御市人口ビジョン改訂版

図 2-3 地区別人口と構成比（2020 年）、人口減少率（2060 年）



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

※地区別将来人口構成比は、国勢調査人口をベースとして推計したものではなく、2015年の住民基本台帳をベースに推計しているため、5地区合計の総人口はP6の社人研推計の総人口と一致しません。

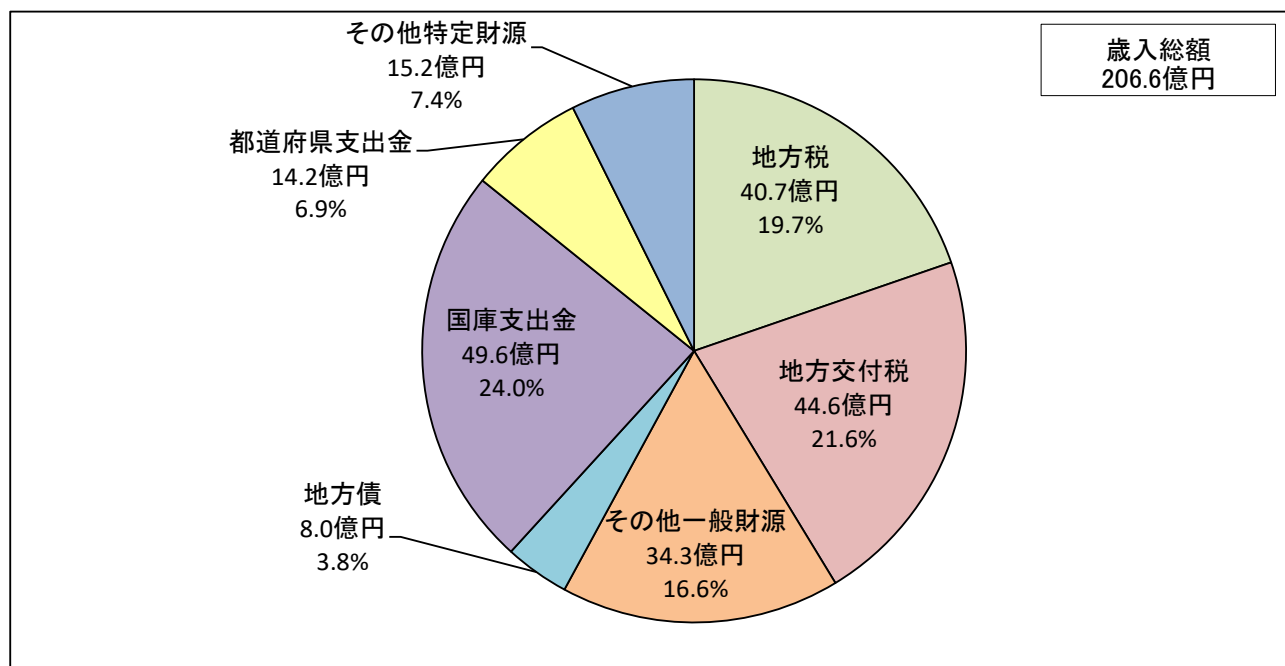
参考資料：東御市人口ビジョン改訂版

図 2-4 地区別将来人口構成比の推移（年齢3階層別）

2.2. 財政の状況と見通し

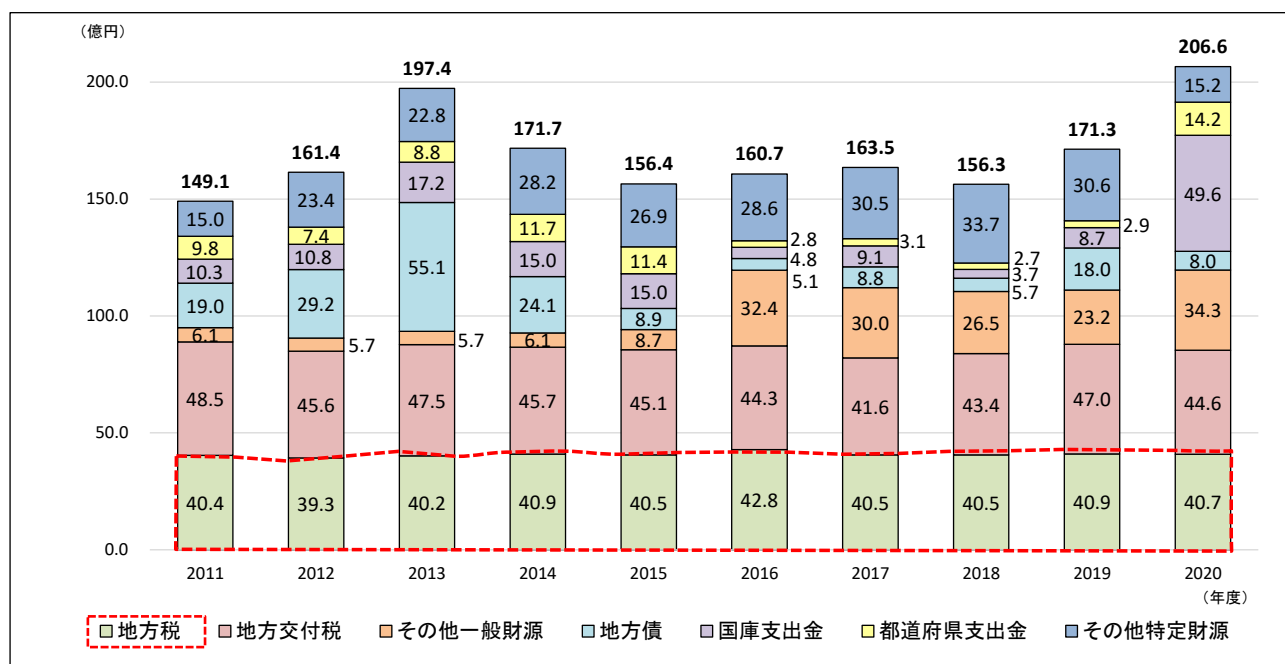
(1) 歳入

地方税については、2011 年度から 2020 年度の 10 年間は 40 億円程度で推移しており、大きな変動はありません。将来の高齢化の進行、生産年齢人口の減少が推計されている中で、税収は減少する見込みであり、今後必要となる財源を確保していくことは厳しい状況にあります。



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-5 2020 年度の歳入の内訳 (普通会計)

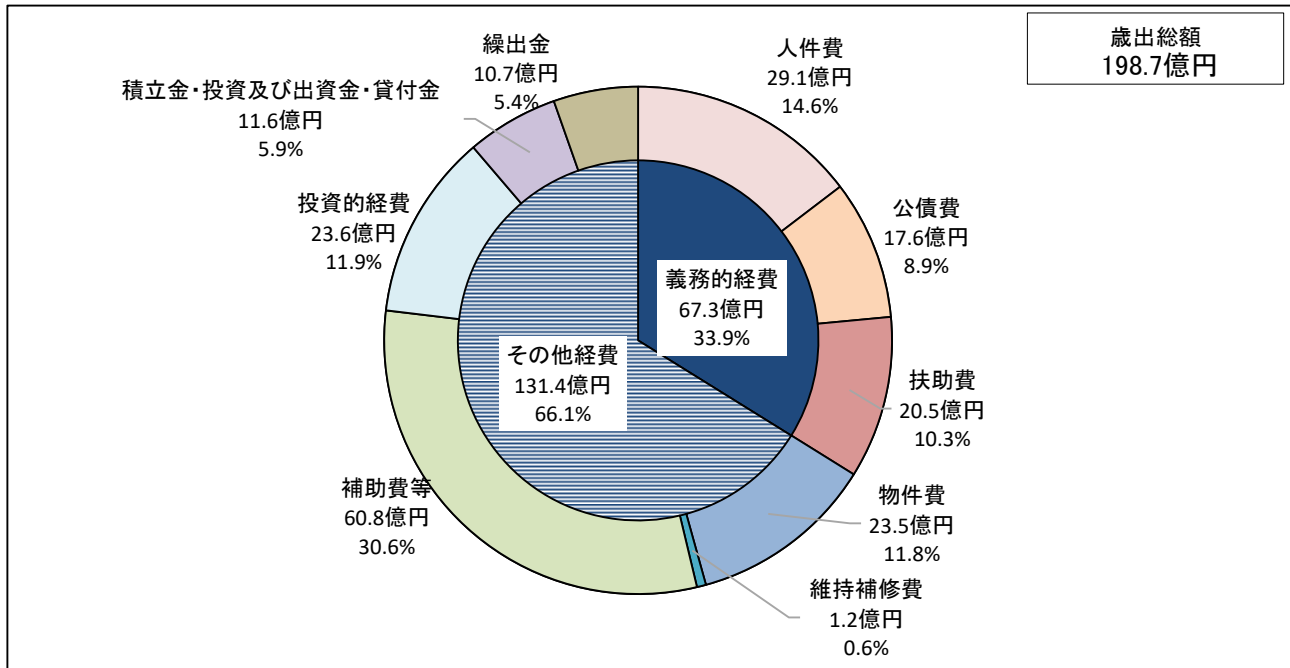


※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-6 歳入の推移

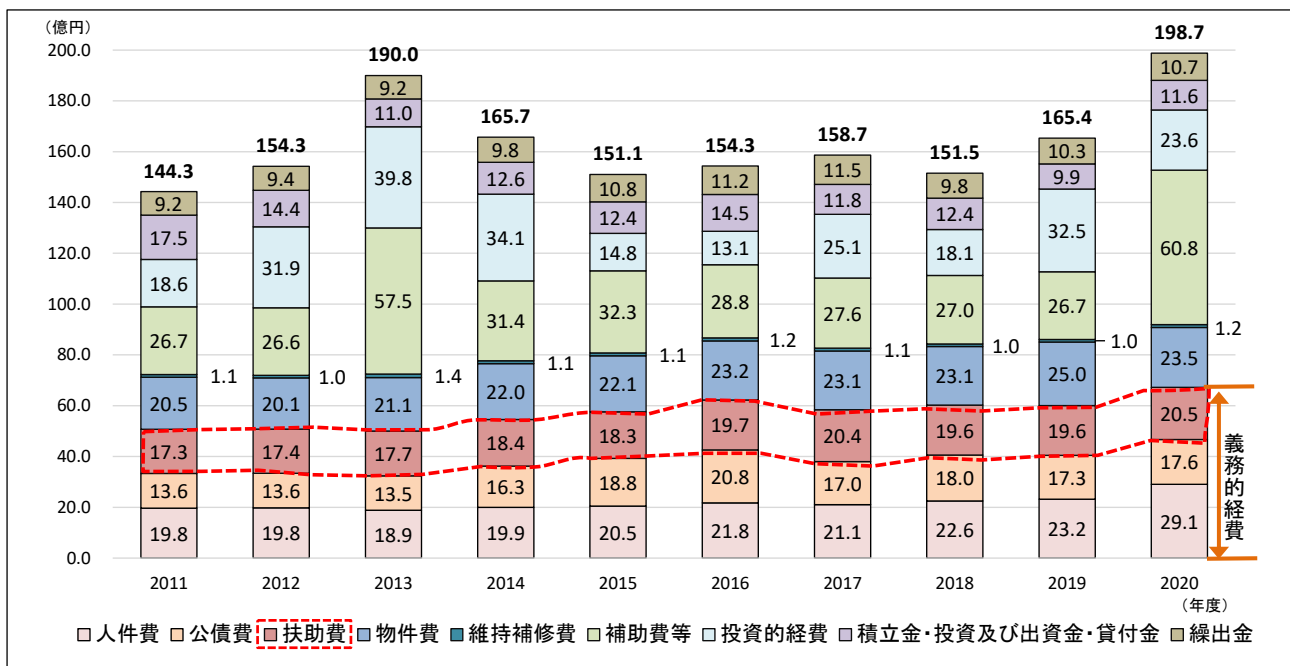
(2) 歳出

義務的経費のうち扶助費をみると、2011年度から2020年度の10年間で約3億円増加しています。今後も、高齢化社会の進行に伴い、扶助費は更に増加していくことが予想され、公共施設等の整備に要する経費である投資的経費について、現在の水準を維持していくことが困難になることが想定されます。



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-7 2020 年度の歳出の内訳（普通会計）



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-8 歳出の推移

2.3. 公共施設等の状況と見通し

(1) 公共施設の状況

①施設の保有状況

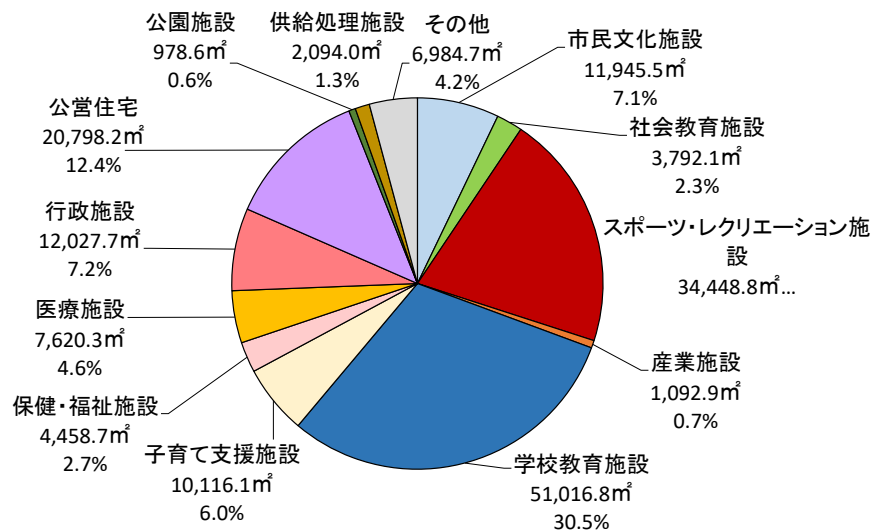
2021年調査時点で、本市の公共施設の保有数は124施設あり、総延床面積は167,374㎡となっています。延床面積の主な内訳は、学校教育施設（51,017㎡）が最も多く公共施設全体の30.5%を占めています。次いで、スポーツ・レクリエーション施設（34,449㎡）が20.6%、公営住宅（20,798㎡）が12.4%の順となっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(施設数)	(%)	(㎡)	(%)
市民文化施設	10	8.1	11,945.5	7.1
社会教育施設	6	4.8	3,792.1	2.3
スポーツ・レクリエーション施設	28	22.6	34,448.8	20.6
産業施設	3	2.4	1,092.9	0.7
学校教育施設	9	7.3	51,016.8	30.5
子育て支援施設	12	9.7	10,116.1	6.0
保健・福祉施設	1	0.8	4,458.7	2.7
医療施設	1	0.8	7,620.3	4.6
行政施設	5	4.0	12,027.7	7.2
公営住宅	24	19.4	20,798.2	12.4
公園施設	5	4.0	978.6	0.6
供給処理施設	3	2.4	2,094.0	1.3
その他	17	13.7	6,984.7	4.2
合計	124	100.0	167,374.3	100.0

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

2021年10月時点



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-9 公共施設の施設分類別延床面積

②老朽化の状況

本市の公共施設の建築年度別の延床面積の状況をみると、建築後 30 年未満の施設が 98,517 m² (58.9%) と比較的新しい施設が多くを占めていますが、学校教育施設は約半分が建築後 30 年以上を経過しています。

建築物は一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後はこれらの公共施設の老朽化に対応していく必要があります。

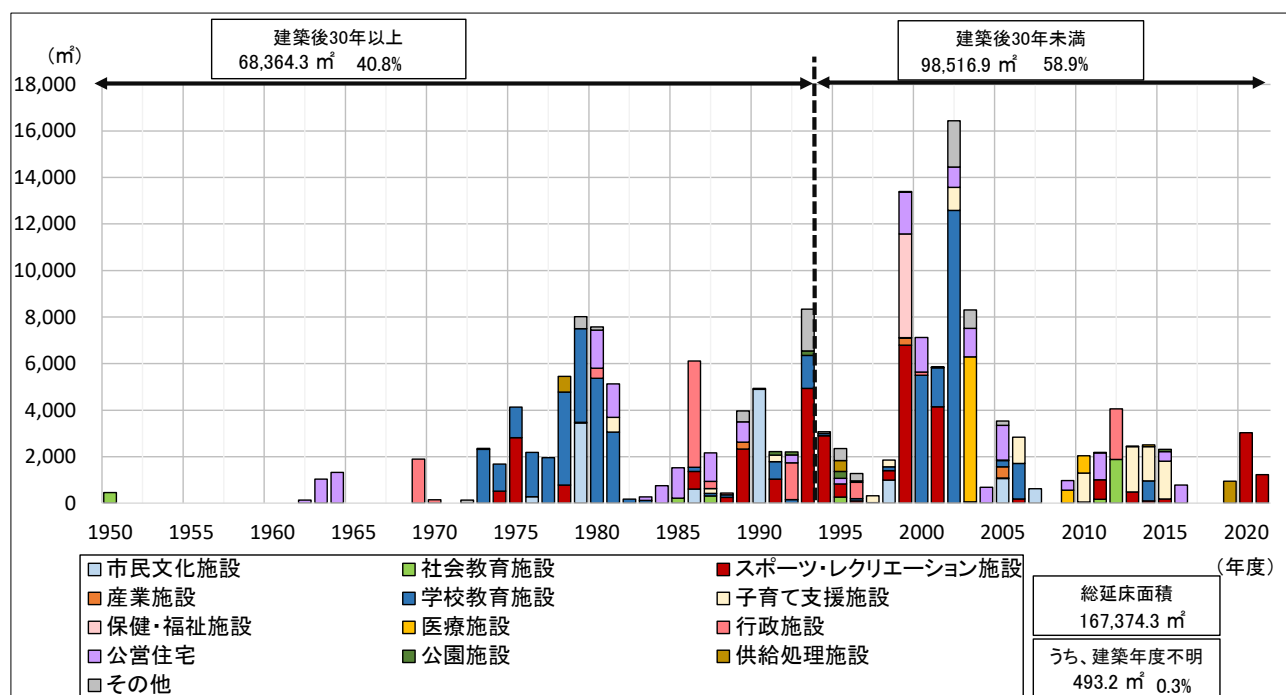
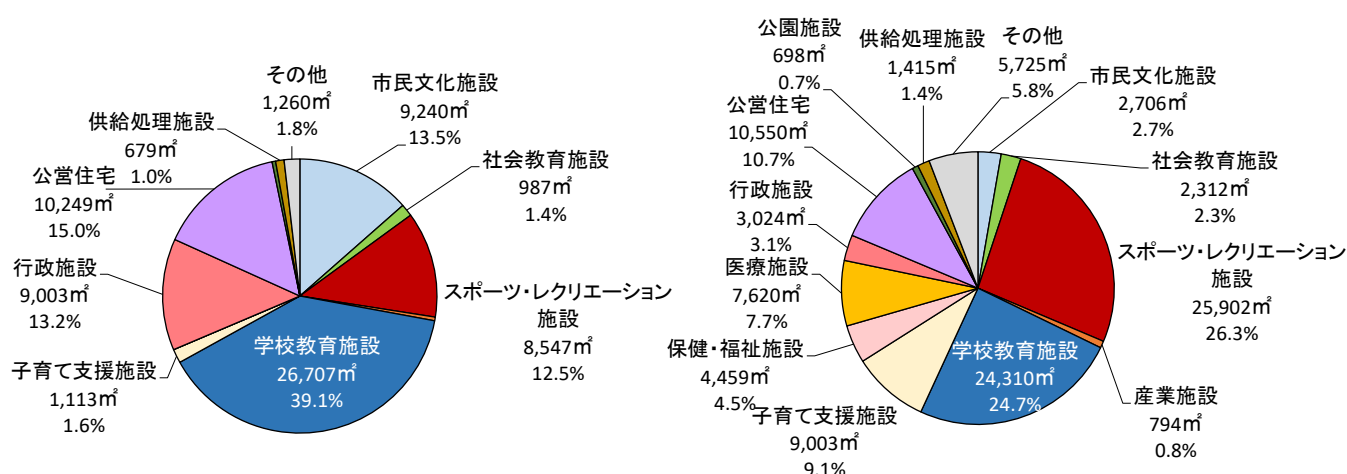


図 2-10 公共施設の建築年度別延床面積



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-11 建築後 30 年以上の施設の構成比

図 2-12 建築後 30 年未満の施設の構成比

表 2-2 公共施設の建築年度別延床面積

施設分類	延床面積 (㎡)							合計
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上	年度不明	
市民文化施設	16.0	1,687.1	1,002.6	5,511.2	3,728.6	0.0	0.0	11,945.5
社会教育施設	0.0	2,052.9	259.0	527.0	0.0	460.0	493.2	3,792.1
スポーツ・レクリエーション施設	5,008.1	1,034.6	19,859.4	4,393.3	4,153.4	0.0	0.0	34,448.8
産業施設	0.0	482.4	311.4	299.1	0.0	0.0	0.0	1,092.9
学校教育施設	853.0	1,930.9	21,526.2	1,431.3	25,275.4	0.0	0.0	51,016.8
子育て支援施設	5,054.6	2,363.8	1,584.2	486.1	627.4	0.0	0.0	10,116.1
保健・福祉施設	0.0	0.0	4,458.7	0.0	0.0	0.0	0.0	4,458.7
医療施設	75.8	7,544.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7,620.3
行政施設	0.0	2,182.3	842.1	6,533.0	434.0	2,036.2	0.0	12,027.7
公営住宅	1,192.9	4,962.0	4,394.8	4,634.3	3,121.2	2,493.1	0.0	20,798.2
公園施設	118.8	13.7	565.1	281.0	0.0	0.0	0.0	978.6
供給処理施設	946.0	0.0	469.0	0.0	679.0	0.0	0.0	2,094.0
その他	0.0	972.3	4,752.6	469.0	654.7	136.1	0.0	6,984.7
合計	13,265.3	25,226.4	60,025.2	24,565.2	38,673.7	5,125.4	493.2	167,374.3
構成比	7.9%	15.1%	35.9%	14.7%	23.1%	3.1%	0.3%	100.0%

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

③有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は類似団体平均より低い水準にあります。

平成 30 年度より低くなった要因としては、屋内運動施設の建設及び小・中学校の空調設備設置などが考えられます。

平成 30 年度までの傾向から上昇傾向であることが見てとれるため、公共施設等総合管理計画に基づいた施設の維持管理、更新等を進めていく必要があります。

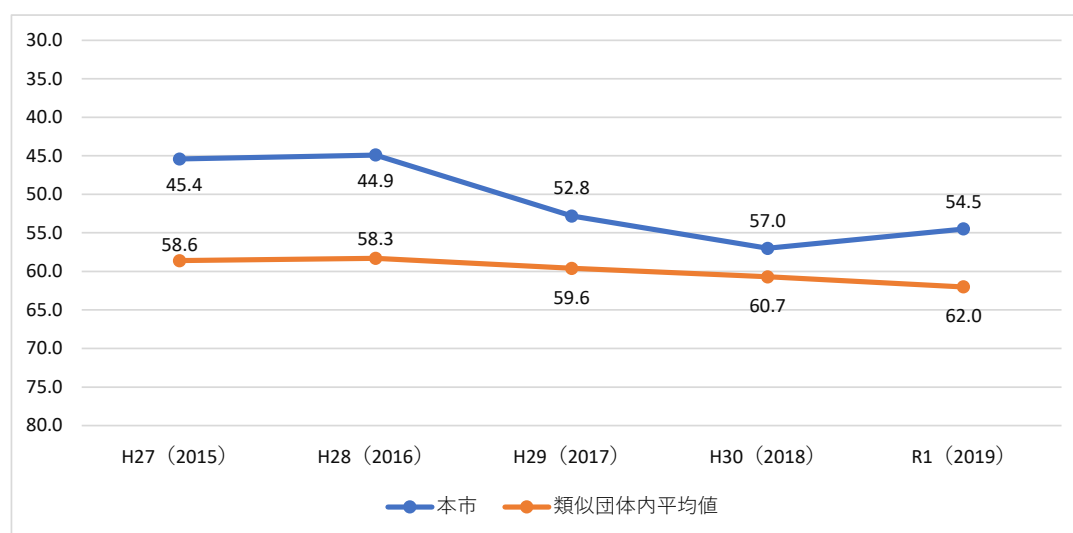


図 2-13 有形固定資産減価償却率の推移

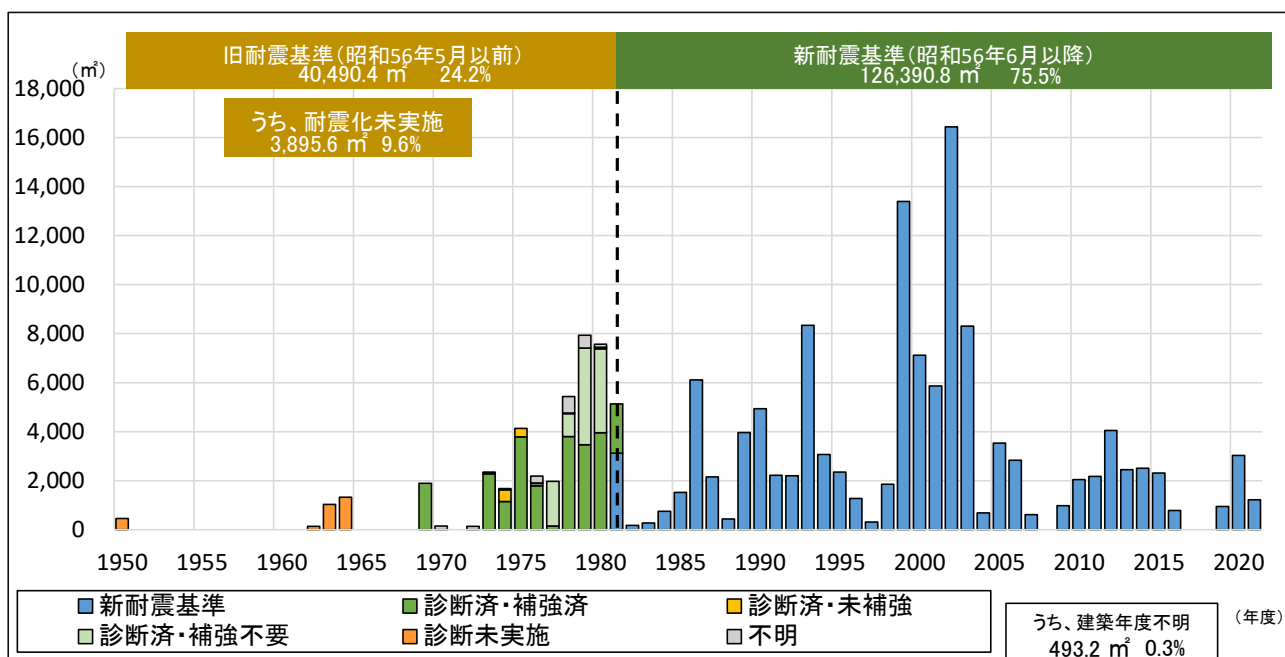
※有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物・工作物）の耐用年数に対して、その資産の取得時点からどの程度経年しているかを表す指標です。この比率が高いほど、使用期間が耐用年数に近い資産が多いことを示します。ただし、長寿命化工事による使用期間の延長などの効果がこの比率に反映されないため、施設等の老朽度合いや危険度などを直接的に示すものではありません。

④耐震化の状況

新耐震基準※の公共施設の延床面積は 126,391 m²であり、公共施設全体の 75.5%を占めています。

旧耐震基準※の公共施設の延床面積は 40,490 m²であり、公共施設全体の 24.2%を占めています。そのうち 9.6%に当たる 3,896 m²については耐震改修工事未実施となっています。

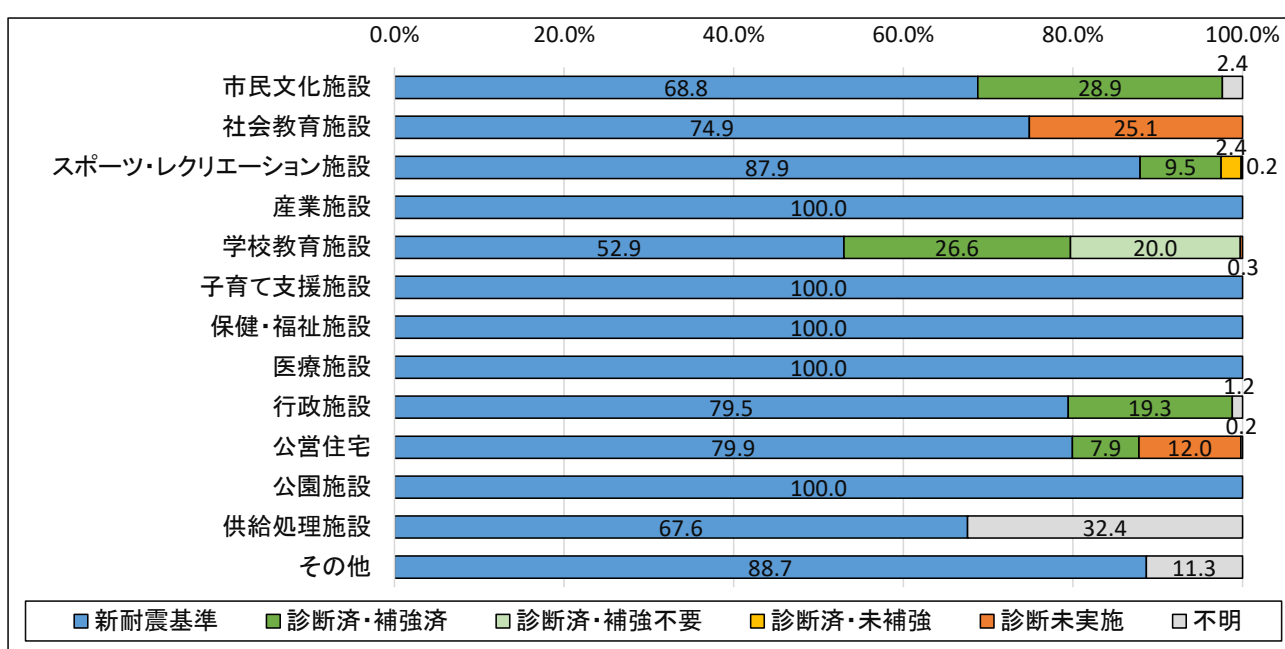
耐震化の状況を施設分類別にみると、社会教育施設のうち 25.1%が診断未実施となっています。



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2-14 建築年度別の耐震化状況



※端数処理の関係で合計値が一致しない場合がある。

図 2-15 施設分類別の耐震化状況構成比

⑤過去に行った対策の実績

本計画策定後（2016 年以降）に行った、対策実績は以下のとおりです。

■施設類型別維持管理経費の状況

2019 年の施設の維持管理経費は約 7 億円となっています。本計画を策定した翌年の 2017 年と比較すると、約 1.3 億円縮減されています。

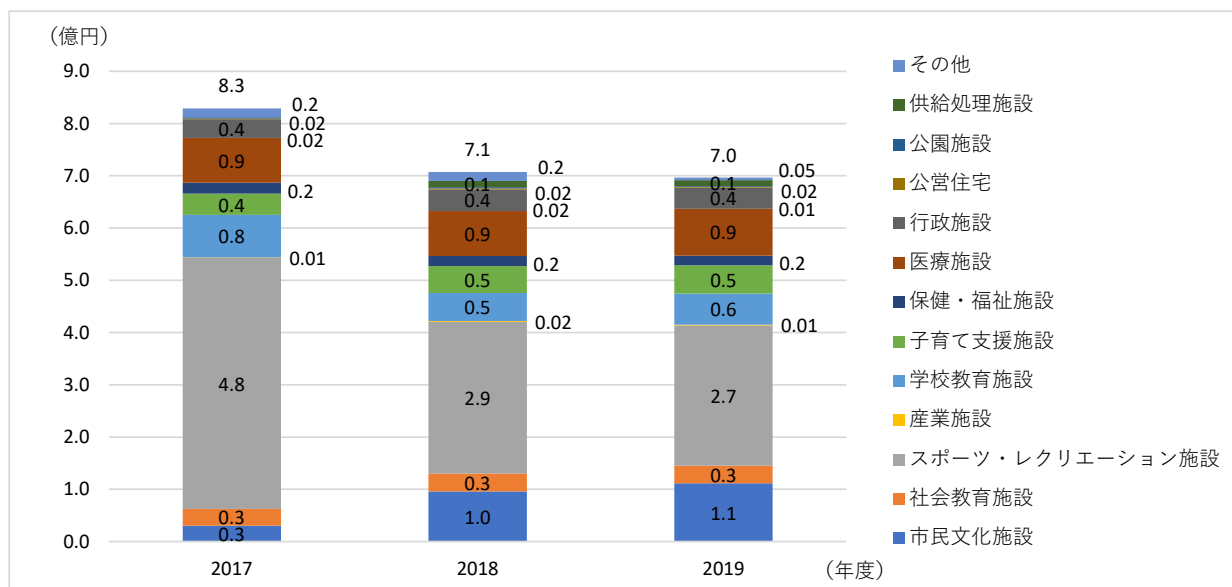


図 2-16 施設類型別維持管理経費の推移

■統合や廃止の方針及び施設の整備状況

【新規整備】

表 2-3 新規整備施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	備考
スポーツ・レクリエーション施設	湯の丸高原屋内運動施設	3,035	2020	
	湯の丸高原荘別棟	1,224	2021	
供給処理施設	生ゴミリサイクル施設（エコクリーンとうみ）	946	2019	

【廃止】

表 2-4 廃止施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	備考
市民文化系施設	羽毛山コミュニティーセンター	230.3	2001	
	生きがい交流センター（畔田）	539.0	2002	
保健・福祉施設	東御市高齢者共同住居ふるさと	668.0	1999	
	東御市障害者支援施設	165.0	1984	
公営住宅	市営住宅 大日向住宅	96.0	1974	
	県教職員住宅	57.0	1965	
その他	農産物加工貯蔵施設	175.0	1981	
	読書施設「Book 童夢みまき」	158.8	1996	

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、市民生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

本市の主なインフラ資産の保有量は以下のとおりです。

表 2-5 インフラ資産の保有状況

分類	種別	施設数等
道路	一級市道	62 km
		446,381 m ²
	二級市道	64 km
		368,872 m ²
	その他の市道	548 km
		2,076,871 m ²
	計	673 km
		2,892,124 m ²
橋りょう		15,535 m ²
上水道	管路	357 km
	附帯施設	35 施設
		523 m ²
下水道	管路	303 km
	附帯施設	17 施設
		4,684 m ²
農道		10 km
		46,100 m ²
林道		14 km
		52,733 m ²

2020 年度末時点

①道路

本市の道路の総面積は、約 289 万 m²となっています。内訳は、一級市道が約 45 万 m²で全体の 15.4%、二級市道が約 37 万 m²で 12.8%、その他の市道が約 208 万 m²で 71.8%を占めています。

これまで多くの道路が整備されてきましたが、今後も舗装の打換えなどの更新が必要となります。

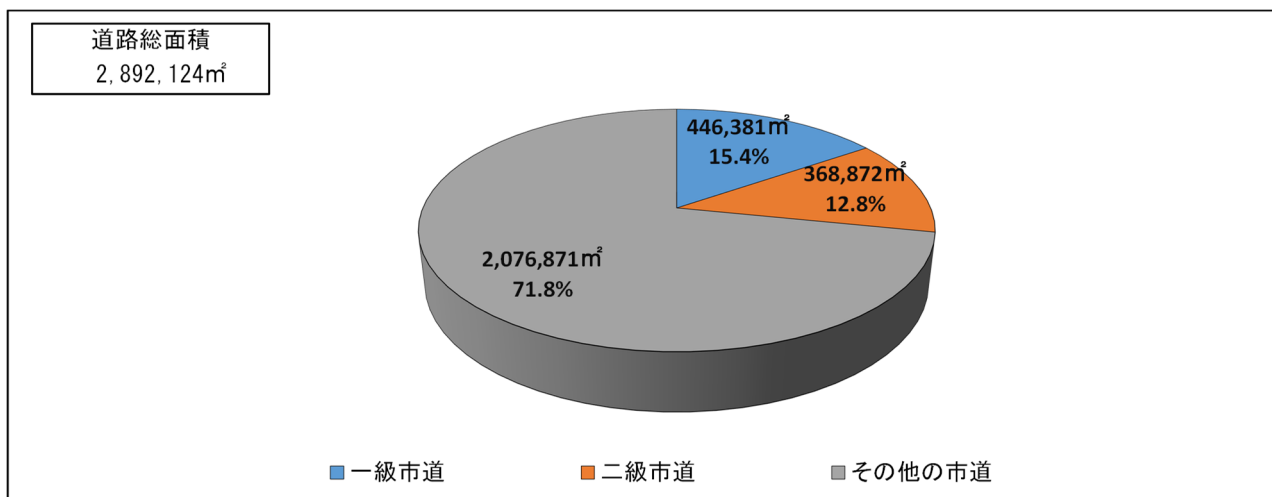


図 2-17 道路の分類別整備状況

②橋りょう

本市の橋りょうの総面積は約 1.6 万㎡となっています。内訳は、鋼橋が 6,108 ㎡で全体の 39.3%、RC 橋が 4,670 ㎡で 30.1%、PC 橋が 4,458 ㎡で 28.7%、木橋その他が 299 ㎡で 1.9%を占めています。

橋りょうの耐用年数の 60 年を踏まえると、今後およそ 35 年後から 45 年後にかけて、多くの橋りょうが更新時期を迎えます。

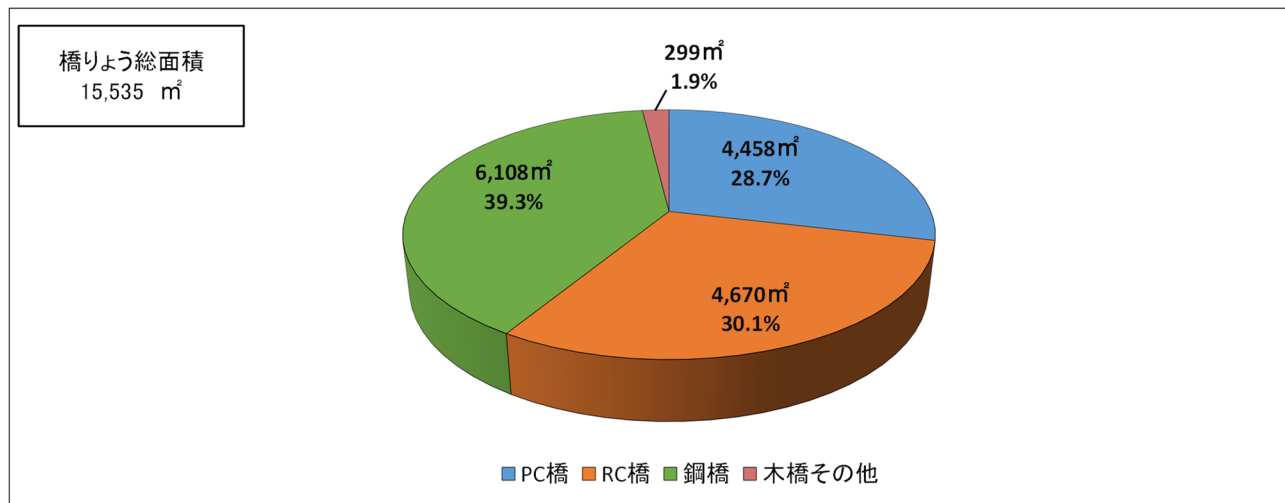


図 2-18 橋りょうの構造別整備状況

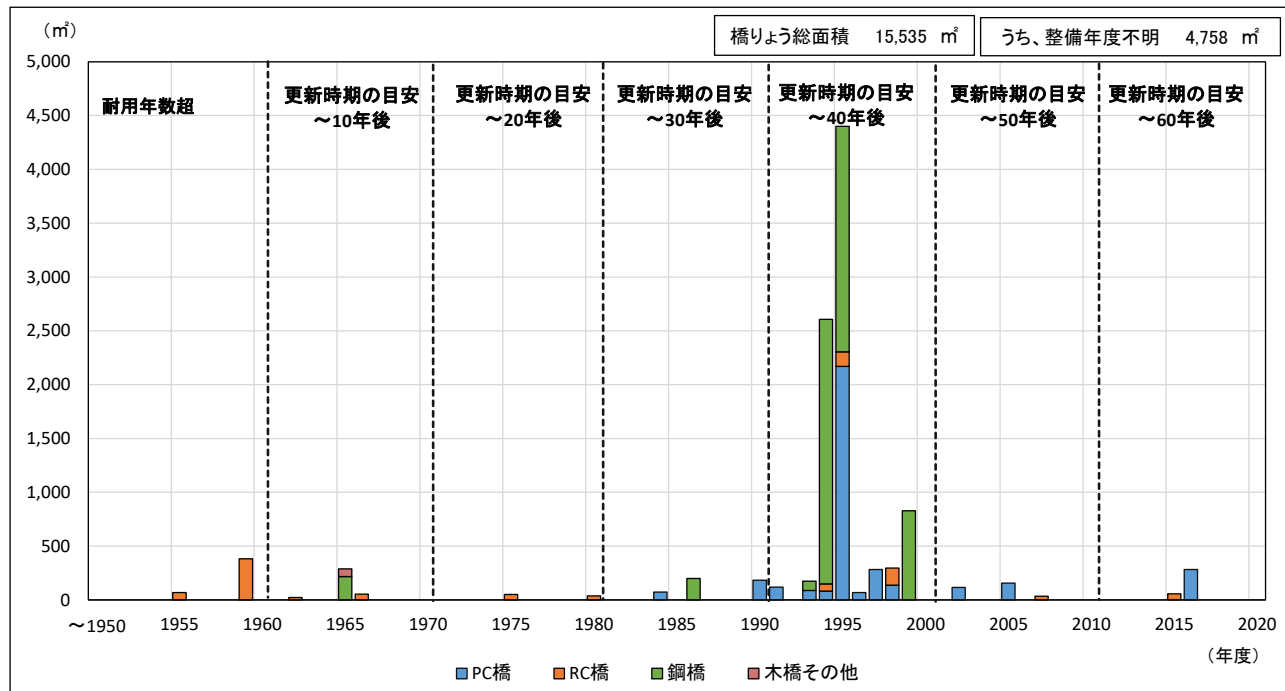


図 2-19 橋りょうの年度別整備状況

③上水道

<上水道管>

本市の上水道管の総延長は約 357km となっています。内訳は、配水管が約 305km で全体の 85.6%、送水管が約 35km で 9.7%、導水管が約 17km で 4.7%を占めています。

上水道管の法定耐用年数の 40 年を踏まえると、今後およそ 10 年後から多くの上水道管が更新時期を迎えます。

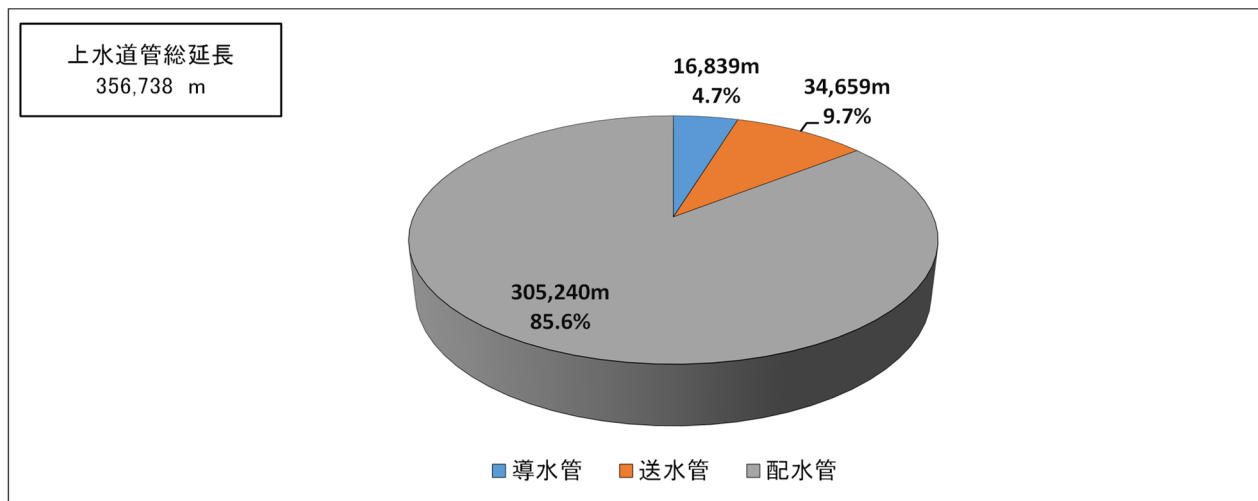


図 2-20 上水道管の管種別整備状況

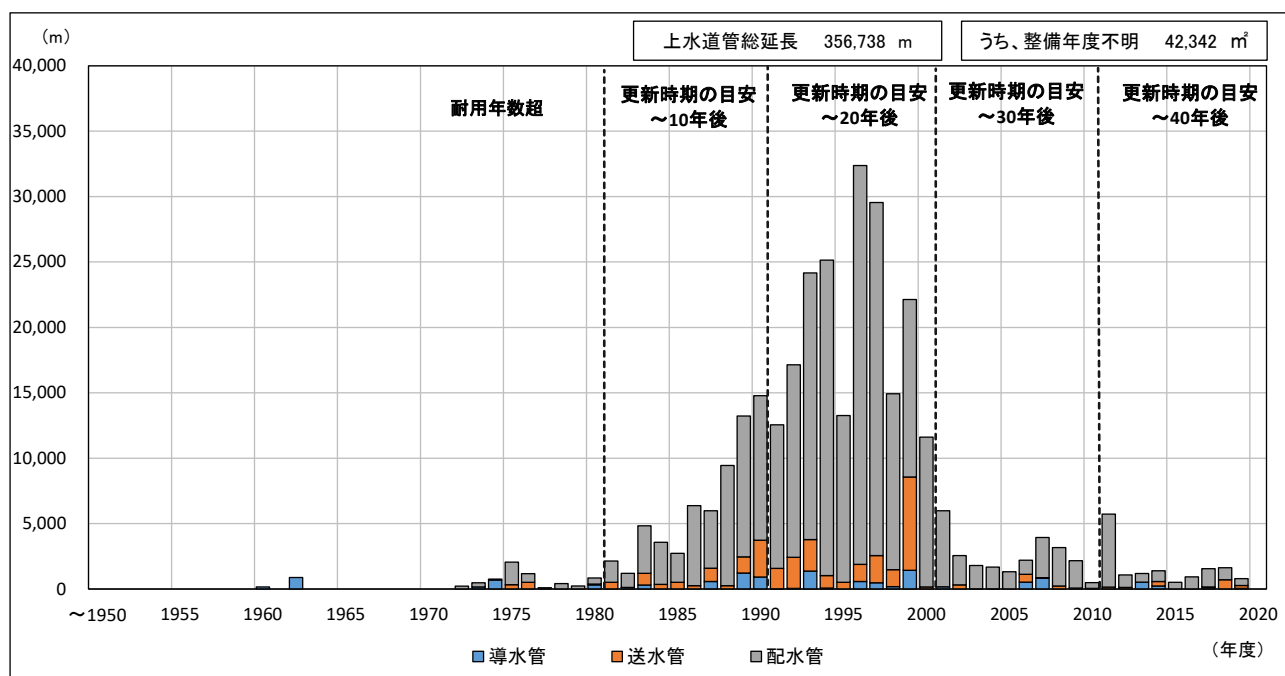


図 2-21 上水道管の年度別整備状況

<上水道附帯施設>

上水道附帯施設は 35 施設、総延床面積は 523 m²となっています。

建築後 30 年未満の施設は 308 m²で上水道の附帯施設全体の 58.9%を占めており、今後 30 年間で大規模改修時期を迎えます。

なお、上水道附帯施設には、配水池などの構造物や機械・電気などの設備は含まれていません。

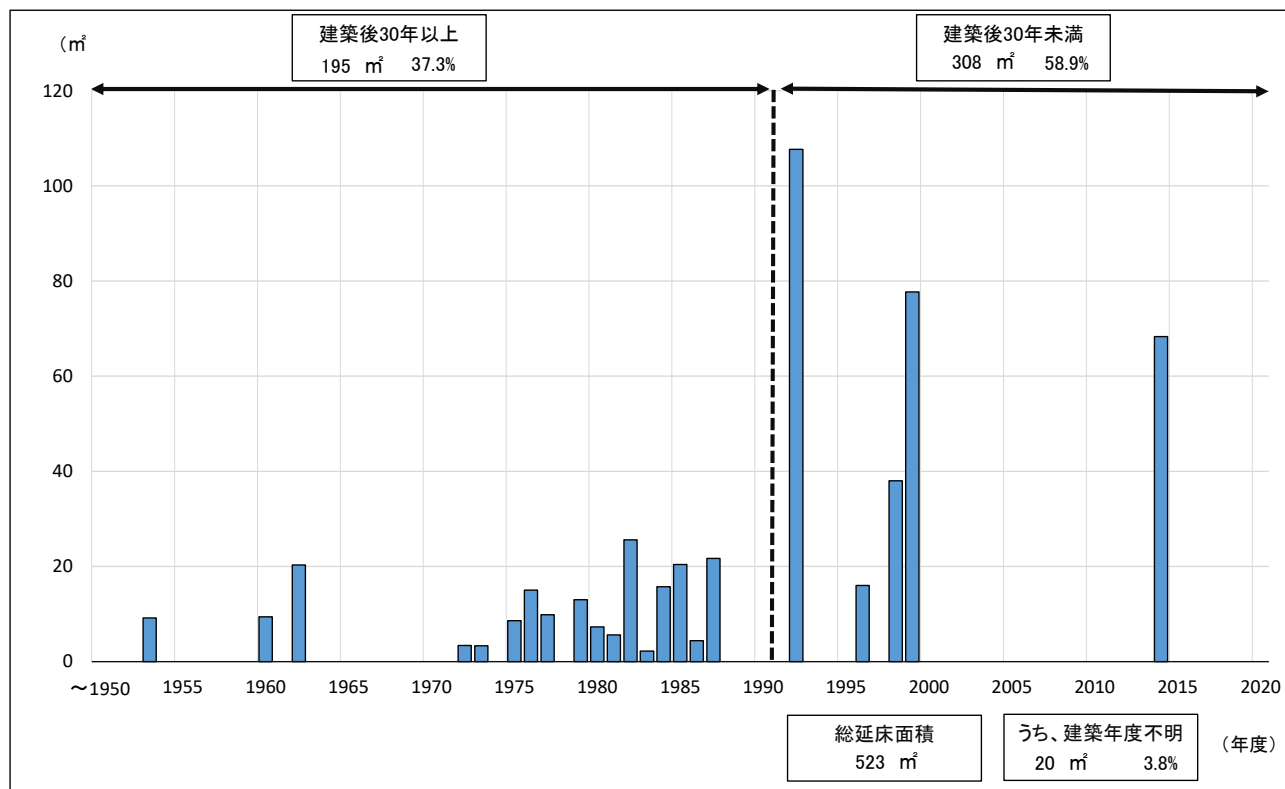


図 2-22 上水道附帯施設の年度別整備状況

④下水道

<下水道管>

本市の下水道管の総延長は約 303km となっています。下水道管の耐用年数の 50 年を踏まえると、今後およそ 20 年後から 35 年後にかけて、多くの下水道管が更新時期を迎えます。

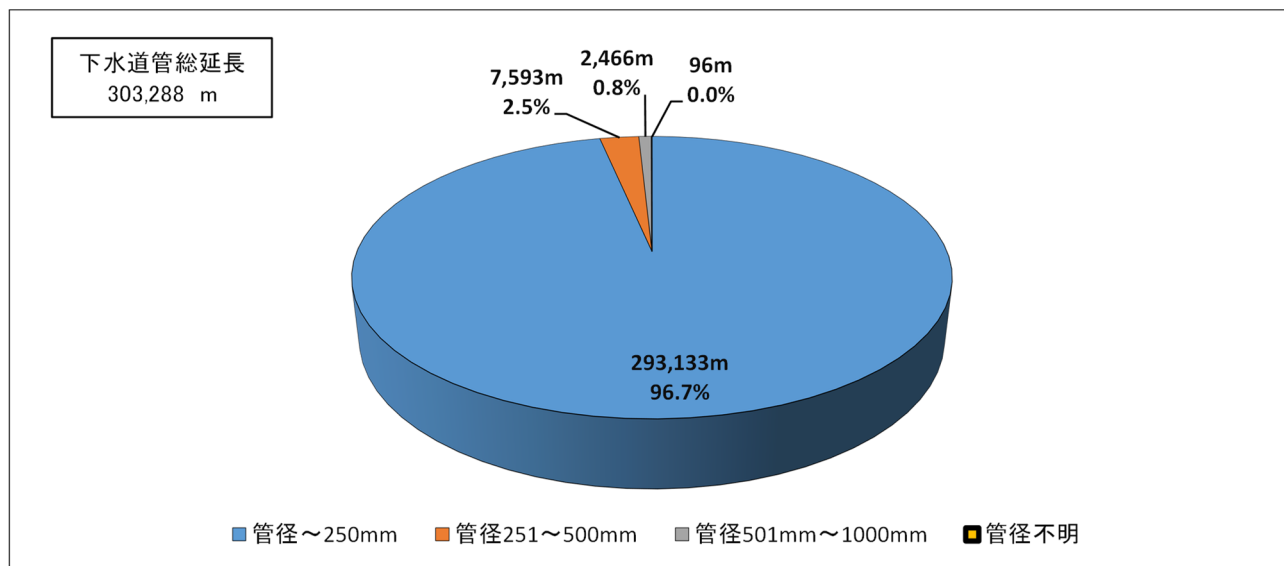


図 2-23 下水道管の管種別整備状況

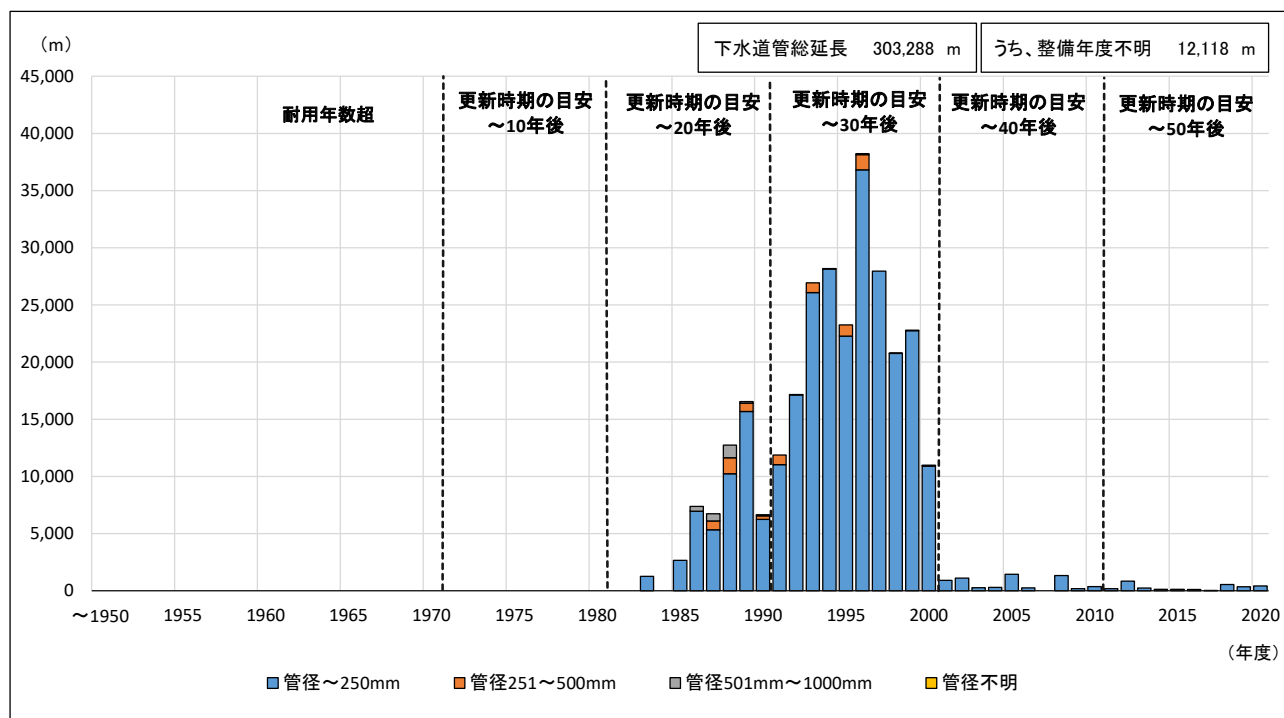


図 2-24 下水道管の年度別整備状況

＜下水道附帯施設＞

下水道附帯施設は 17 施設、総延床面積は 4,684 m² となっています。そのうち、4 施設は、恒常的に稼働していませんが、災害時等の緊急時に稼働する施設です。

建築後 30 年未満の施設は 4,439 m² で下水道の附帯施設全体の 94.8% を占めており、今後 30 年間で大規模改修時期を迎えます。

なお、下水道附帯施設には、機械・電気などの設備は含まれていません。

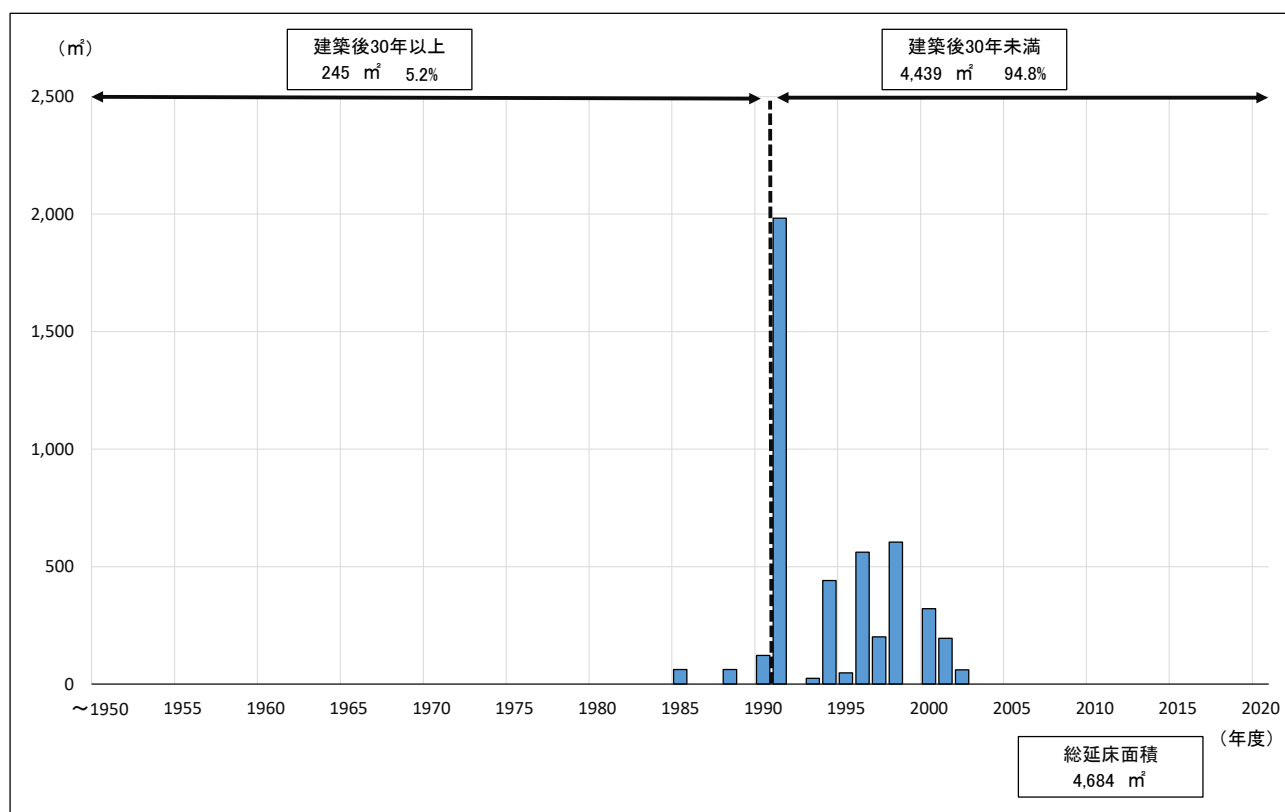


図 2-25 下水道附帯施設の年度別整備状況

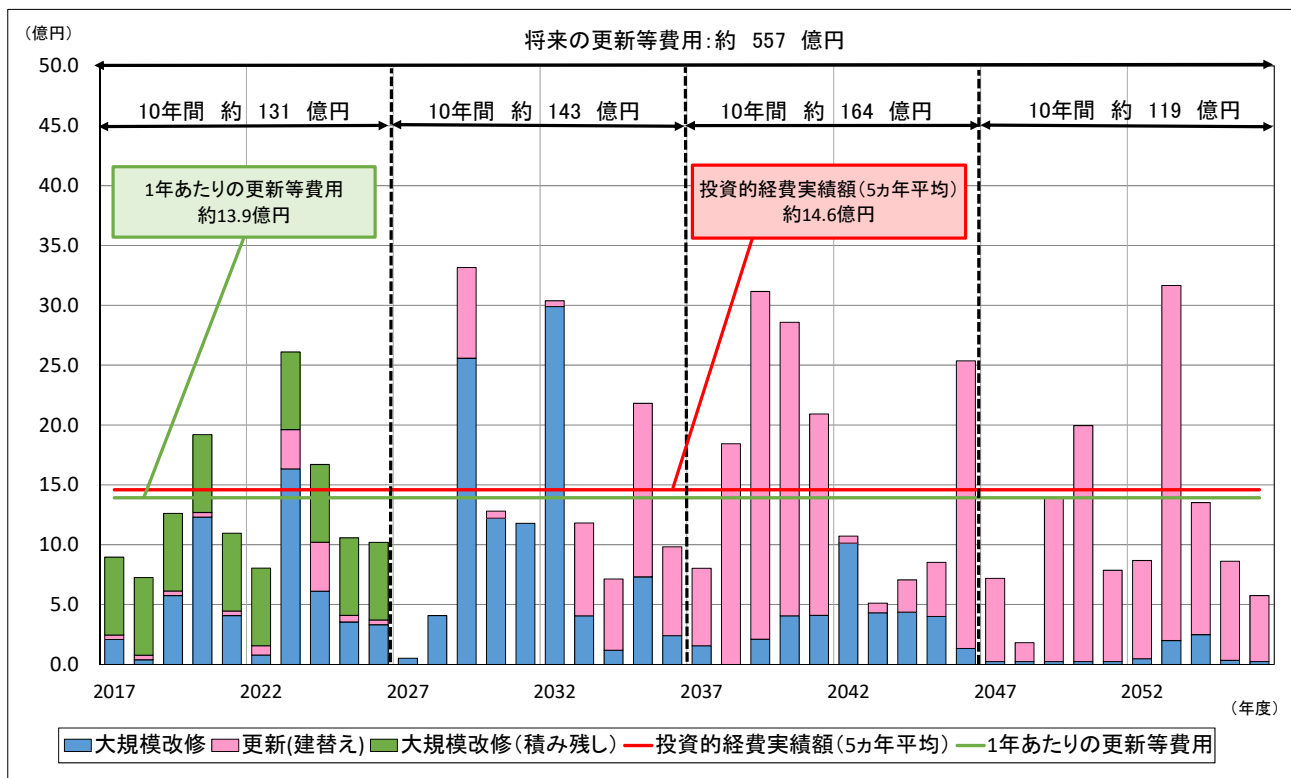
(3) 公共施設等の将来更新等費用の見通し（計画策定当初の費用）

①公共施設

2017 年度から 2056 年度までの 40 年間に、公共施設の更新等にかかる費用の合計は約 557 億円と推計され、年平均では約 13.9 億円となります。

10 年ごとにみると 2017 年度から 2026 年度の 10 年間は大規模改修及び大規模改修積み残しを中心に約 131 億円の費用が必要になるものと推計されます。

その後は更新が多くなり、2037 年度から 2046 年度の 10 年間で最も多く、約 164 億円の費用がかかると推計されます。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※大規模改修（積み残し）：試算時点で改修実施年度（建築後 30 年）を既に経過していて、大規模改修実績がない施設。

※投資的経費実績額：投資的経費のうち既存更新分であり、2011 年度から 2015 年度の 5 ヶ年平均。

図 2-26 公共施設の将来の更新等費用の推計

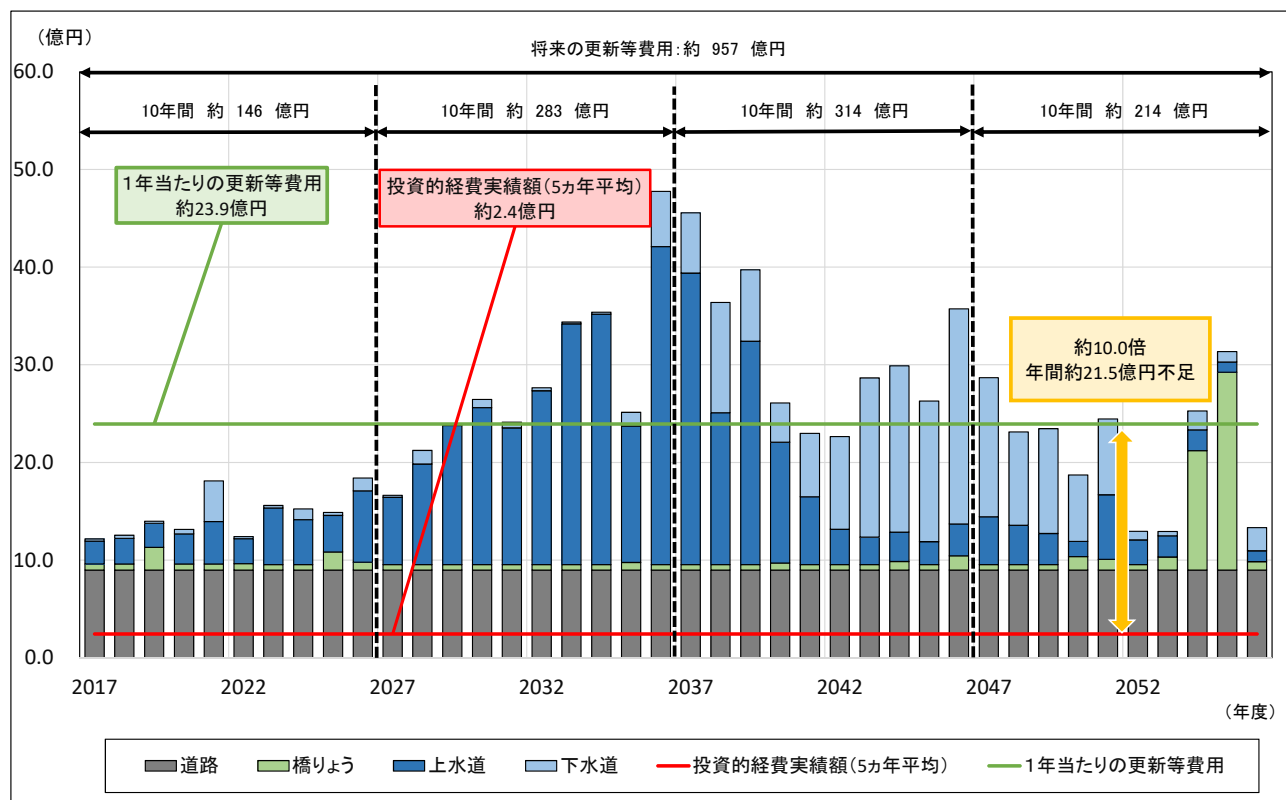
【試算条件】

- ◆物価変動率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、60 年で更新（建替え）を実施
- ◆建築後、30 年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆2016 年度時点で大規模改修の実施年の 30 年を経過している施設は、積み残しとして 2017 年度から 10 年間で処理（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用。詳細は「資料編」を参照。

②インフラ資産

2017年度から2056年度までの40年間に、インフラ資産の更新等にかかる費用の合計は約957億円と推計され、年平均では約23.9億円となります。

1年当たりの更新等費用は投資的経費実績額の約2.4億円に比べて約10.0倍、年間約21.5億円の不足となっています。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」(総務省監修)により試算。

※投資的経費実績額：投資的経費のうち既存更新分であり、2011年度から2015年度の5ヵ年平均。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」では、学校、庁舎などの公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道のインフラ資産で市町村の投資が概ね把握できるとされていることから、農道、林道の費用は計上していない。

図 2-27 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

【試算条件】

○道路

◆更新年数：15年 ※舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする

◆更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

◆更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

道路(1級、2級、その他)：4,700円/㎡、自転車歩行者道：2,700円/㎡

○橋りょう

◆耐用年数：60年

◆更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用 448千円/㎡

◆建設年度が不明の橋りょう：2017年度から2056年度の40年間で処理(更新費を40年間で均等に振り分け)

◆耐用年数を超えている橋りょう：試算時点で更新年数を既に経過している場合：2017年度から5年で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)

○上下水道

◆法定耐用年数：上水道管：40年、下水道管：50年

◆更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。詳細は「資料編」を参照。

◆建設年度が不明の水道管：2017年度から2056年度の40年間で処理(更新費を40年間で均等に振り分け)

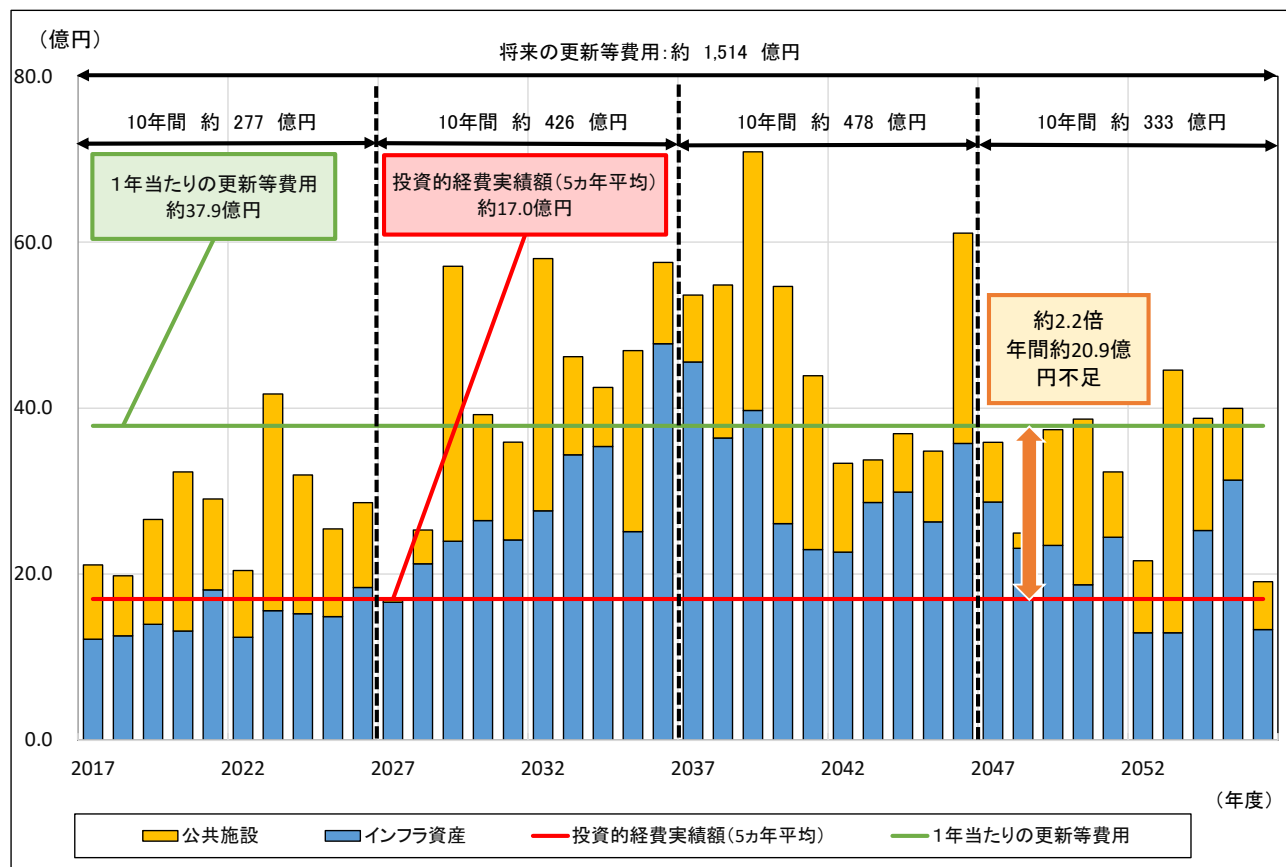
◆耐用年数を超えている水道管：試算時点で更新年数を既に経過している場合：2017年度から5年で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)

◆上水道附帯施設、下水道附帯施設：公共施設と同様に算出

③公共施設等（公共施設及びインフラ資産）

2017年度から2056年度までの40年間に、公共施設等の更新等にかかる費用の合計は約1,514億円と推計され、年平均では約37.9億円となります。

1年当たりの更新等費用は投資的経費実績額の約17.0億円に比べて約2.2倍、年間約20.9億円の不足となっています。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※投資的経費実績額：公共施設の投資的経費実績額とインフラ資産の投資的経費実績額を合計したもの。

図 2-28 公共施設等の将来の更新等費用

(4) 長寿命化の対策等を実施した場合の将来の更新等費用（対策後の費用）

対策後の費用では、各個別施設計画での長寿命化対策等を反映した場合の将来の更新等費用を試算します。

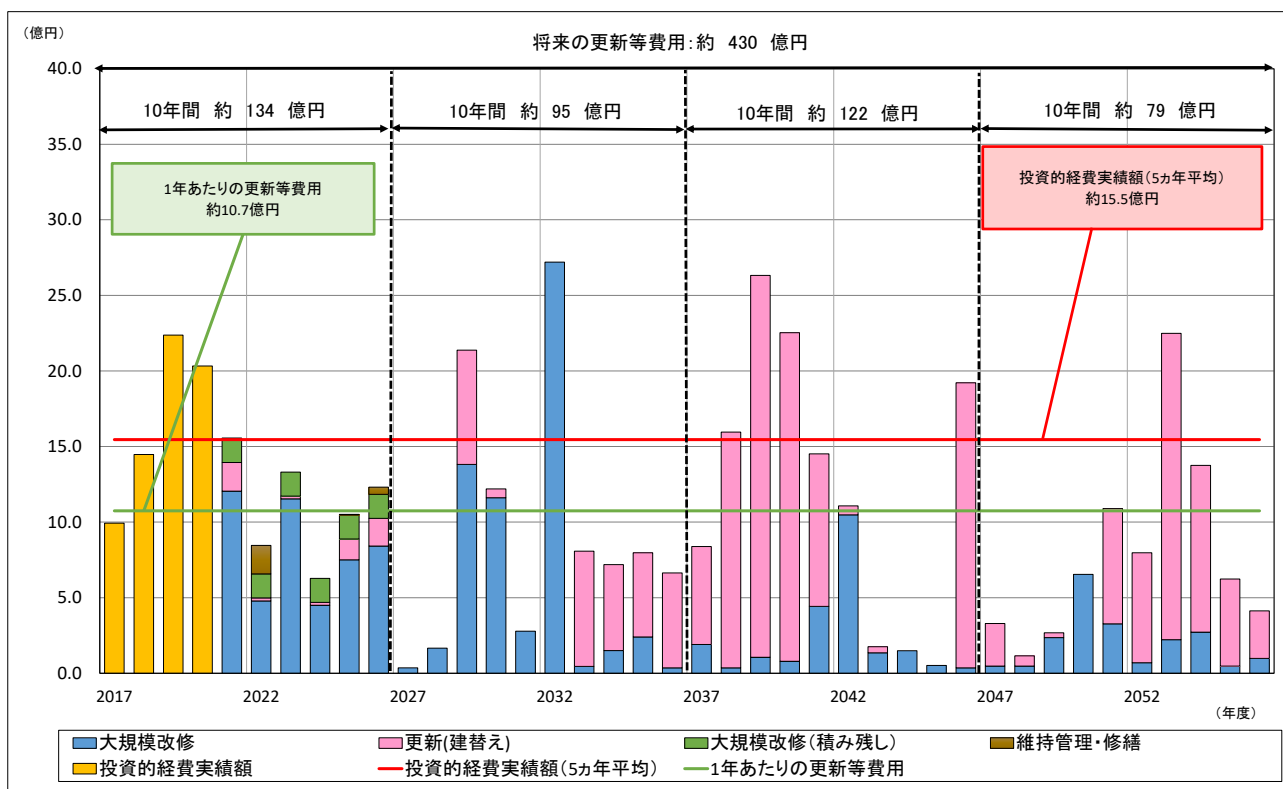
施設の長寿命化とは、老朽化の進行を防ぐ事業や効果的・効率的に機能維持するための保全指導を実施することで、適切な維持管理を図り、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けることです。

一般的に鉄筋コンクリート造等の建物では、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には、物理的な耐用年数である 70～80 年程度、さらに、技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能と言われています。

①公共施設

個別施設計画に則り長寿命化対策等を実施することを踏まえて試算した結果、40 年間にかかる将来の更新等費用は約 430 億円かかると試算され、年平均では約 10.7 億円となり、投資的経費実績額に収まる見通しです。

今後は、個別施設計画の対策を着実に実施していくことが求められます。



※東御市公共施設個別施設計画、東御市公営住宅等長寿命化計画、東御市公園施設長寿命化計画の対策費用を計上。
 ※個別施設計画に対策費用が計上されていない施設、個別施設計画に位置づけがない施設は、「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。
 ※大規模改修（積み残し）：試算時点で改修実施年度（建築後 30 年）を既に経過していて、大規模改修実績がない施設。
 ※投資的経費実績額（5 か年平均）：投資的経費のうち既存更新分であり、2016 年度から 2020 年度の 5 か年平均。
 ※投資的経費実績額：各年度に計上された投資的経費のうち、既存更新分

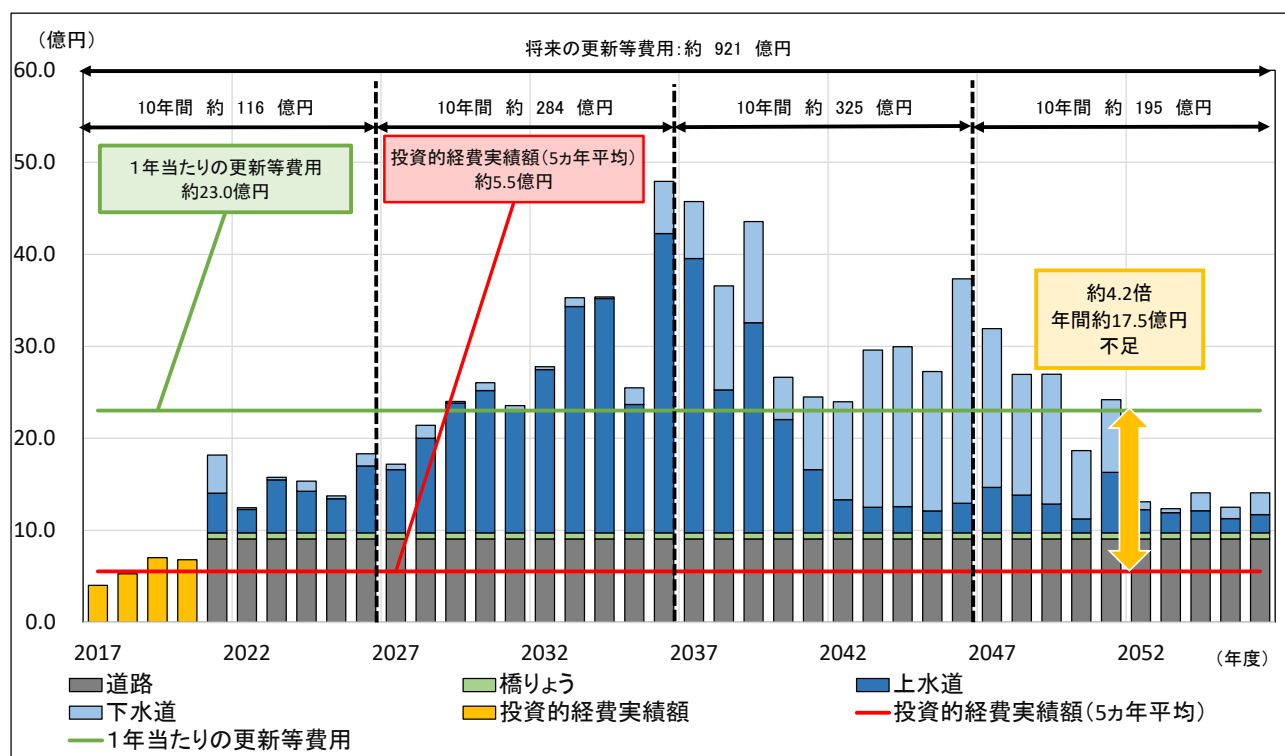
図 2-29 公共施設の将来の更新等費用の推計（対策後の費用）

②インフラ資産

橋りょうの個別施設計画に則り長寿命化対策等を実施することを踏まえて試算した結果、40 年間にかかる将来の更新等費用は約 921 億円、年平均では約 23 億円かかる試算されます。

対策を実施した場合においても 1 年当たりの更新等費用は投資的経費実績額の約 5.5 億円に比べて、年間約 17.5 億円の不足となっています。

今後は、道路、上水道、下水道の個別施設計画を策定し、更に更新等費用の縮減や平準化を図っていく必要があります。



※東御市橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」の予防保全型修繕費の年平均を計上。

※道路、上水道、下水道については、計画策定当初の費用と同様に「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※投資的経費実績額（5カ年平均）：投資的経費のうち既存更新分であり、2016年度から2020年度の5カ年平均。

※投資的経費実績額：各年度に計上された投資的経費のうち、既存更新分

※「公共施設等更新費用試算ソフト」では、学校、庁舎などの公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道のインフラ資産で市町村の投資が概ね把握できるとされていることから、農道、林道の費用は計上していない。

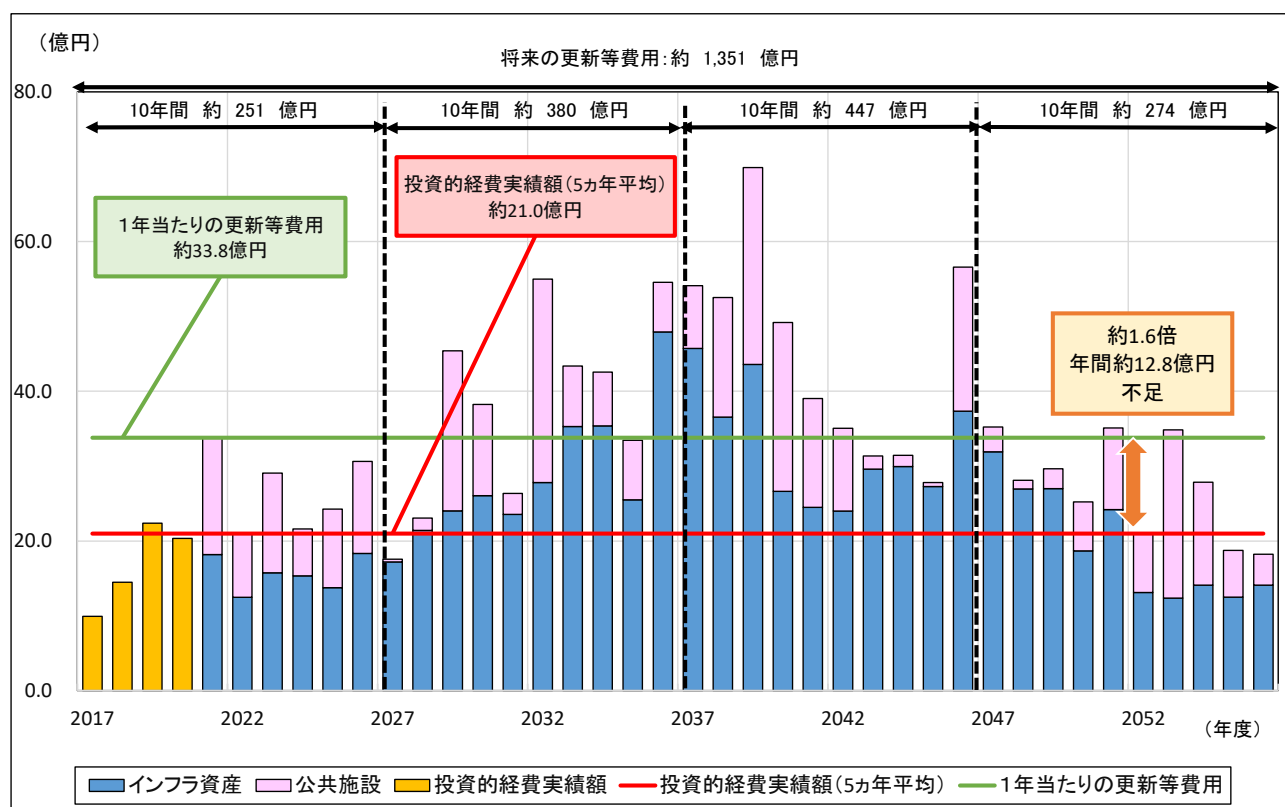
図 2-30 インフラ資産の将来の更新等費用の推計（対策後の費用）

③公共施設等（公共施設及びインフラ資産）

現時点で策定されている個別施設計画の対策費用を踏まえて試算した結果、40年間にかかる公共施設等の将来の更新等費用は約1,351億円、年平均では約33.8億円かかる試算されます。

対策を実施した場合においても1年当たりの更新等費用は投資的経費実績額の約21.0億円に比べて、年間約12.8億円の不足となっています。

今後は、道路、上水道、下水道の個別施設計画の策定を推進していくとともに、公共施設の効率的な運用、収益性を高める取組み等により、投資的経費を確保していく必要があります。



※公共施設とインフラ資産の対策後の費用の合計。

※投資的経費実績額：公共施設の投資的経費実績額とインフラ資産の投資的経費実績額を合計したもの。

図 2-31 公共施設等の将来の更新等費用（対策後の費用）

(5) 長寿命化の対策等の効果

公共施設等に長寿命化の対策等を実施した場合の更新等費用（対策後の費用）は、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用（計画策定当初の費用）に比べて、10年間で約27億円、40年間では約163億円の削減効果が見込まれます。

表 2-6 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

単位：億円

	対策後の費用				充当可能な 財源 (見込み)	計画策定 当初の費用 (⑤)	対策等 の効果額 (④-⑤)
	維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+ ③)			
公共施設	2.4	58.3	72.8	133.5	155.0	131.0	2.5
インフラ施設	—	—	117.0	117.0	55.0	146.0	-29.0
合計	2.4	58.3	189.8	250.5	210.0	277.0	-26.5

※維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※大規模改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

表 2-7 今後 40 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

単位：億円

	対策後の費用				計画策定 当初の費用 (⑤)	対策等 の効果額 (④-⑤)
	維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+ ③)		
公共施設	2.4	163.2	261.2	429.8	557.0	-127.2
インフラ施設	—	—	921.1	921.1	957.0	-35.9
合計	2.4	163.2	1,182.3	1,350.9	1,514.0	-163.1

2.4. 公共施設等を取り巻く課題

■人口等の今後の見通しからみた課題

需要の変化への対応が必要

本市の総人口は、2005 年の 31,271 人をピークに減少に転じ、2020 年では 30,122 人となっています。社人研推計によると、2010 年以降は減少傾向にあり、2060 年には 20,000 人を下回ると推計されています。

また、総人口に占める年齢 3 階層別人口の構成比をみると、年少人口、生産年齢人口の構成比は減少傾向、高齢者人口の構成比は増加傾向にあり、将来も引き続き少子高齢化が進行していくものと推計されています。

人口減少及び少子高齢化の進行による人口構造の変化を踏まえた公共施設の供給のあり方や、新たな市民ニーズに対応した機能の維持・向上を検討する必要があります。

■財政状況からみた課題

厳しい財政状況への対応が必要

歳入のうち、地方税については、年間 40 億円程度で推移していますが、今後、生産年齢人口の減少などの影響により、税収は減少する見込みです。

一方、歳出では義務的経費のうち扶助費が増加しており、今後も高齢化の進行に伴う扶助費の更なる増加が予想され、投資的経費や維持補修費に充当される財源の確保は一層厳しくなると想定されます。

そのため、今後の厳しい財政状況を見据えて、施設の維持管理・運営にかかる費用の全体的な抑制や財源の確保を検討する必要があります。

■施設の現状からみた課題

施設の老朽化への対応が必要

本市の公共施設は、建築後 30 年未満の施設が公共施設全体の約 59%と比較的新しい施設が多くを占めています。建築物は一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新が必要とされていることから、今後はこれらの施設の老朽化への対応を行い、安定した公共サービスの提供や、施設の安全確保と効率的な維持管理が必要となります。

策定時のシミュレーションによると、2056 年までの 40 年間における将来の更新等費用は、公共施設、インフラ資産を合わせて総額約 1,514 億円となり、年平均では約 37.9 億円となります。投資的経費の実績値（投資的経費のうちの既存更新分）は、年平均では約 17.0 億円であることから、年間で約 20.9 億円不足するものと推計されます。

個別施設計画を踏まえ、長寿命化の対策等を実施した場合のシミュレーションでは、総額 1,351 億円、年平均では約 33.8 億円であり、総額約 163 億円、年平均では約 4.1 億円の縮減効果が見込まれます。

これらの状況を踏まえると、現状のまま公共施設等を維持していくことは困難な状況にあり、将来を見据えた適正な公共施設等の規模や配置を検討するとともに、施設の長寿命化による費用の平準化を図るため、個別施設計画の対策を着実に実施することが求められます。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 公共施設等マネジメントの基本目標

本市の公共施設については、現状や課題に対する基本認識を踏まえ、全体の最適化を見据えたマネジメントを推進していく必要があります。今後は、市民ニーズを的確に捉え、必要となる公共施設については、計画的な予防保全による長寿命化を図り、機能が重複している施設や利用が低調な施設については施設の状況を検証し、施設総量の適正化を進めます。

新たな施設整備を検討する際は、既存施設の有効利用、県や周辺市町村との広域連携、民間施設の活用など、新たな施設の建設を伴わない方法についても併せて検討します。

インフラ資産については、市民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には救援や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や修繕・更新等を行います。

今後は、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、市税収入等の伸び悩み、投資的経費の抑制など市の歳入・歳出構造が変化することが想定されます。必要な公共施設等を維持していくためには、限られた経営資源を有効に活用していかなければなりません。

以上を踏まえ、本市における今後の公共施設等マネジメントの基本目標を下記のとおり定めます。

基本目標 1：まちづくりの視点（公共施設・インフラ資産）

東御市総合計画や都市計画マスタープランなどにある将来のまちづくりの方針との整合を図り、市民が安心して暮らすことができ、快適な生活環境が実現できるよう、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模を目指します。

また、ユニバーサルデザインを考慮した施設の充実を図るなど、少子高齢化等による人口構造の変化への適応を目指します。

基本目標 2：施設総量の適正化（公共施設）

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、市民生活に必要な公共サービス水準を維持しながら、統合、複合化、廃止等により公共施設の施設総量（延床面積）の適正化を目指します。

なお、ライフラインとして重要なインフラ資産については、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

【縮減目標設定の考え方】

長寿命化の対策等を実施した場合の公共施設の将来的な更新等費用は年平均約 10.7 億円となり、投資的経費実績額 5 ヶ年平均の約 15.5 億円を下回る見通しですが、人口の減少は税収の減少にもつながることから、将来世代の負担軽減という前提に立ち、施設総量（延床面積）を人口減少率と同等に縮減することを目標とします。

【縮減目標の算定】

計画期間における施設の総量（延床面積）を、人口減少率に合わせて縮減することとし、計画期間（2056 年度）の施設総量の縮減目標を以下のように設定します。

<算出>

- ・ 2020 年国勢調査人口に対する 2056 年の直近年の人口ビジョン独自推計人口の増減率
(2020 国調人口－2055 年の人口ビジョン独自推計人口) ÷ 2020 国調人口 × 100
- ・ 目標値算出：(27,924 人－30,112 人) ÷ 30,112 人 × 100 = -7.27 (約 7 %の減少)

本市の公共施設については、計画策定当初の施設総量（延床面積）に対して、7 %の施設総量縮減を目指します。

基本目標 3：施設の長寿命化と費用の抑制（公共施設・インフラ資産）

予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を推進するとともに、機能の維持及び安全性の確保を図り、既存施設の長期利用を目指します。

また、中長期的な視点による計画的な維持管理に努め、更新等費用の抑制・平準化を目指します。

基本目標 4：効率的な施設運営（公共施設）

市民との協働による適正な施設管理、運営を図るとともに、将来のまちづくりの進展にも柔軟に対応できるかたちで次の世代へ引き継ぐこと、地域住民による公共施設の管理運営が可能かつ適切な場合には、地域の現状を踏まえた上で、公共施設を地域コミュニティへの移譲、その他、PPP や PFI 等の民間活力の導入も視野に入れ、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用した運営方法の検討や施設用途の転換等により、効率的な施設運営を目指します。

基本目標 5：必要な機能の確保（公共施設・インフラ資産）

災害時にも必要な機能を確保できるよう計画的に整備・更新を進め、市民生活の安全性及び利便性を確保する資産の配置、維持・管理を目指します。

基本目標6：SDGsの達成につながる取組の推進（公共施設・インフラ資産）

持続可能な開発目標（SDGs）の「11 住み続けられるまちづくりを」では、都市が基本的サービスやエネルギーなどを確保し、すべての人に機会を提供することで、社会課題の解決へ貢献することが期待されています。

公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、グリーンインフラ※などSDGsを意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。



都市と人間の居住を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。

※グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

3. 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全確保の実施方針

【公共施設】

- 損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全型」から、日常的・定期的な点検や診断により機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全型」に転換し、計画的な保全を図ります。
- 今後も維持していく施設を対象として、「法定点検（建築物や設備についての法令により定められている点検）」と「自主点検（施設管理者が自主的に行う点検）」を組み合わせることで実施することにより、建築物や設備の機能を維持します。
- 自主点検に向けて、点検の対象となる部位や方法について整理した「自主点検マニュアル」を作成するとともに、職員へのメンテナンス講習等を行うなど、点検・診断を適切に行える維持管理の体制を構築します。
- 建築後 30 年を経過している施設については、劣化度調査を実施します。また、点検・診断や劣化度調査の結果、危険性が認められた施設については、施設の利用状況等を踏まえ、更新、改修、解体等を検討し、安全の確保を図ります。
- 廃止となっている公共施設や、使用を中止しており今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除却等を検討し、安全を確保します。
- 災害の発生のおそれが多い区域にかかる公共施設については、更新時期に移転の検討も行うなど、利用者の安全性の確保に努めます。

【インフラ資産】

- インフラ資産は、対処療法である「事後保全型」から、機能低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う「予防保全型」への転換を図ります。
- 定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状況や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、継続的に取り組みます。
- 各インフラ資産の長寿命化計画等に基づき、計画的かつ予防的に修繕を行い、維持管理に係るコストの軽減を図ります。

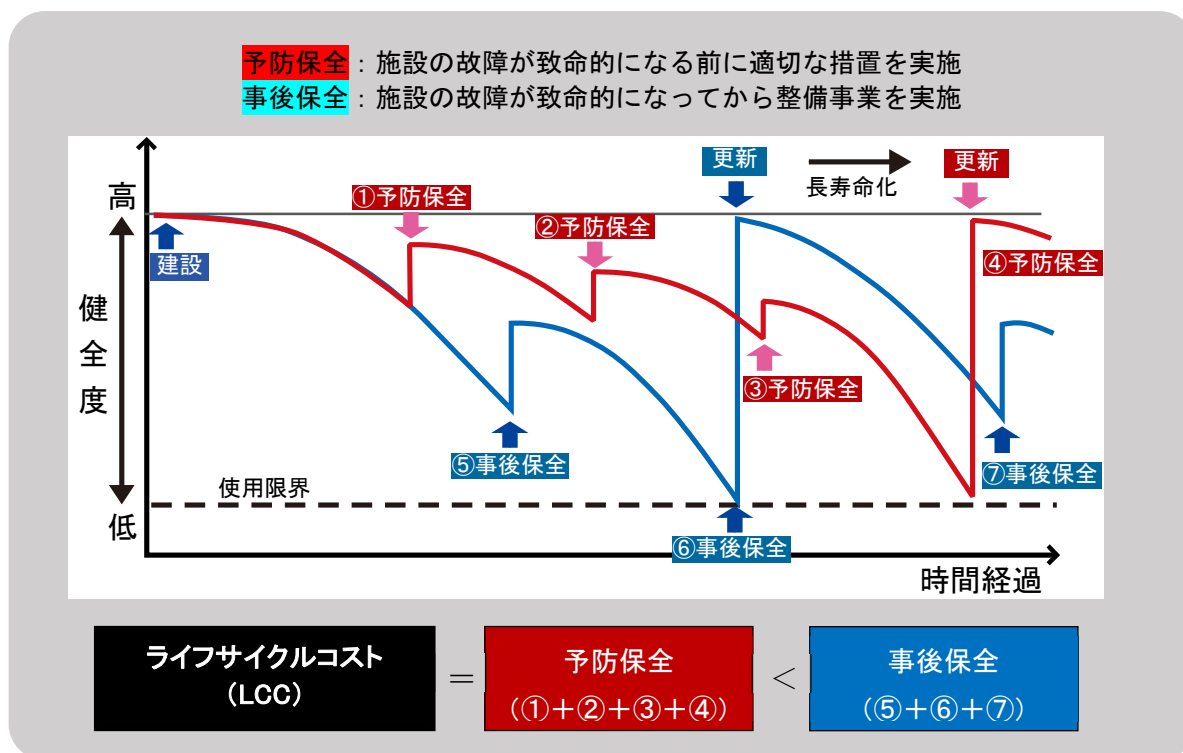


図 3-1 予防保全と事後保全の比較

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

【公共施設】

- 公共施設については、修繕周期及び点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に修繕を実施することにより機能の維持を図ります。
- 施設の更新等に当たっては、人口の動向や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ、適正な規模・設計・施工方法等を検討するとともに、減築や機能の複合化、空きスペースの有効活用等も検討し、効率的な施設の配置と利用増進を図ります。
- 太陽光発電等、再生可能エネルギーを積極的に活用するほか、省エネ対応設備や先端技術等の導入を検討し、トータルコストの削減を図ります。
- 施設の維持管理・修繕・更新等においては、民間事業者の活用や地域住民との連携などを積極的に展開し、効率的な施設の運営や質の高い公共サービスの維持・向上、財政負担の軽減に取り組みます。
- 施設の更新後はその検証を行い、今後における類似施設等の更新に活用します。

【インフラ資産】

- 点検・診断結果などにより損傷状況や修繕履歴などを把握し、施設の需要や経済効果などを考慮のうえ整備の優先順位を明確化するとともに、優先度に応じた計画的な維持管理及び更新を図ります。
- 必要に応じて民間の技術やノウハウを活用するなど、民間事業者との連携により、効率的な施設の運営やサービスの充実、財政負担の軽減や平準化に取り組みます。

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

【公共施設】

- 耐震化未実施の施設のうち、今後も継続して保有していく施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ優先度を設定し、計画的な耐震化を推進します。また、大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの削減を図ります。
- 施設の長寿命化については、大規模改修の実施によりライフサイクルコストの削減を見込むことができる施設を対象とします。
- 今後、新たに策定する各施設の長寿命化計画（個別施設計画）等については、本計画における方針と整合を図ります。

【インフラ資産】

- インフラ資産は、利用者の安全確保や安定した供給が行われることが重要であることから、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検・診断を行います。
- 既に長寿命化計画が策定されている施設については、各計画の内容を踏まえて長寿命化・耐震化について推進し、機能の維持を図ります。
- 今後、新たに策定する各施設の長寿命化計画（個別施設計画）については、本計画における方針と整合を図ります。

(4) 統合や廃止の推進方針

【公共施設】

- 施設の更新時においては、人口動向や財政状況等を踏まえながら、施設の統合や廃止を検討します。検討にあたっては、施設の利用状況や運営状況、費用の状況、地理的条件などにより施設評価を実施します。
- 統廃合については、まちづくりの視点や市民及び地域住民の意向等を踏まえ、「維持」「統合」「廃止」などの方向付けを行います。
- 耐用年数を超過した施設や、当初設置された目的以外の用途で利用されている施設については、今後の活用の方向性について検討します。
- 民間施設と競合している施設や利用者が特定者に限定されている施設など、公共サービスとしての必要性に乏しい施設については、受益者負担の適正を検証するとともに、事業の縮小および他の施設との複合化や廃止等を検討します。
- 施設の集約化・複合化等の方向付けや施設評価などについて具体的な対応方針を定める「公共施設再配置計画」を策定します。

方法	内容	イメージ
集約化	市民ニーズや利用状況等を踏まえ、同種の用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
複合化	施設の利用状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異種用途施設と複合	
機能の転換 (活用)	機能を取りやめた施設に他の機能に転換を図り、施設を有効活用	
廃止	機能移転後、安全性が確保できない施設、今後も利用見込みのない施設は廃止	
売却	集約化・複合化や廃止により遊休資産となった施設、跡地等を売却	

図 3-2 統合や廃止のイメージ

【インフラ資産】

○インフラ資産については、施設の長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や市民及び地域住民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

(5) ユニバーサルデザイン化の方針

【公共施設、インフラ資産】

- 関係法令等におけるまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 原則、施設等の更新時に加え、長寿命化に係る改修や、大規模改修などに合わせて、バリアフリー、ユニバーサルデザインを導入することとしますが、利用者からのニーズや、影響する範囲なども総合的に勘案し、効果的と見込まれる場合は、単独による改修を検討し、速やかな対応に努めます。

（６）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【庁内におけるマネジメント意識の啓発】

○職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義などを十分理解し、経営的視点に立って総量の適正化、効率的な維持管理の推進へと意識の転換が図られるよう、職員に対しての研修会を定期的の実施し、公共施設等のマネジメント意識の共有と向上に努めます。

【民間事業者との連携】

○民間活用による効果が期待できる施設については、指定管理者制度の導入、PPP/PFI 等の手法の活用を検討し、事業の効率化や公共サービスの向上を図ります。

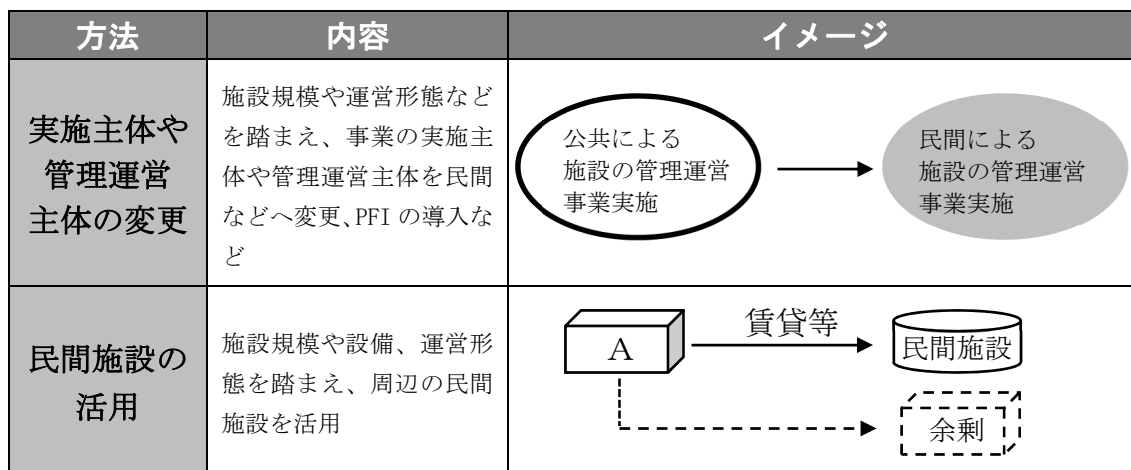


図 3-3 民間のノウハウの活用イメージ

【議会・市民との情報共有】

○公共施設等マネジメントの推進は、まちづくりのあり方につながるものであるため、議会及び市民への情報提供と意見聴取をする中で進めていきます。

○本計画の進捗状況等については、議会への説明とホームページ等で市民に公表していきます。

【保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針】

○未利用財産の多くは、行政目的が無くなり、将来的な利活用計画も定められていないことから、維持管理経費の節減や財源確保の上からも個別に利活用方針を定め、売却処分や貸付等による積極的な有効活用が必要です。このため、公平、公正で有効な活用を図るうえで、今後の利活用の基本的考え方を、次のとおりとします。

＜基本的な考え方＞

- 未利用財産（市として現在利活用していない土地及び建物）については、市における利活用を図るほか、民間等による利活用の拡大を図るものとします。
- 将来的に公共利活用の計画がなく、市有財産として保有する必要性の低い財産については、遊休化し未利用財産となることを防ぐため、民間等に売却することを基本とします。なお、売却に当たっては、一般競争入札を基本としますが、状況に応じて、随意契約、公募型プロポーザル等を実施して民間等への売却等を進めるものとします。
- 不用な財産のうち、売却が困難な物件については、民間等への有償貸付を進めるものとします。また、将来的な利活用の計画がある場合であっても、当面の間、供用する予定のないものについては、公共施設等の整備時に支障が生じないように利用形態等に配慮したうえで民間等への貸付により有効活用を図るものとします。
- 用途が決められていない土地及び建物については、必要に応じて、その未利用財産が所在する地区の住民の意見を求め、未利用財産の有効且つ適正な利活用を推進します。

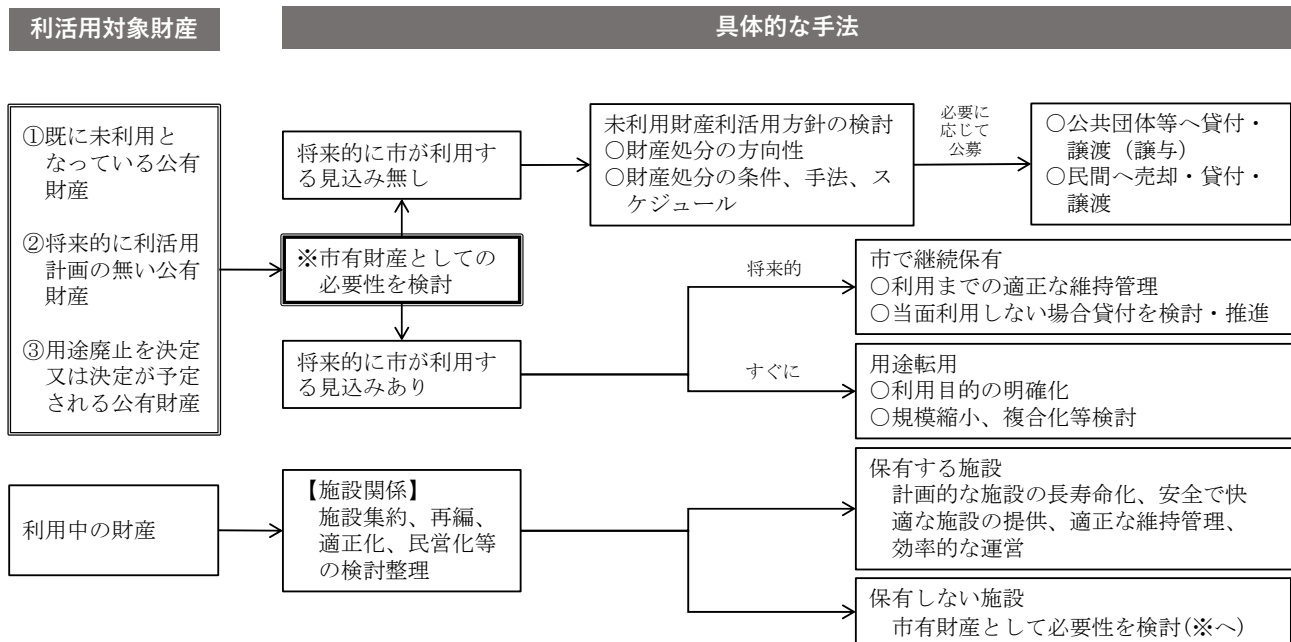


図 3-4 市有財産利活用の全体イメージフロー

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1. 公共施設

①市民文化施設

【施設概要】

表 4-1 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
集会施設	加沢集会所	128	1976	指定管理	不明	
	西宮集会所	157	1976	指定管理	不明	
	田中集会所	131	1986	指定管理	新耐震基準	
	東御市滋野コミュニティセンター	620	2007	直営	新耐震基準	
	東御市和コミュニティセンター	628	2005	直営	新耐震基準	
	東御市中央公民館	2,975	1979	直営	診断済・補強済	2013
	東御市祢津公民館	483	1986	直営	新耐震基準	2014
	東御市青年研修センター	488	1979	直営	診断済・補強済	2015
文化施設	東御市総合交流促進施設(梅野記念絵画館)	999	1998	直営	新耐震基準	
	東御市文化会館	5,337	1990	指定管理	新耐震基準	

※1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-2 利用状況一覧（利用人数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
集会施設	東御市滋野コミュニティセンター	17,556	14,651	14,401	13,157	8,247
	東御市和コミュニティセンター	15,490	14,257	14,479	12,127	6,307
	東御市中央公民館	145,511	67,165	68,765	67,525	28,626
	東御市祢津公民館	10,720	9,646	9,744	10,844	6,830
	東御市青年研修センター	1,161	1,351	1,082	1,207	414
文化施設	東御市総合交流促進施設（梅野記念絵画館）	8,086	7,398	7,357	5,683	2,556
	東御市文化会館	105,342	116,482	72,780	74,506	14,717
合計		303,866	230,950	188,608	185,049	67,697

※一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

【現況と課題】

《集会施設》

◇集会所及び公民館は建築後長期間が経過しているものもあり、老朽化への対応が必要です。

◇集会施設のうち、3 施設は指定管理による運営であり、その他の 5 施設は市の直営です。

《文化施設》

◇「東御市総合交流促進施設（梅野記念絵画館）」「東御文化会館」の 2 施設があります。

◇「東御市文化会館」は、指定管理による運営です。

【基本的な方針】

《集会施設》

- 集会施設は、指定管理の導入や地元住民等による管理運営など効率的な施設運営を図りながら、機能を維持していきます。

《文化施設》

- 「東御市文化施設個別施設計画」に基づき、維持管理コストの縮減や平準化を図り、計画的な修繕を実施します。
- 「東御市文化会館」は、今後も指定管理による施設の適切な運営と利用促進を図ります。

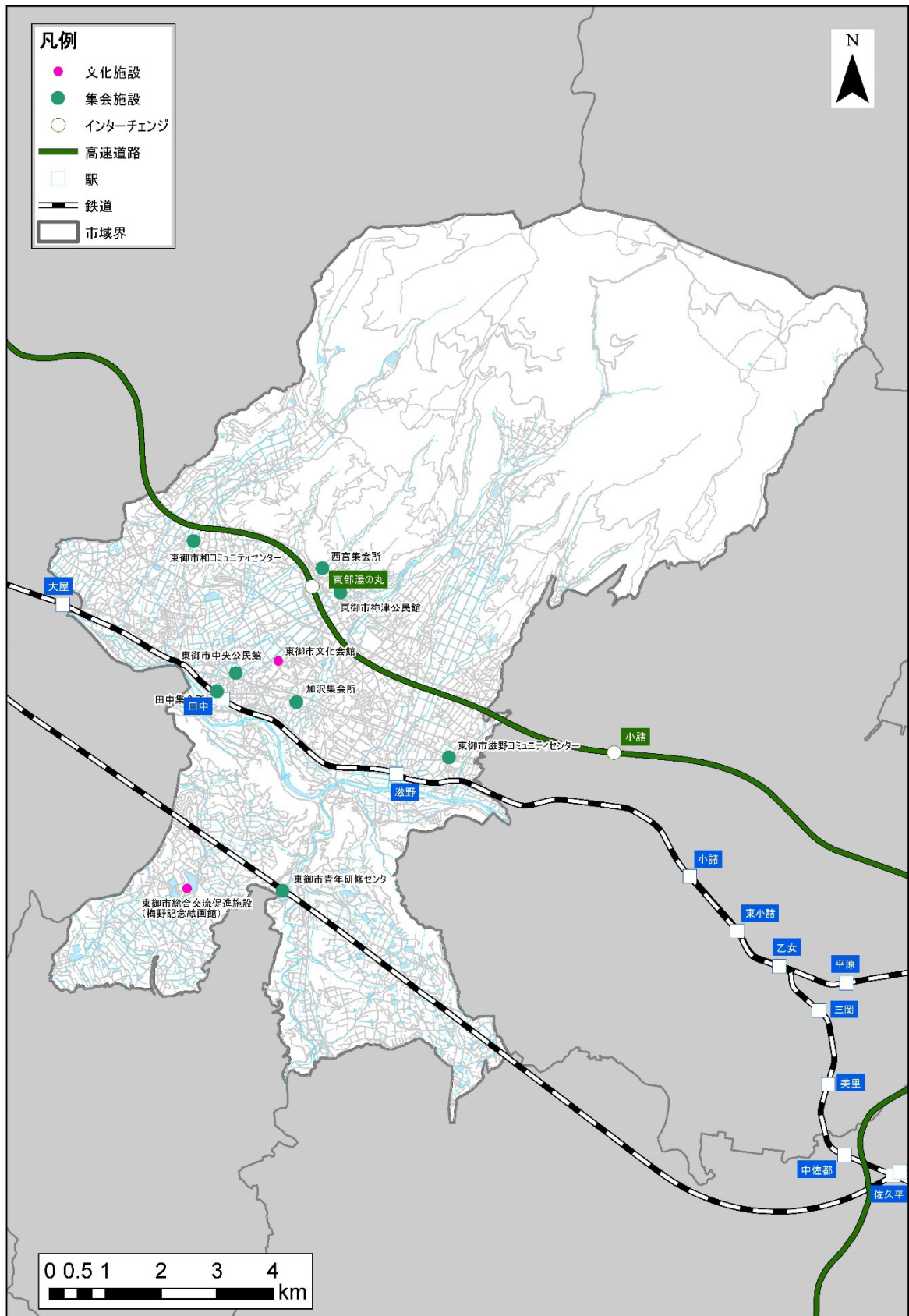


図 4-1 施設配置図 (市民文化施設)

②社会教育施設

【施設概要】

表 4-3 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
図書館	東御市立図書館(市役所合築)	2,199	2012	直営	新耐震基準	
博物館等	東御市田中資料館	259	1995	直営	新耐震基準	
	東御市和記念館	460	1879	その他	診断未実施	
	海野宿資料館	493	不明	指定管理	診断未実施	
	海野宿玩具館	165	2011	指定管理	新耐震基準	
	力士雷電の生家	216	1985	その他	新耐震基準	

※1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-4 利用状況一覧（利用人数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
図書館	東御市立図書館（市役所合築）	108,304	103,514	107,487	95,056	62,352
博物館等	海野宿資料館	9,118	6,706	6,210	4,317	2,682
	海野宿玩具館	1,770	1,474	1,087	801	652
合計		119,192	111,694	114,784	100,174	65,686

※一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

【現況と課題】

《図書館》

◇「東御市立図書館」の1施設があり、市の直営です。

◇2012年に建替えが実施され、市役所との複合化が行われて以来、利用者が増加し、2019年度は延べ約9万人の市民に利用されています。

《博物館等》

◇「力士雷電の生家」など5施設があり、そのうち、「海野宿資料館」「海野宿玩具館」は指定管理による運営です。

◇「東御市田中資料館」は、資料の保管が主であり、現在は一般公開していません。事前予約で公開しています。

【基本的な方針】

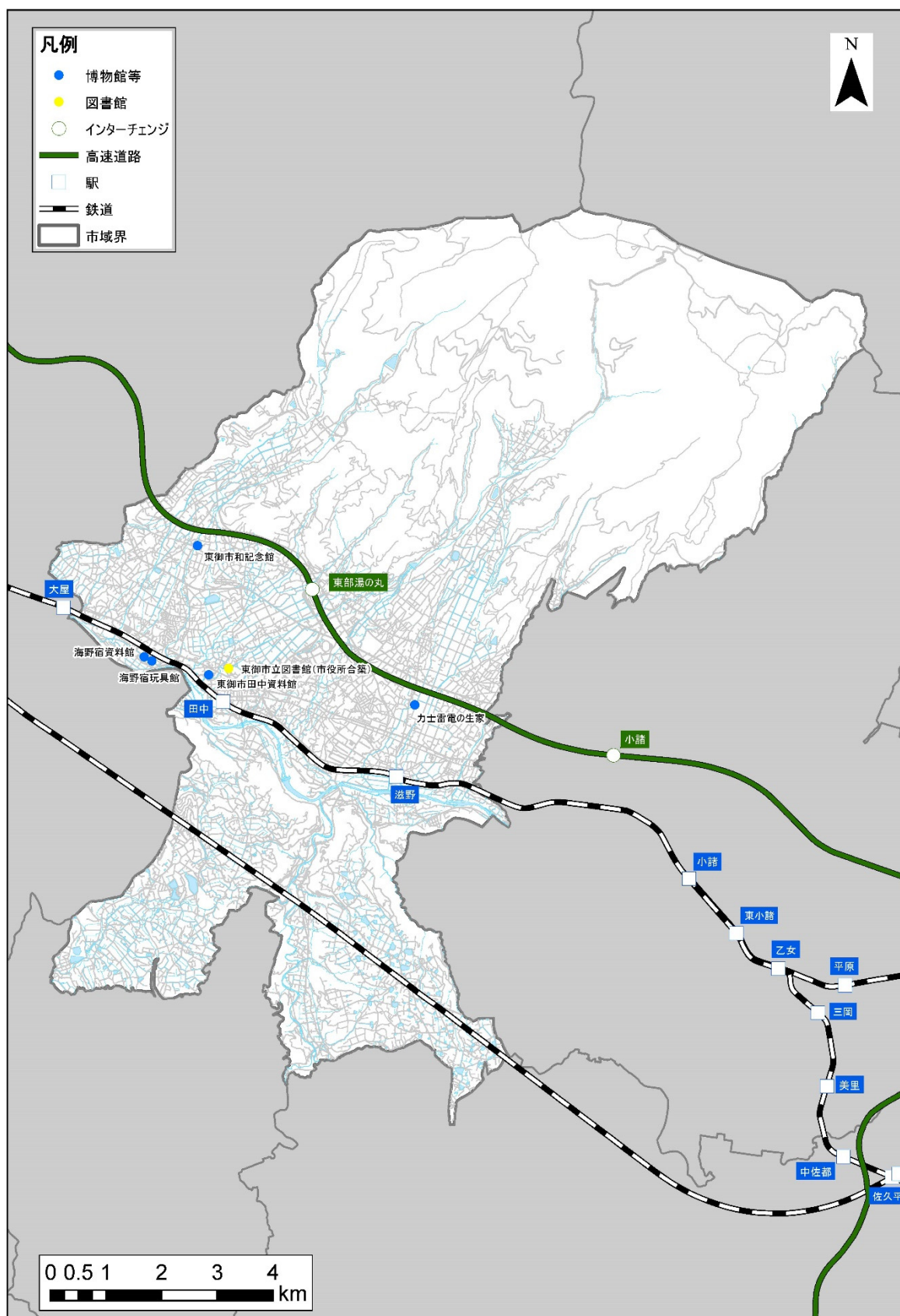
《図書館》

○「東御市立図書館」は、多くの市民が利用する社会教育・文化の拠点となる施設であることから、多様化する市民ニーズを踏まえ、施設の利用促進と公共サービスの充実を図ります。

《博物館等》

○市内の歴史文化を後世に伝承する拠点となる施設である「海野宿資料館」「海野宿玩具館」などは、今後も指定管理による運営によって、施設の適切な運営と利用促進を図ります。

○「海野宿資料館」「東御市和記念館」は、耐震診断を早急に実施し、診断結果を踏まえた施設の老朽化対策、改修方針を検討します。



③スポーツ・レクリエーション施設

【施設概要】

表 4-5 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
スポーツ施設	ゆうゆうアリーナ(屋内ゲートボール場)	996	1991	指定管理	新耐震基準	
	東御市ふれあい体育館	2,239	1989	指定管理	新耐震基準	
	東御市海野マレットゴルフ場	180	2006	指定管理	新耐震基準	
	北御牧体育館	472	1974	指定管理	診断済・未補強	
	東御中央公園第一体育館	4,142	2001	指定管理	新耐震基準	
	第二体育館	2,477	1975	指定管理	診断済・補強済	2009
	テニスコート	61	1999	指定管理	新耐震基準	2013
	屋内ゲートボール場	801	1986	指定管理	新耐震基準	
	弓道場	562	1995	指定管理	新耐震基準	2014
	武道館	786	1978	指定管理	診断済・補強済	2014
	湯の丸高原屋内運動施設	3,035	2020	指定管理	新耐震基準	
	湯の丸高原荘	2,284	1993	指定管理	新耐震基準	
	湯の丸高原荘別棟	1,224	2021	指定管理	新耐震基準	
	東御市集落広場施設(憩いの家)	948	1993	指定管理	新耐震基準	
レクリエーション施設・ 観光施設	ふれあい広場	10	1995	指定管理	新耐震基準	
	海野宿公衆トイレ	115	2014	指定管理	新耐震基準	
	海野宿滞在型交流施設(うんのわ)	482	2013	指定管理	新耐震基準	
	湯の丸地蔵峠公衆トイレ	65	1974	その他	不明	
	湯の丸キャンプ場(炊事場)	35	2014	その他	新耐震基準	
	東御市温泉コミュニティセンター(御牧苑)	248	1988	指定管理	新耐震基準	2011
	市民プール	366	1975	指定管理	診断済・未補強	
	池の平公衆トイレ等	184	1996	その他	新耐震基準	
	湯の丸高原ビジターセンター	400	1998	直営	新耐震基準	
	東御市温泉健康複合施設(ゆうふるtanaka)	6,610	1999	指定管理	新耐震基準	
保養施設	東御市農林漁業体験実習館(湯楽里館)	2,899	1994	指定管理	新耐震基準	
	アートヴィレッジ明神館	1,873	1993	指定管理	新耐震基準	
	東御市ふれあいトロニセンター	112	1999	指定管理	新耐震基準	2015
	東御市温泉コミュニティセンター(御牧乃湯)	842	2011	指定管理	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-6 利用状況一覧(利用人数)

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
スポーツ施設	東御市ふれあい体育館	14,914	14,145	14,653	15,053	6,832
	東御市海野マレットゴルフ場	16,734	17,061	16,901	17,647	13,663
	北御牧体育館	2,418	2,024	1,747	1,115	1,284
	東御中央公園第一体育館	32,185	38,255	35,983	33,804	20,356
	第二体育館	25,088	33,567	26,913	25,192	17,442
	テニスコート	27,709	23,816	20,924	24,785	19,820
	屋内ゲートボール場	3,233	3,201	3,424	3,032	1,635
	弓道場	2,251	2,297	2,571	3,630	947
	武道館	12,179	14,579	15,555	16,150	7,841
	湯の丸高原屋内運動施設	-	-	-	5,387	7,763
レクリエーション 施設・観光施設	東御市集落広場施設(憩いの家)	3,987	3,735	3,109	11,646	5,821
	海野宿公衆トイレ	284,100	237,800	255,900	150,800	20,200
	湯の丸高原ビジターセンター	13,255	12,654	16,279	17,501	11,075
	東御市温泉コミュニティセンター(御牧苑)	14,555	13,920	14,987	13,436	9,045
	市民プール	11,723	10,540	10,865	10,652	9,334
保養施設	温泉健康複合施設(ゆうふるtanaka)	225,645	231,293	234,344	200,835	165,039
	東御市農林漁業体験実習館(湯楽里館)	276,215	278,159	225,141	237,452	140,726
	アートヴィレッジ明神館	65,089	72,624	73,209	74,704	54,454
	東御市ふれあいトロニセンター	8,183	6,587	6,578	6,713	5,108
	東御市温泉コミュニティセンター(御牧乃湯)	115,805	112,725	118,857	107,099	76,119
合計		1,155,268	1,128,982	1,097,940	976,633	594,504

※一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

【現況と課題】

《スポーツ施設》

- ◇「東御中央公園第一体育館」など 13 施設があり、いずれも指定管理による運営です。
- ◇建築後 30 年を経過している施設もあり、老朽化への対応が必要です。また、耐震改修未実施の「北御牧体育館」はあり方を含めて今後検討が必要です。
- ◇指定管理者により日常点検を実施しており、適宜修繕を実施しています。

《レクリエーション施設・観光施設》

- ◇「湯の丸高原ビジターセンター」など 10 施設があり、そのうち 6 施設は指定管理による運営です。

《保養施設》

- ◇「東御市温泉健康複合施設（ゆうふる tanaka）」など 5 施設があり、すべて指定管理による運営です。

【基本的な方針】

《スポーツ施設》

- 「東御市スポーツ施設個別施設計画」に基づき、維持管理コストの縮減や平準化を図り、計画的な修繕を実施します。
- 施設が更新、大規模改修等の時期を迎える際には、施設の利用状況や老朽化・耐震性への対応などを勘案し、今後のあり方についても検討します。
- その他の施設は今後も指定管理による運営を継続し、施設の適切な運営と利用促進を図ります。

《レクリエーション施設・観光施設》

- 今後も指定管理による運営の継続を基本としますが、施設の利用状況や大規模改修の実施時期などを勘案し、統廃合などによる施設配置のあり方や民間事業者の参画などについても検討し、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。

《保養施設》

- 主に市民や地域住民が利用する保養施設は、今後の人口減少・少子高齢化の進行などによる施設利用の需要やニーズの変化に伴い、統廃合などによる施設配置のあり方や民間事業者の参画などについても検討し、施設規模の適正化や運営の効率化を図ります。
- 今後も維持していく施設は、指定管理による運営を継続します。

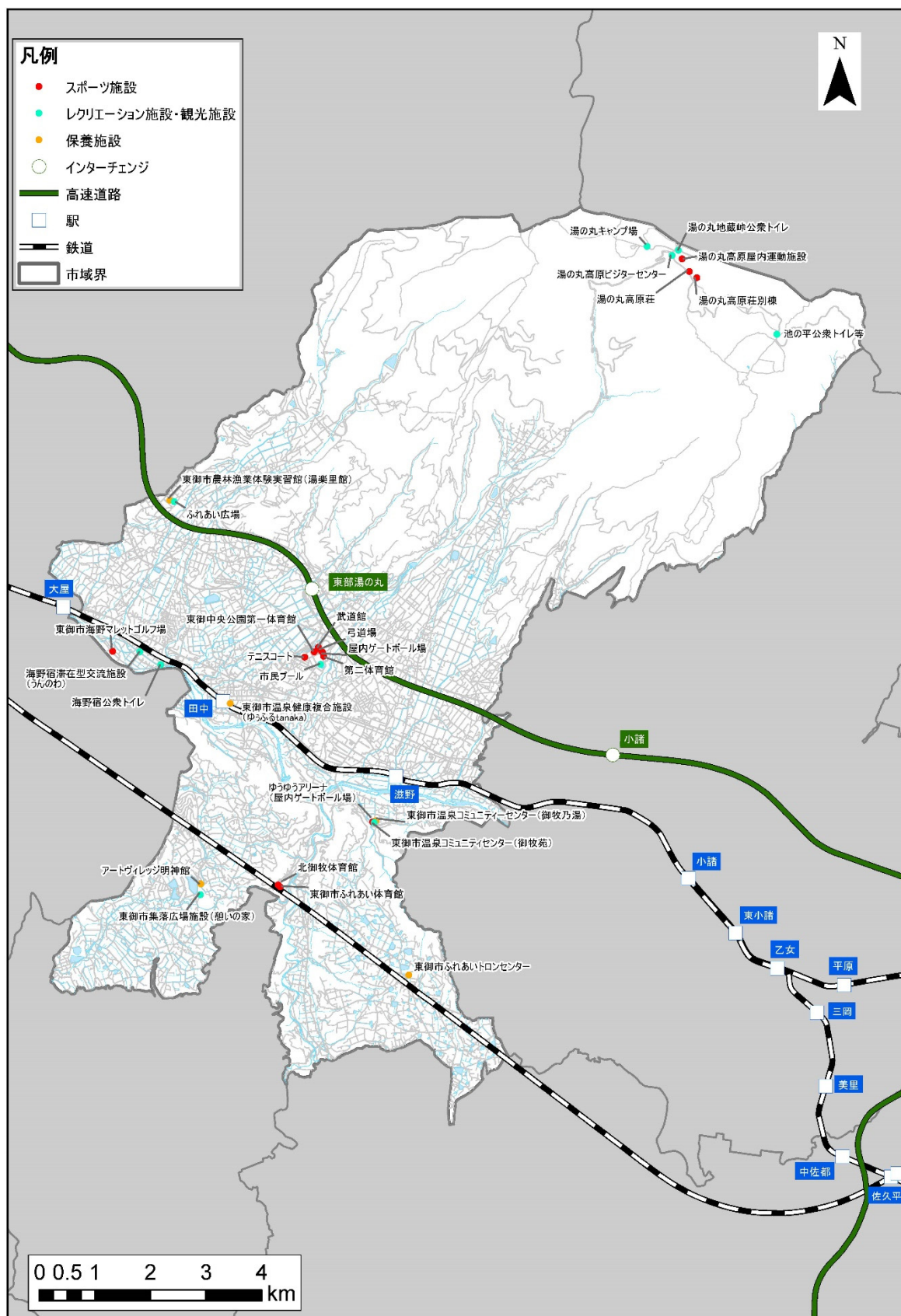


図 4-3 施設配置図 (スポーツ・レクリエーション施設)

④産業施設

【施設概要】

表 4-7 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
産業施設	東御市就農トレーニングセンター	311	1999	直営	不明	
	東御市農産物加工施設(信州味の里とうみ)	482	2005	指定管理	新耐震基準	
	羽毛田勤労者会館	299	1989	その他	新耐震基準	2009

※1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

【現況と課題】

◇「羽毛田勤労会館」など3施設があり、そのうち、「東御市農産物加工施設」は指定管理による運営です。

【基本的な方針】

○利用者が限定されている「羽毛田勤労者会館」は東御市羽毛田工業団地協議会への払下げとし、「東御市農産物加工施設(信州味の里とうみ)」「東御市就農トレーニングセンター」は、施設の利用状況や今後の需要予測、耐用年数を踏まえつつ、施設のあり方を検討します。

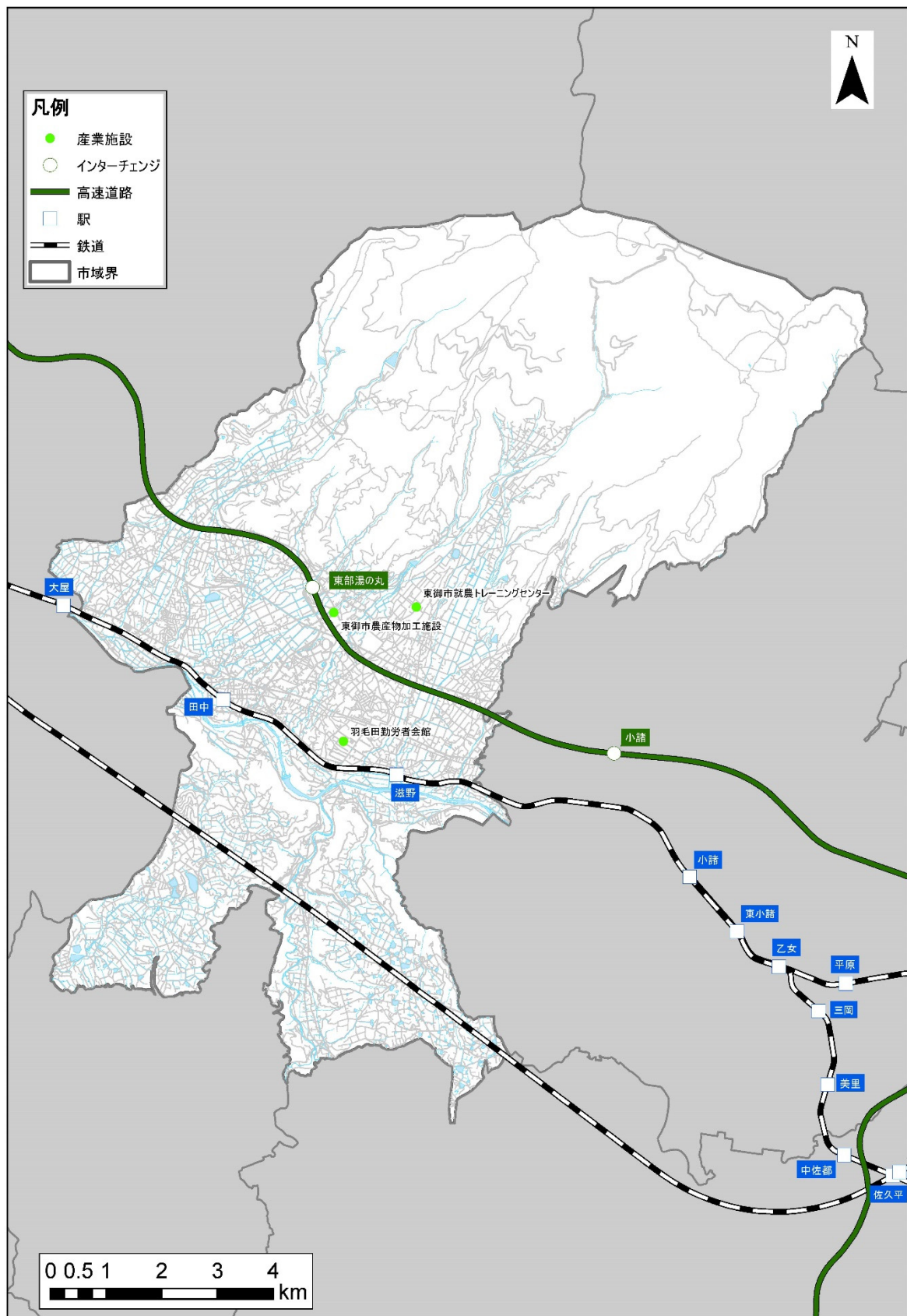


図 4-4 施設配置図（産業施設）

⑤学校教育施設

【施設概要】

表 4-8 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
学校	田中小学校	7,120	1973	直営	診断済・補強済	2015
	滋野小学校	5,494	1977	直営	診断済・補強不要	
	弥津小学校	5,171	1981	直営	診断済・補強済	
	和小学校	6,456	1979	直営	診断済・補強不要	
	北御牧小学校	5,812	1978	直営	診断済・補強済	
	東部中学校	13,233	2002	直営	新耐震基準	
	北御牧中学校	6,919	2000	直営	新耐震基準	
その他教育施設	北御牧学校給食センター	557	2014	直営	新耐震基準	
	中間教室	256	2005	直営	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

【現況と課題】

《学校》

◇「田中小学校」など 5 つの小学校と、「東部中学校」「北御牧中学校」の 2 つの中学校があり、建築後 30 年以上経過している施設もあることから、今後老朽化への対応が必要です。

◇現在はいずれの施設も余裕教室はありませんが、少子化の進行により児童・生徒数が減少傾向にあり、今後も減少する見込みです。

《その他教育施設》

◇「北御牧学校給食センター」「中間教室」の 2 施設があり、いずれも、市の直営です。

【基本的な方針】

《学校》

○市内の小学校については、「東御市立小学校長寿命化基本計画」に基づき、改築費用の平準化等も含めた施設改修を進めます。

○今後の人口減少・少子高齢化の進行に伴い、児童・生徒数の減少が想定されることから、人口動向や地域住民の人口分布等を踏まえた適正な施設配置・規模への再編や、機能転換等による余裕教室・スペースの有効活用を検討します。

《その他教育施設》

○計画的な点検や修繕等を実施し、施設の長寿命化を図ります。

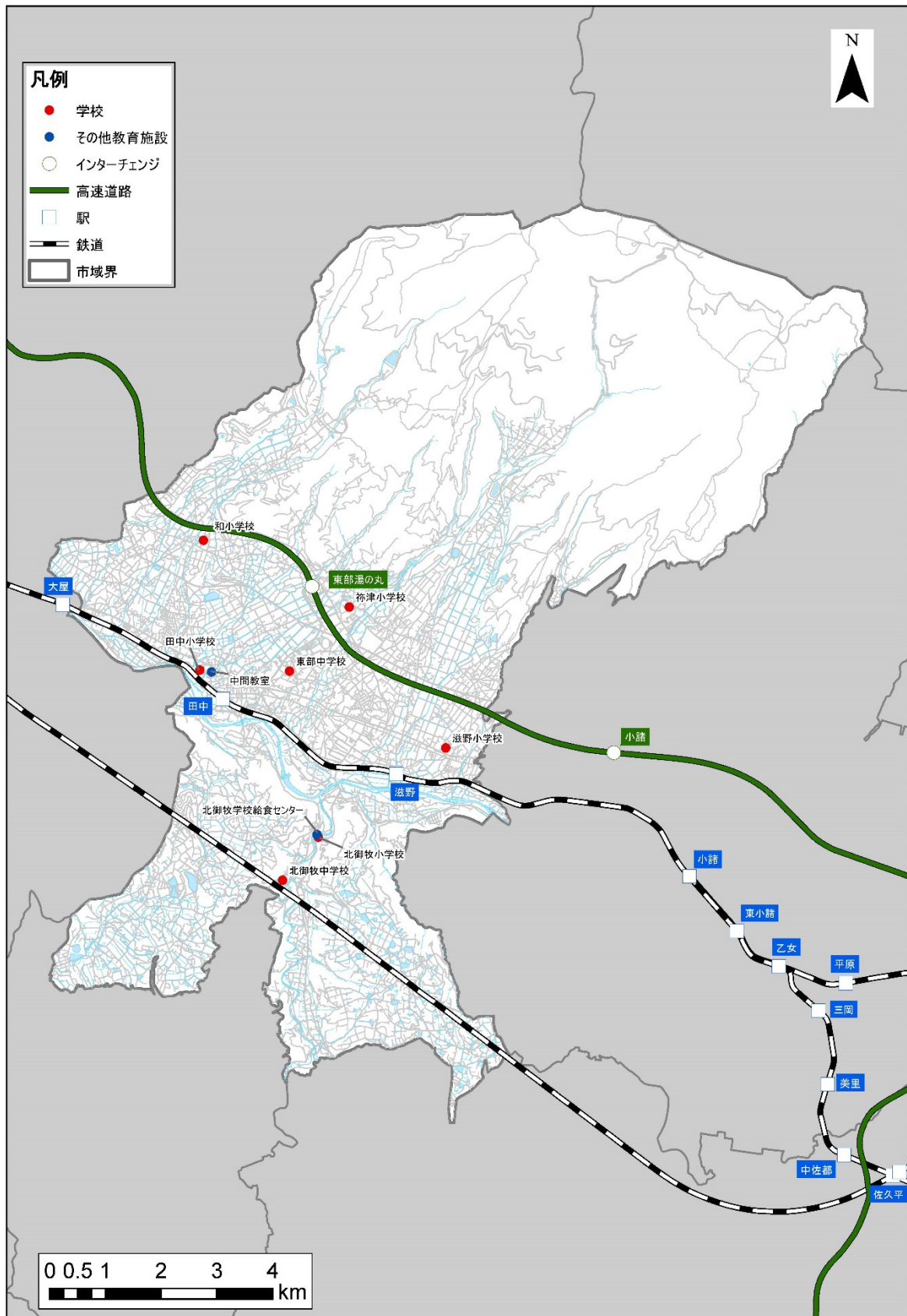


図 4-5 施設配置図（学校教育施設）

⑥子育て支援施設

【施設概要】

表 4-9 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
保育園	田中保育園	1,623	2015	直営	新耐震基準	
	滋野保育園	1,317	2013	直営	新耐震基準	
	祢津保育園	1,244	2010	直営	新耐震基準	
	和保育園	1,464	2014	直営	新耐震基準	
	北御牧保育園	1,140	2006	直営	新耐震基準	
幼児・児童施設	東部子育て支援センター	1,258	2013	直営	新耐震基準	
	田中児童館	279	1991	直営	新耐震基準	
	滋野児童館	299	1997	直営	新耐震基準	
	祢津児童館	295	1998	直営	新耐震基準	
	和児童館	208	1987	直営	新耐震基準	
	みまき未来館(北御牧子育て支援センター)	324	2002	直営	新耐震基準	
	みまき未来館(北御牧児童館)	666	2002	直営	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-10 利用状況一覧（保育園在園者数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
保育園	田中保育園	190	195	195	183	187
	滋野保育園	127	138	127	147	141
	祢津保育園	149	138	139	129	130
	和保育園	160	160	145	147	142
	北御牧保育園	108	108	111	109	105
合計		734	739	717	715	705

表 4-11 利用状況一覧（利用人数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
幼児・児童施設	東部子育て支援センター	12,480	12,659	12,659	13,170	7,093
	田中児童館	14,428	13,486	15,088	12,572	8,794
	滋野児童館	10,154	8,891	11,674	10,177	7,060
	祢津児童館	14,382	14,470	13,822	12,607	9,388
	和児童館	7,831	7,516	6,442	4,713	3,859
	みまき未来館(北御牧子育て支援センター)	4,181	4,331	4,331	3,034	2,126
	みまき未来館(北御牧児童館)	24,107	24,413	22,119	23,055	18,517
合計		87,563	85,766	86,135	79,328	56,837

※一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

【現況と課題】

《保育園》

- ◇「田中保育園」など5施設があり、いずれも市の直営です。
- ◇「市立保育園改築基本計画」に沿って、2006年の「北御牧保育園」に始まり、2015年の「田中保育園」を最後に、小学校地区ごとの統合改築が終了しています。
- ◇少子化傾向ですが、保護者の就労や家庭の状況等により、需要は高まっています。

《幼児・児童施設》

- ◇「東部子育て支援センター」など7施設があり、いずれも市の直営です。
- ◇施設によってばらつきはあるものの、保護者の就労や家庭の状況等により、需要が高まっています。

【基本的な方針】

《保育園》

- 人口減少・少子化傾向が予測される一方で、少子化を抑制する施策として子育て支援施設の充実が重要であることから、計画的な修繕・改修を実施し、施設の長寿命化を図り、機能を維持していきます。
- 施設が更新の時期を迎える際には、今後の市民ニーズや地域ごとの人口分布・動向等を踏まえ施設の適正配置や複合化等による効率的な施設の活用方策を検討します。

《幼児・児童施設》

- 施設の老朽化や利用状況を踏まえるとともに、今後の人口動向や市民ニーズを見据えながら、施設の統廃合や学校の余裕施設を活用するなどの複合化等の再編を検討します。

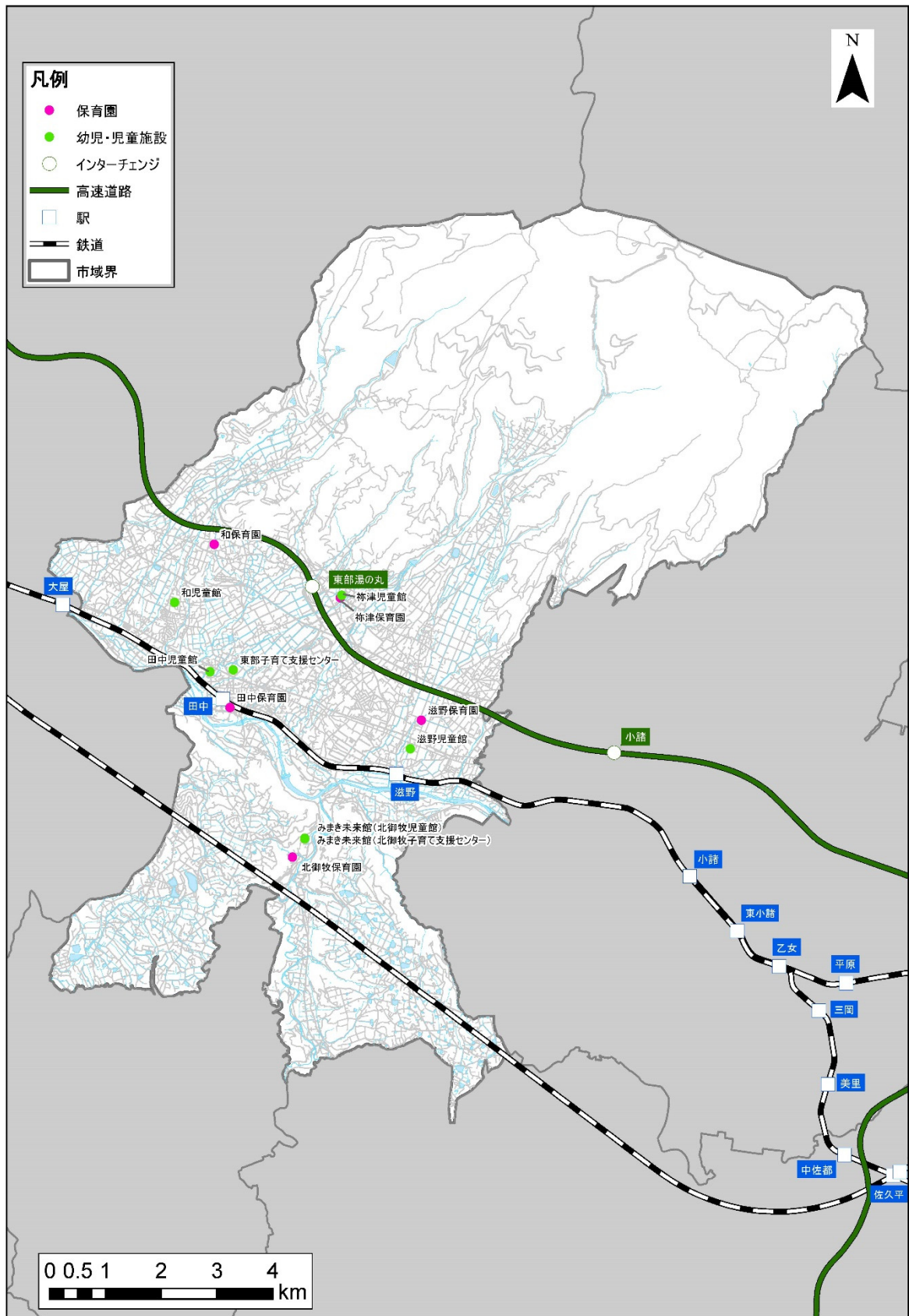


図 4-6 施設配置図（子育て支援施設）

⑦保健・福祉施設

【施設概要】

表 4-12 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
その他社会福祉施設	東御市総合福祉センター	4,459	1999	直営	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-13 利用状況一覧（利用人数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
その他社会福祉施設	東御市総合福祉センター	65,516	71,070	72,027	58,952	45,124
合計		65,516	71,070	72,027	58,952	45,124

【現況と課題】

《その他社会福祉施設》

◇「東御市総合福祉センター」の1施設があり、市の直営です。

◇年2回の委託業者による定期点検に加え、その他必要な個所については、適宜修繕を実施しています。

【基本的な方針】

《その他社会福祉施設》

○計画的な修繕・改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。

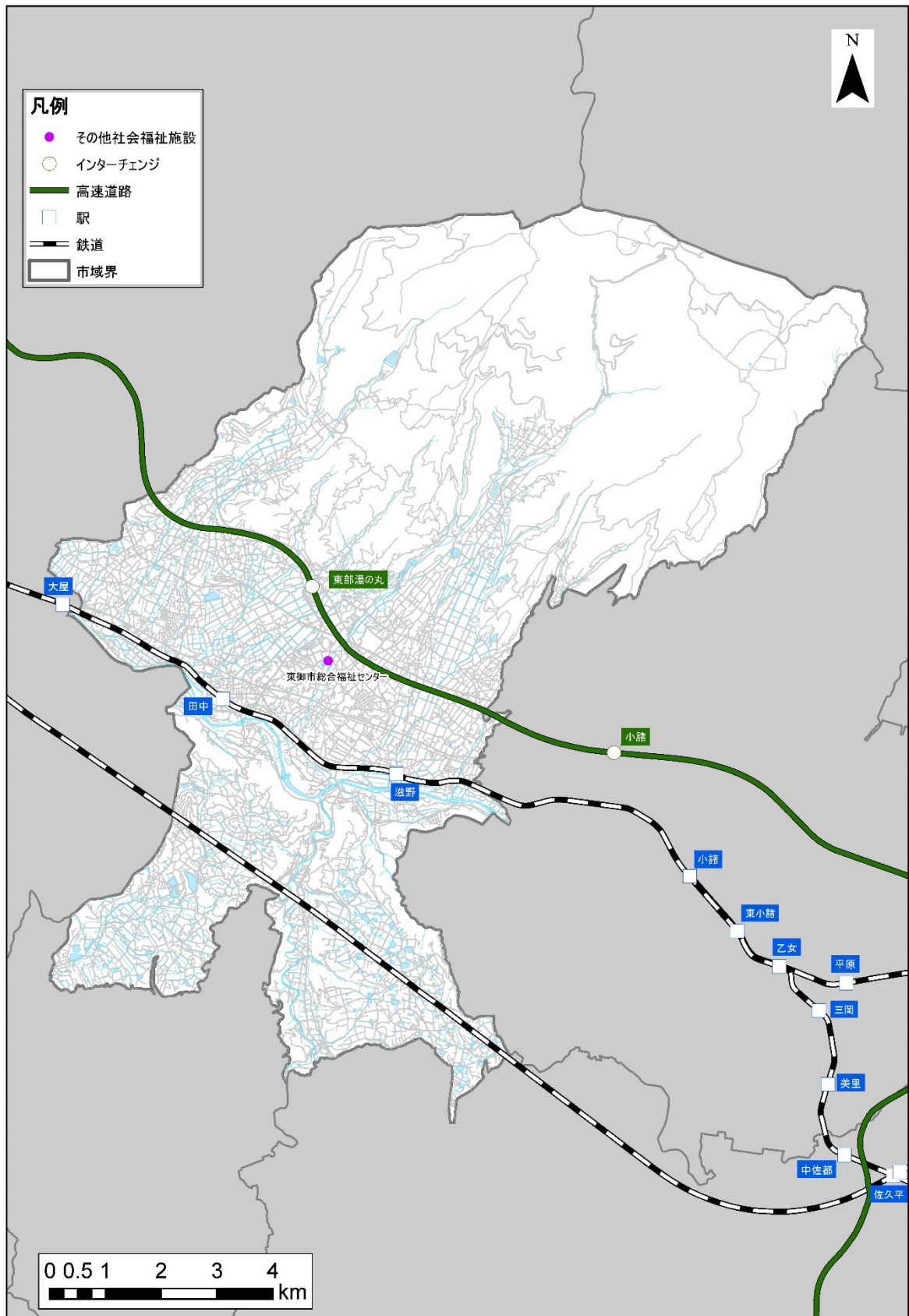


図 4-7 施設配置図（保健・福祉施設）

⑧医療施設

【施設概要】

表 4-14 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
医療施設	東御市民病院	7,620	2003	直営	新耐震基準	2013

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

【現況と課題】

◇「東御市民病院」の 1 施設があり、市の直営です。

◇委託業者による点検を実施していますが、老朽化に伴う設備の故障も多く、適宜修繕を実施しています。

【基本的な方針】

○設備の老朽化が著しく、今後、多大な修繕費が必要になることが予測されることから、設備の更新を計画的に行いながら、維持管理費の平準化に努めるとともに施設の長寿命化を図ります。

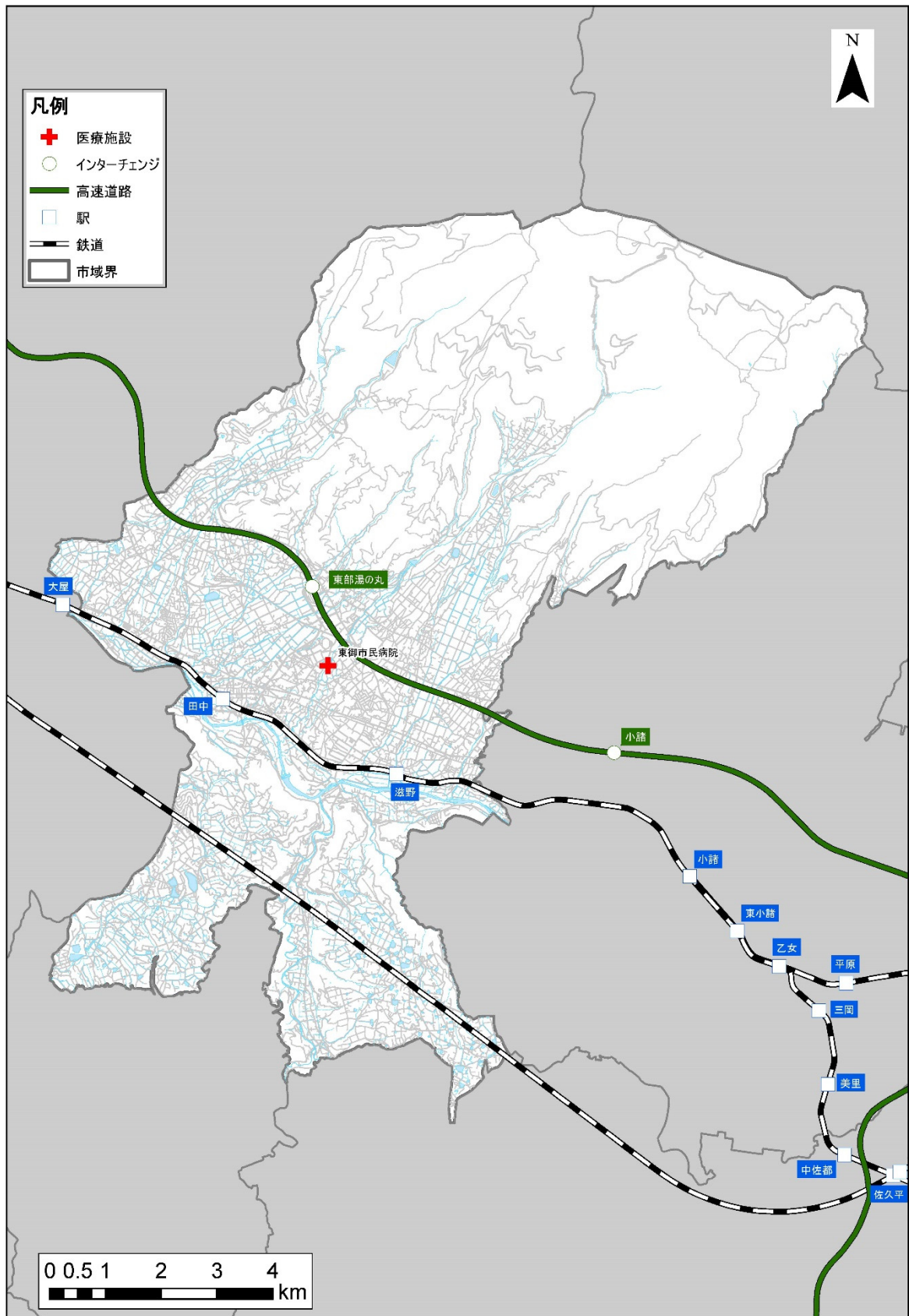


図 4-8 施設配置図 (医療施設)

⑨行政施設

【施設概要】

表 4-15 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
庁舎等	東御市役所	6,473	2012	直営	新耐震基準	
	北御牧庁舎	4,431	1986	直営	新耐震基準	
その他行政施設	東部人権啓発センター	555	1996	直営	新耐震基準	
	北御牧人権啓発センター	287	1996	直営	新耐震基準	
	北御牧庁舎周辺施設	281	1986	直営・その他	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-16 利用状況一覧（利用人数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
その他行政系施設	東部人権啓発センター	6,257	5,121	5,758	5,655	2,463
	北御牧人権啓発センター	2,755	1,651	1,587	1,532	887
合計		9,012	6,772	7,345	7,187	3,350

※一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

【現況と課題】

《庁舎等》

◇「東御市役所」「北御牧庁舎」の2施設があります。

◇「北御牧庁舎」は、建築後30年を経過していることから、老朽化への対応が必要です。

《その他行政施設》

◇「東部人権啓発センター」など3施設があり、いずれも市の直営です。

【基本的な方針】

《庁舎等》

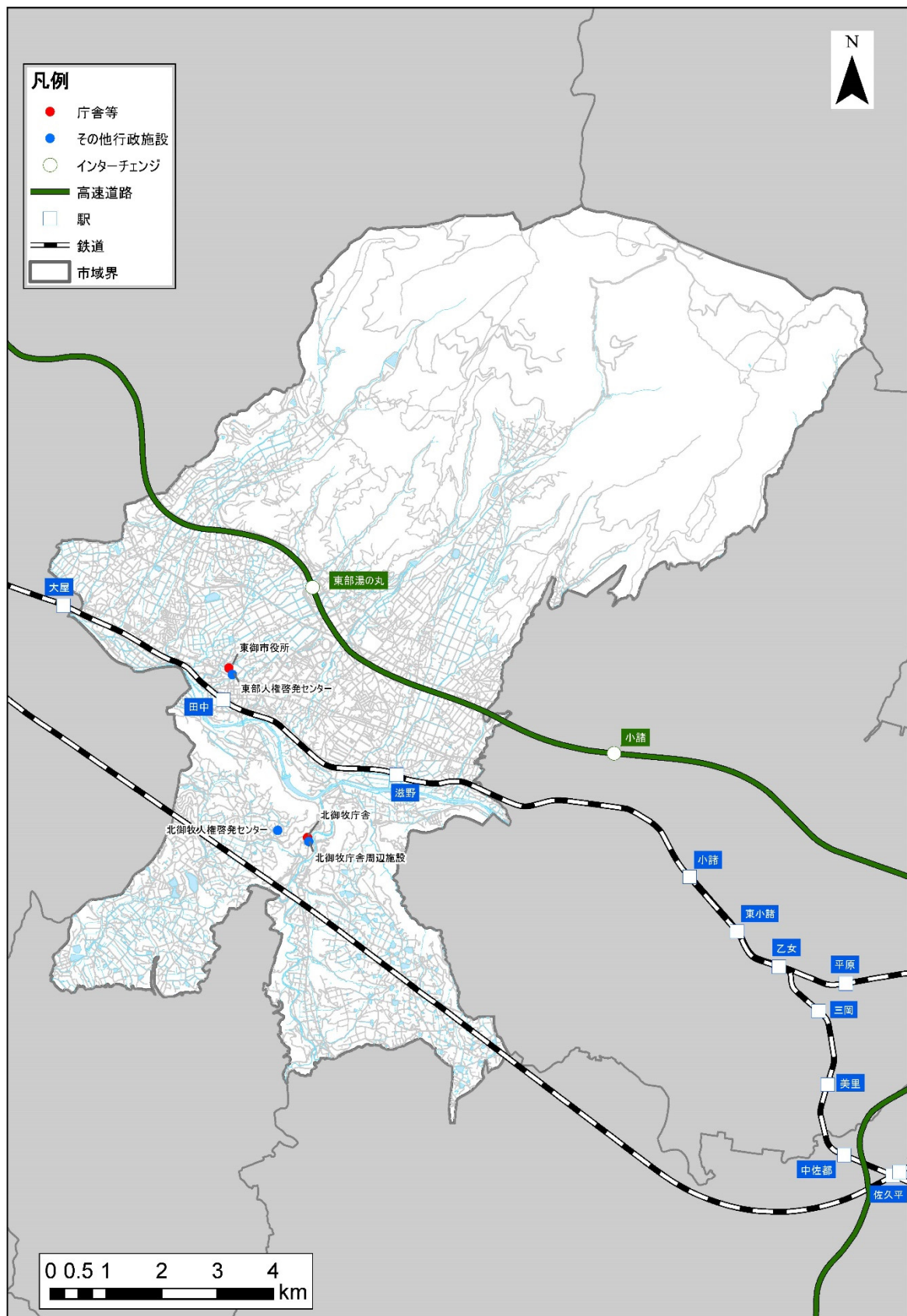
○「東御市役所」は、今後も公共サービスの利便性向上を図るとともに、災害時の防災拠点としての機能を維持するため、安全性の確保と適切な維持管理に努めます。

○「北御牧庁舎」は、建築後30年が経過しており、計画的な改修を実施し、長寿命化に努めます。また、施設は既に複合利用されていることから、今後も地域の拠点としての機能を維持するため、適正な維持管理に努めます。

《その他行政施設》

○2施設ある人権啓発センターは、地域社会に密着した施設として意義があることから施設の機能を維持します。

○「北御牧庁舎周辺施設」は、施設の老朽化の状況や今後の施設利用の見通しを踏まえ、今後のあり方について検討します。



⑩公営住宅

【施設概要】

表 4-17 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
公営住宅	市営住宅 日向が丘団地	6,004	1985	直営	新耐震基準	2013
	市営住宅 瓜田団地	2,727	1980	直営	診断済・補強済	2013
	市営住宅 田中団地	1,129	2000	直営	新耐震基準	
	市営住宅 田中央団地	675	2004	直営	新耐震基準	
	市営住宅 常田団地	1,574	2011	直営	新耐震基準	
	市営住宅 島川原住宅団地	874	2002	直営	新耐震基準	
	市営住宅 切久保住宅	159	1989	直営	新耐震基準	2014
	市営住宅 大日向住宅団地	677	1981	直営	新耐震基準	2013
	市営住宅 御牧原住宅団地	382	1984	直営	新耐震基準	
	市営住宅 本下之城住宅	327	1989	直営	新耐震基準	2014
	市営住宅 羽毛山住宅団地	2,713	2005	直営	新耐震基準	
	市営住宅 政所住宅	333	1992	直営	新耐震基準	2015
	市営住宅 瓜田住宅	137	1962	直営	診断未実施	1991
	市営住宅 姫子沢住宅	44	1973	直営	不明	
	市営住宅 GH島川原	354	2000	直営	新耐震基準	
	市営住宅 GH布引	1,132	1999	直営	新耐震基準	2000
	就農希望者等受入住宅	574	1999	直営	新耐震基準	
	田中教職員住宅	75	1985	直営	新耐震基準	
	滋野教職員住宅	148	1983	直営	新耐震基準	
	弥津教職員住宅	148	1984	直営	新耐震基準	
	和職員住宅	59	1989	直営	新耐震基準	
	和教職員住宅	222	1984	直営	新耐震基準	
	大川教職員住宅	240	1995	直営	新耐震基準	
	北御牧教職員住宅	93	1999	直営	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-18 利用状況一覧（入居戸数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
公営住宅	市営住宅 日向が丘団地A棟	30	29	29	28	28
	市営住宅 日向が丘団地B棟	0	0	0	6	11
	市営住宅 日向が丘団地C棟	13	18	19	28	25
	市営住宅 瓜田団地	32	33	34	28	29
	市営住宅 田中団地	14	13	14	13	14
	市営住宅 田中央団地	10	10	10	10	10
	市営住宅 常田団地	21	21	18	21	21
	市営住宅 島川原住宅団地	12	11	11	11	12
	市営住宅 切久保住宅	0	1	1	1	1
	市営住宅 大日向住宅団地	6	7	7	6	5
	市営住宅 御牧原住宅団地	4	4	4	4	3
	市営住宅 本下之城住宅	4	4	4	2	2
	市営住宅 羽毛山住宅団地	31	31	32	31	31
	市営住宅 政所住宅	5	5	5	4	4
	市営住宅 瓜田住宅	3	3	3	3	3
	市営住宅 姫子沢住宅	1	1	1	1	1
	市営住宅 GH島川原	6	5	5	5	5
	市営住宅 GH布引	5	2	2	2	2
	就農希望者等受入住宅	1	5	5	5	5
	合計	198	203	204	209	212

※一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

【現況と課題】

- ◇「市営住宅 日向が丘団地」など 24 施設があります。
- ◇「市営住宅 姫子沢住宅」など建築後 30 年以上経過している施設もあり、老朽化への対応が必要です。
- ◇築年数の古い市営住宅や教職員住宅は、施設の利用状況を踏まえ、今後の活用方法について検討が必要です。

【基本的な方針】

- 市営住宅の維持管理は「市営住宅長寿命化計画」に基づき、入居状況や今後の需要予測等を踏まえ、施設の改修や更新、廃止など、今後のあり方を検討します。
- 教職員住宅等は、利用状況を踏まえ、施設の廃止や転用などのあり方を検討します。
また、廃止された施設は、跡地活用や民間等への売却を進めていきます。
- 「就農希望者等受入住宅」は、施設の利用状況や今後の需要予測を踏まえつつ、施設のあり方を検討します。

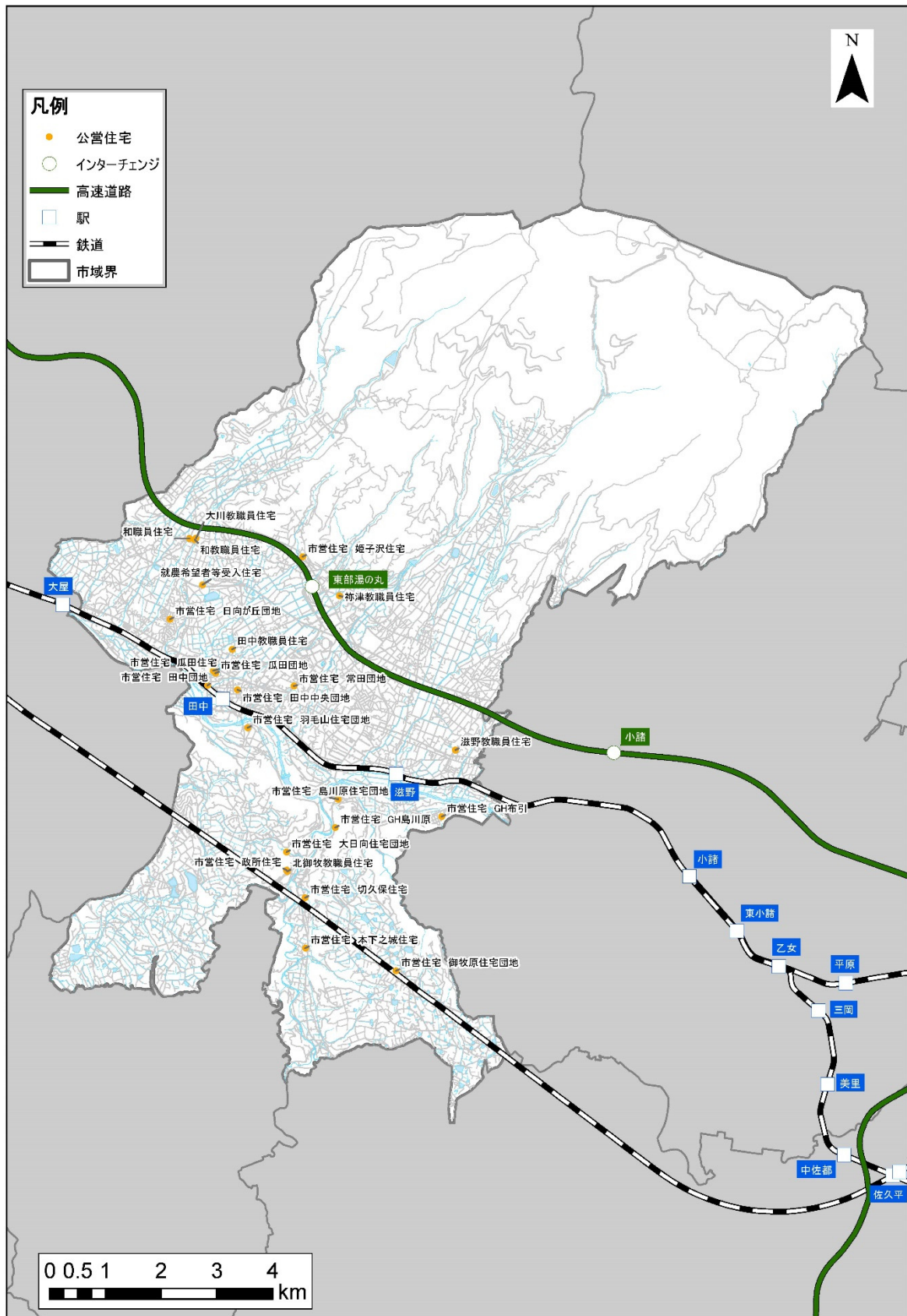


図 4-10 施設配置図（公営住宅）

⑪公園施設

【施設概要】

表 4-19 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
公園施設	芸術むら公園	713	1993	指定管理	新耐震基準	
	東御中央公園	164	1995	指定管理	新耐震基準	
	あがた御膳水公園	18	2001	その他	新耐震基準	
	伊豆宮公園	20	2013	その他	新耐震基準	
	芸術むら公園住宅	64	1996	直営	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

※公園の場合は敷地内のトイレのみ対象

【現況と課題】

◇「芸術むら公園」など5施設があります。

◇「芸術むら公園」「東御中央公園」は、指定管理による運営です。

【基本的な方針】

○公園内の各施設は、今後も利用者の安全の確保や利便性の向上を図るよう、計画的な点検や修繕等の実施により、適正な維持管理に努めます。

○特に「東御中央公園」「あがた御膳水公園」「伊豆宮公園」など市内に10箇所ある都市公園については、「東御市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕・改修を実施します。

○「芸術むら公園」「東御中央公園」は、今後も指定管理による適切な運営を継続し、利用向上に努めます。

○「芸術むら公園住宅」は、東京藝術大学などの域学連携の拠点として、活用を促進します。

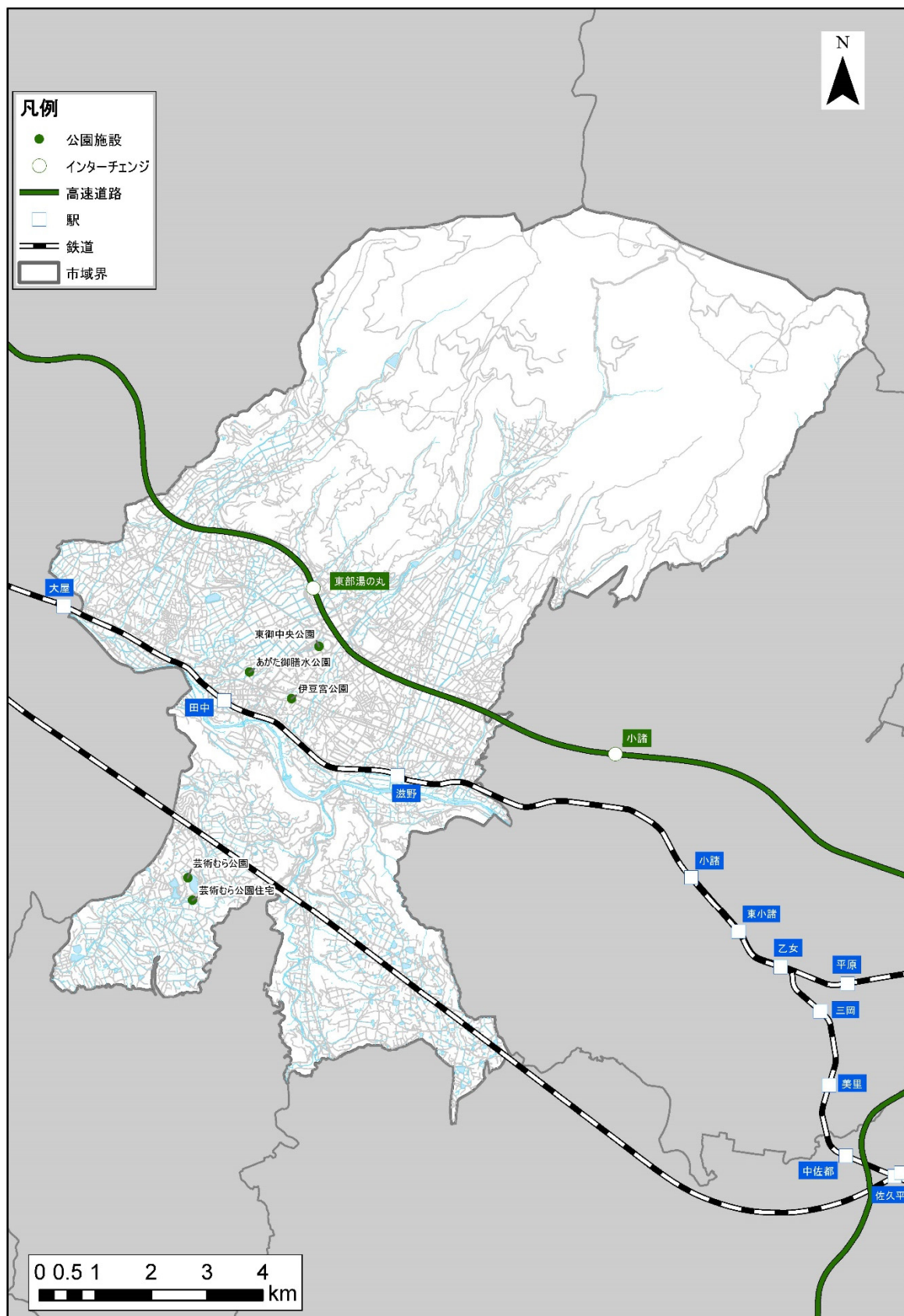


図 4-11 施設配置図（公園施設）

⑫供給処理施設

【施設概要】

表 4-20 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
供給処理施設	東御市一般廃棄物最終処分場	469	1995	その他	新耐震基準	
	東御市不燃物処理施設	679	1978	その他	不明	
	生ゴミリサイクル施設(エコクリーンとうみ)	946	2019	その他	新耐震基準	

※ 1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

【現況と課題】

◇「東御市一般廃棄物最終処分場」「東御市不燃物処理施設」「東御市生ごみリサイクル施設（エコクリーンとうみ）」の3施設があります。

◇委託業者と連携し、定期的な点検や修繕等を実施しています。

【基本的な方針】

○計画的な点検や修繕等の実施により、施設を適切に維持管理していくとともに、維持管理に掛かる費用の平準化に努めます。

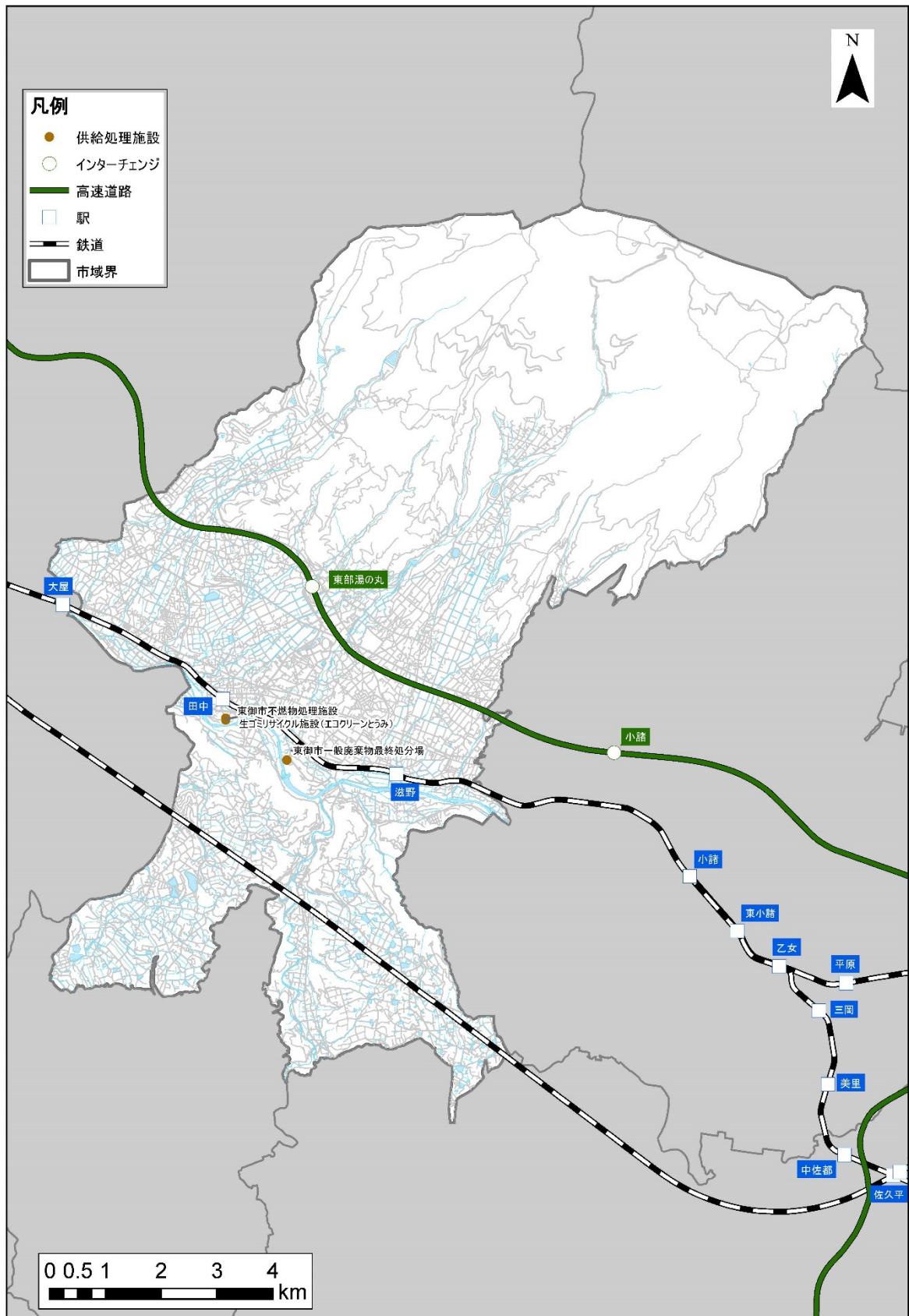


図 4-12 施設配置図（供給処理施設）

⑬その他

【施設概要】

表 4-21 対象施設一覧

中分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	運営形態	耐震改修 実施状況	大規模改修 実施年
その他	新定住事業 管理直売施設	150	1993	直営	新耐震基準	
	サンファーム	84	1994	その他	新耐震基準	
	浦久保共同作業所	136	1972	その他	不明	
	加沢地区共同園芸施設	1,989	2002	その他	新耐震基準	
	本海野共同作業所	40	1980	その他	不明	
	滋野駅前公衆トイレ	22	2001	その他	新耐震基準	
	田中駅前公衆トイレ	30	1999	その他	新耐震基準	
	東御市産地形成促進施設	340	1995	指定管理	新耐震基準	
	東御市農畜産物処理加工施設	160	1995	指定管理	新耐震基準	
	東御市農畜産物販売施設	96	2005	指定管理	新耐震基準	
	湯の丸センター	199	1995	その他	新耐震基準	
	旧稚蚕飼育所	1,371	1993	その他	診断未実施	
	旧御牧原保育園	524	1979	その他	不明	
	旧東御市高齢者センターみまき	469	1989	その他	新耐震基準	
	旧東御市北御牧郷土資料館	277	1993	その他	新耐震基準	
	農林水産物直売食材供給施設(道の駅「雷電くるみの里」)	787	2003	その他	新耐震基準	
	旧東御市地域情報交流施設	312	1996	直営	新耐震基準	

※1 施設に複数棟ある場合、建築年度、運営形態、耐震改修実施状況、大規模改修実施年は、主要な建物の内容を記載

表 4-22 利用状況一覧（利用人数）

中分類	施設名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
その他	農林水産物直売食材供給施設 (道の駅「雷電くるみの里」)	495,821	506,651	511,426	479,350	378,055
合計		495,821	506,651	511,426	479,350	378,055

※一般利用がない施設や利用状況の把握が困難な施設は表から除外

【現況と課題】

- ◇「新定住事業 管理直売施設」など17施設があり、そのうち「東御市産地形成促進施設」など3施設は指定管理による運営です。
- ◇「旧御牧原保育園」「旧稚蚕飼育所」「旧東御市高齢者センターみまき」は無償貸付を行っていますが、老朽化や耐震性など安全性への対策が必要です。
- ◇「旧東御市北御牧郷土資料館」は、2019年度に用途を廃止し、第3者に有償貸付を行っています。

【基本的な方針】

- 「浦久保共同作業所」「本海野共同作業所」は、地域への移管など、利用者による管理・運営体制に移行します。
- 無償貸付をしている「旧御牧原保育園」「旧稚蚕飼育所」は、貸付期間の終了後、施設の新たな活用や処分について検討します。
- 「東御市産地形成促進施設」などの観光・交流事業を支援する施設は、計画的な点検や修繕等の実施により、施設の適切な維持管理に努めるとともに、利用促進を図ります。

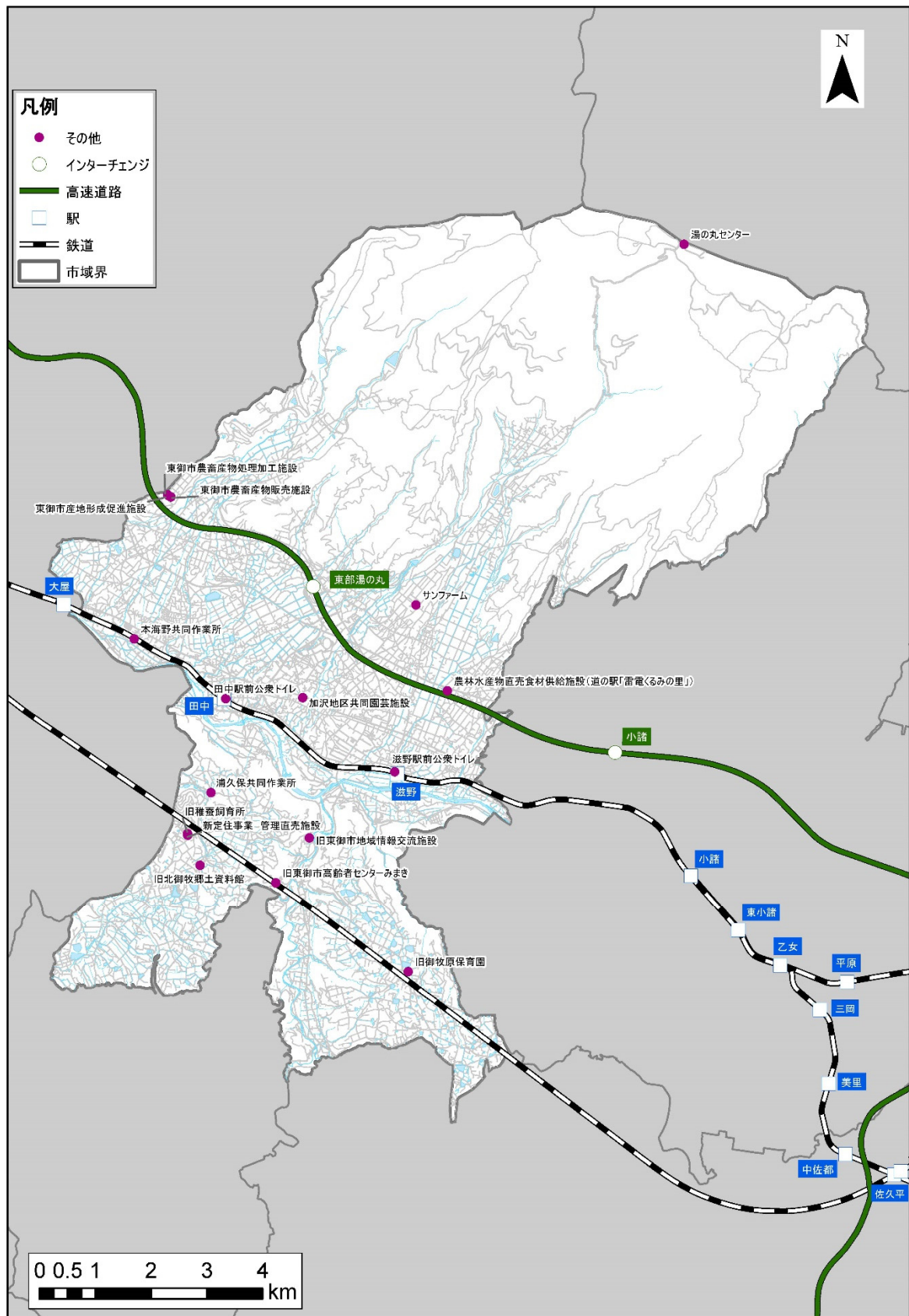


図 4-13 施設配置図（その他）

4. 2. インフラ資産

①道路

【現状】

◇市道の総延長は約 673km あり、その内訳は一級市道が約 62km、二級市道が約 64km、その他の市道が約 548km となっています。

【基本的な方針】

- 「舗装点検要領」に基づき、計画的な修繕・改修を実施します。
- 市民生活の身近にある道路は、生活の安全性の確保及び向上を図るため、道路の拡幅改修や側溝整備等を必要な場合において実施します。また、日常の目視点検、清掃や植栽などの維持管理は、市民と行政の協働の下に行います。

②橋りょう

【現状】

◇本市が管理する橋りょうは 195 橋あり、総面積は 15, 535 m²となっています。

【基本的な方針】

- 「道路橋定期点検要領」に基づき、5 年ごとの全橋点検及び日常点検を実施することで健全度の把握を行い、計画的な修繕・改修を実施します。
- 「東御市 橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理コストの縮減や平準化を図り、計画的な修繕を実施します。
- 老朽化や損傷等が著しい橋りょうは架け替えについても検討します。

③上水道

【現状】

◇本市の上水道管の総延長は約 357km が布設されており、浄水場、配水場などに附帯する施設は 35 施設あります。管路や上水道施設の多くは老朽化が進行しており、今後、更新・再構築の時期を迎えることになります。

【基本的な方針】

- 上水道事業は、地方公営企業法に基づき、独立採算制の原則によって経営を行っています。施設管理や財政の両面での健全性を確保していくため、アセットマネジメントの視点から、費用の平準化等の将来の収支バランスを考慮した水道ビジョンを策定し、効率的かつ効果的な施設管理と事業経営に努めます。また、民間運営に関しても検討します。

④下水道

【現状】

◇本市の下水道管の総延長は約 303km が布設されており、浄化センター、農業集落排水処理施設などの附帯施設は 17 施設あります。下水道施設の多くは老朽化が進行しており、今後、更新・再構築の時期を迎えることになります。

【基本的な方針】

○下水道事業は、地方公営企業法に基づき経営を行っています。計画的かつ効果的な施設管理の実現に向けて、ストックマネジメントシステムを構築し、適切な時期での施設の長寿命化及び改築対策を実施します。また、民間運営に関しても検討します。

⑤農道

【現状】

◇本市の農道の総延長は約 10km であり、総面積は 46,100 m²となっています。

【基本的な方針】

○農業の生産性の向上、農用地の適正な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階での修繕等を実施します。

⑥林道

【現状】

◇本市の林道の総延長は約 14km であり、総面積は 52,733 m²となっています。

【基本的な方針】

○林業の生産性の向上、森林の適正な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階での修繕等を実施します。

5.推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでの公共施設等の維持管理や情報把握は、施設を保有または所管する部署ごとに、部分的な最適化を進めてきましたが、今後は、市全体において全体的な最適化を図る視点で、全庁内の取組体制を構築します。

そのため、公共施設等の一元管理、公共施設の統廃合についての調整・合意形成、計画の進行管理・見直し検討等、全庁的な公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署を設置するなど、体制の強化を検討します。

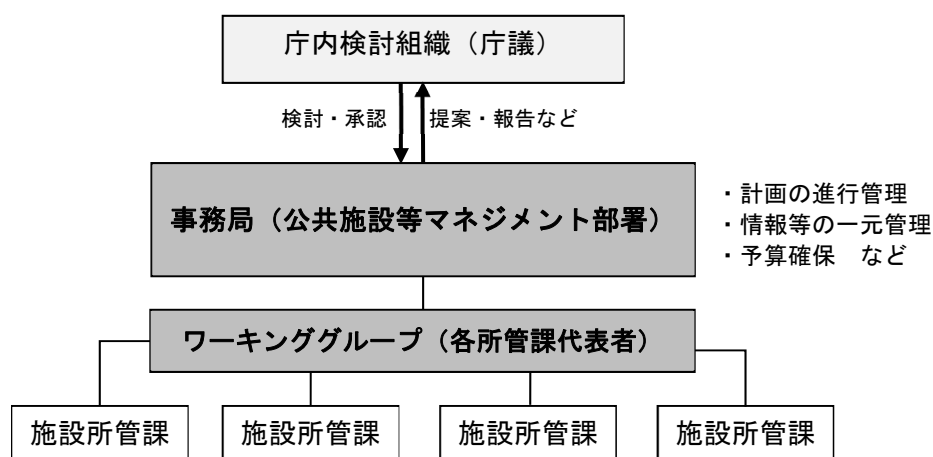


図 5-1 全庁的な取組体制のイメージ

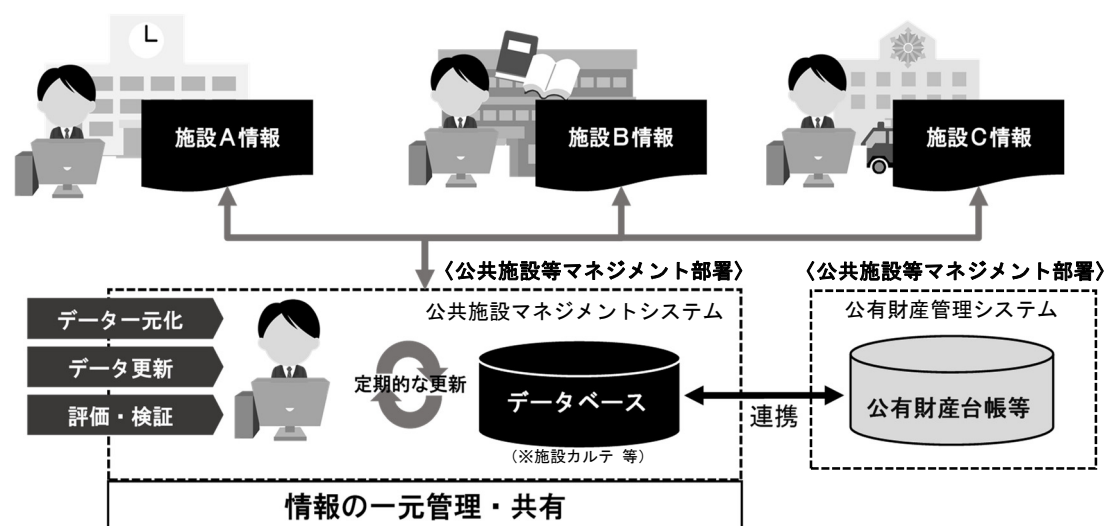
(2) 情報の一元管理・共有化

公共施設等マネジメントの推進には、施設等の人件費、修繕費等の維持管理にかかる費用、利用状況、費用対効果などを適宜把握し、分析をしていく必要があります。

そのため、公共施設等に関する情報を一元的に管理・共有化するために施設カルテをはじめとする情報データベース（公共施設マネジメントシステム）を活用し、各施設所管課からの修繕履歴や建替え等に関する情報を公共施設等マネジメント部署に集約し、一元的な情報管理のもとでデータベースを適宜更新することで、現状による庁内での情報共有を図ります。

こうして、一元化されたデータから施設の利用状況や修繕状況・点検結果等を把握し、各施設の個別施設計画（長寿命化計画等）策定の基礎情報としての活用や余剰施設の抽出、公共施設の適正配置等に活用します。

また、一元管理されたデータを庁内で共有することで、施設を評価するためのシステム（公有財産管理システム）による固定資産台帳との連携を図り、全庁横断的に効果的な管理・運営を推進していきます。



※施設カルテ：各施設の情報を「財務（コスト）」「品質（ストック）」「供給（サービス）」の視点で整理したもの。

図 5-2 情報管理・共有のイメージ

5.2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

P D C A (計画・実施・評価・改善) サイクルにより、取組みの進捗管理や改善を行い、本計画に沿った公共施設等マネジメントを推進します。

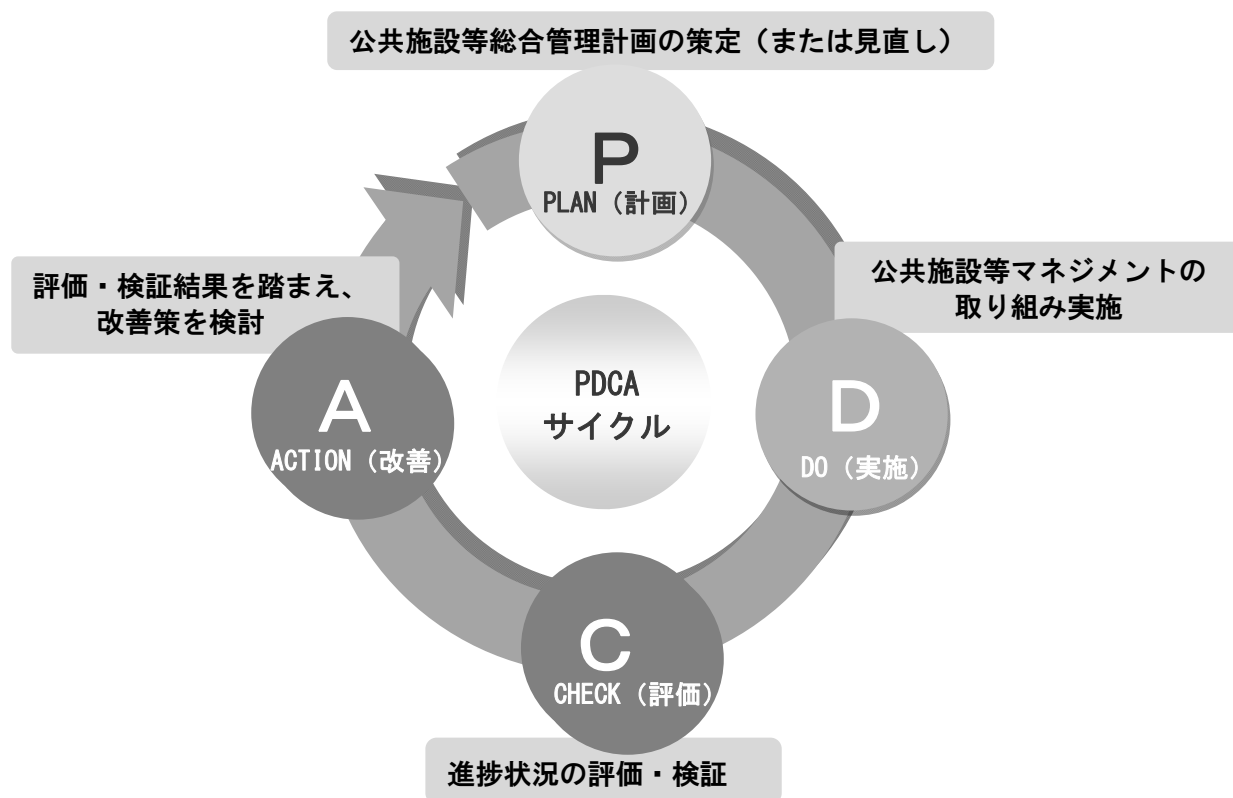


図 5-3 フォローアップの実施のイメージ

(2) 議会・市民との情報共有

計画を推進するためには、市民と情報や意識を共有することが重要であるため、取組状況等の議会報告、市のホームページや広報等の情報公開や、シンポジウム、ワークショップなどを活用した情報共有に努めます。

東御市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

東御市 総務部 総務課

〒389-0592 長野県東御市県 281-2

TEL 0268-62-1111 FAX 0268-63-5431